



富士市食育推進計画 第4次 富士山おむさび計画



令和6年3月
富士市





『ふじ食』とは？

富士市の食育プロジェクト、略して…「ふじ食」。「無事食」富士色、安全、安心の食の情報、地元の素材や食文化を発信する！それが「ふじ食」です。富士市の食育キャラクター「むすびん」と富士市のご当地グルメつけナポリタンのキャラクター「ナポリン」がタッグを組んで皆さんにわかりやすく、そして身近に『食』を感じてもらうため、始動したプロジェクトです。むすびんやナポリン、かわいい食材キャラクターたちが4コマ漫画などで、たのしく、おもしろく食の大切さを語ってくれます。

【ふじ食のキャラクターたち】



はじめに

「食」は、命の源であり、私たちが生きるために欠かすことのできないものです。また、健全な食生活を実践し、おいしく楽しく食べることは、健康で心豊かな生活の基盤となるものです。

本市では、市民の皆様が生涯にわたって、食に関する理解や関心を高め、心身の健康と豊かな人間性を育むことを目指し、平成21年3月に「富士山おむすび計画～富士市食育推進計画～」を策定いたしました。

その後、5年ごとに改定を行い、市民の皆様をはじめ、関係機関、団体、企業等と連携して、食育の推進に取り組んでまいりました。

このため、本市においては、食育の実践度や地産地消及び食品ロス削減に関する意識が高まっておりますが、コロナ禍での生活上の様々な制限などにより、食育への関心度の低下や肥満者の割合が増加するなど、依然として、多くの課題が残されております。

一方で、デジタル技術の活用や、災害に対する食の備えや支援、SDGsの達成に寄与する取組、人生100年時代を見据えた取組等、時代に沿った取組も求められております。

このような中、本市は、「第4次富士山おむすび計画」を策定いたしました。本計画の推進に当たっては、

①ひとづくり（ライフステージに応じた取組の推進）

②まちづくり（SDGsの視点を踏まえた食育の推進）

③きずなづくり（食育推進における連携体制の強化）

上記3つのポイントを踏まえ、食育に関する課題解決に向けた取組を展開してまいります。結びに、計画の策定に当たり、多大なご尽力をいただきました富士市食育推進会議委員の皆様をはじめ、ご協力いただきました多くの皆様に、心から感謝申し上げます。

令和6年3月

富士市長 小長井 義正



目標キヤッチフレーズ

市民行動目標

富士山



おいしくごはん
今日も元気

- 早寝・早起きして朝ごはんを食べよう
- 栄養バランスを考えて食べよう
- 適正体重を知ろう・体重を量ろう
- 歯を大切にしておいしく食べよう



むかいで
楽しい食卓

- むかいでみんなで食べよう
- 食事のマナーを守ろう
- 昔ながらの食を取り入れよう



するがの恵みに
感謝の気持ち

- 作物をつくってみよう
- 台所に立ってみよう
- 匂の食材・地元の食材を味わってみよう
- 買・作・食(かう・つくる・たべる)3つの「すぎない」生活を心がけよう
- 生ごみ削減・リサイクルに取り組もう



ひとりひとりが
主役の食育

- 食に関心をもとう
- 富士市の食育を広めよう

計画

本計画の名称について

本計画の名称は、お米を使った日本古来の伝統的な食べ物である「おむすび」と、本市のシンボル的存在である「富士山」の形にちなんで、第1次計画の策定時より「富士山おむすび計画」を引き継いで使用しています。また、おむすびの「むすぶ」という表現は、食育推進のためのネットワークをむすんでいくという方向性も表しています。

目 次

第1章 計画の策定に当たって	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置づけと計画期間	2
第3節 国・県計画の概要	3
第2章 食育の現状と課題	7
第1節 富士市の概況	7
第2節 食をめぐる現状	12
第3節 市民の食に関する意識	34
第4節 第3次計画の評価と課題	53
第3章 食育推進の基本的な考え方	58
第1節 基本理念	58
第2節 基本方針及び基本施策	59
第3節 第4次計画における施策展開の視点	62
第4節 施策体系	63
第5節 第4次計画の成果指標・目標値	64
第4章 具体的な施策の展開	66
第1節 多様な家庭、ライフステージに対応した食育の推進	66
第2節 保育園・幼稚園・認定こども園・学校における食育の推進	73
第3節 地域における食育の展開と食文化の継承	79
第4節 健康と環境、安全に配慮した食育の推進	85
第5章 計画の推進策	92
第1節 第4次計画で踏まえるポイント	92
第2節 施策の推進に当たっての役割分担	99
第3節 計画の進行管理と評価	100
資料編	101
1 食育基本法	101
2 富士市食育推進会議条例	109
3 計画の策定体制	111
4 計画策定の経緯	112
5 富士市食育推進会議委員名簿	113
6 食育推進計画策定委員会構成	115
7 食育推進計画策定ワーキンググループ構成	116



第1章 計画の策定に当たって

第1節 計画策定の趣旨

平成17年7月に施行された食育基本法^{※1}は前文において、食育は生きる上での基本であって、知育・德育・体育の基礎となるものであると位置づけています。第2条は「食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。」と規定し、国は国民の健全な食生活の実現と、環境や食文化を意識した持続可能な社会の実現のために、都道府県、市町村、関係機関・団体等、多様な関係者とともに国民運動として食育を推進してきました。

この間、高齢化が進行する中で、健康寿命^{※2}の延伸や生活習慣病^{※3}の予防は引き続き国民的課題であり、栄養バランスに配慮した食生活の重要性は増しています。一方、世帯構造の変化などによって食に関する国民の価値観や暮らしの在り方は多様化し、健全な食生活を実践することが困難な場面も増えてきています。古くから各地で育まれてきた地域の伝統的な食文化が失われていくことも危惧されます。

また、我が国の令和4年度の食料自給率はカロリーベースで38%と、食料の多くを海外からの輸入に頼っている一方で、食品ロス^{※4}の状況を見ると、令和2年の国民1人1日当たり食品ロス量は、おおよそ茶碗1杯分のご飯の量に相当するとされています。

こうした食を取り巻く環境の変化や新型コロナウイルス感染症拡大などを背景に、令和3年3月に策定された国の第4次食育推進基本計画では、「生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進」「持続可能な食を支える食育の推進」「『新たな日常』やデジタル化に対応した食育の推進」を重点事項としています。

本市においても、平成19年3月に富士市食育推進会議条例を制定、平成21年3月に「富士山おむすび計画～富士市食育推進計画～」を策定し、健全な食生活を実践する食育の推進に取り組んできました。

このたび、平成31年度～令和5年度を計画期間とする「第3次富士山おむすび計画～富士市食育推進計画～」が終了するに当たり、本市を取り巻く環境の変化や国の第4次食育推進基本計画、県計画なども踏まえ、令和6年度～令和10年度を計画期間とする「第4次富士山おむすび計画～富士市食育推進計画～(以下、「本計画」という。)」を策定しました。

食育とは　－食育基本法（平成17年7月施行）より－

- ◆生きる上での基本であって、知育、德育及び体育の基礎となるべきもの
- ◆様々な経験を通じ、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること

※1 食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進すること等を目的に施行された法律。

※2 平均寿命のうち、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。

※3 食事、運動、休養、飲酒、喫煙などの生活習慣を要因として発症する疾患。糖尿病、高血圧、がん、脳卒中、心臓病など。

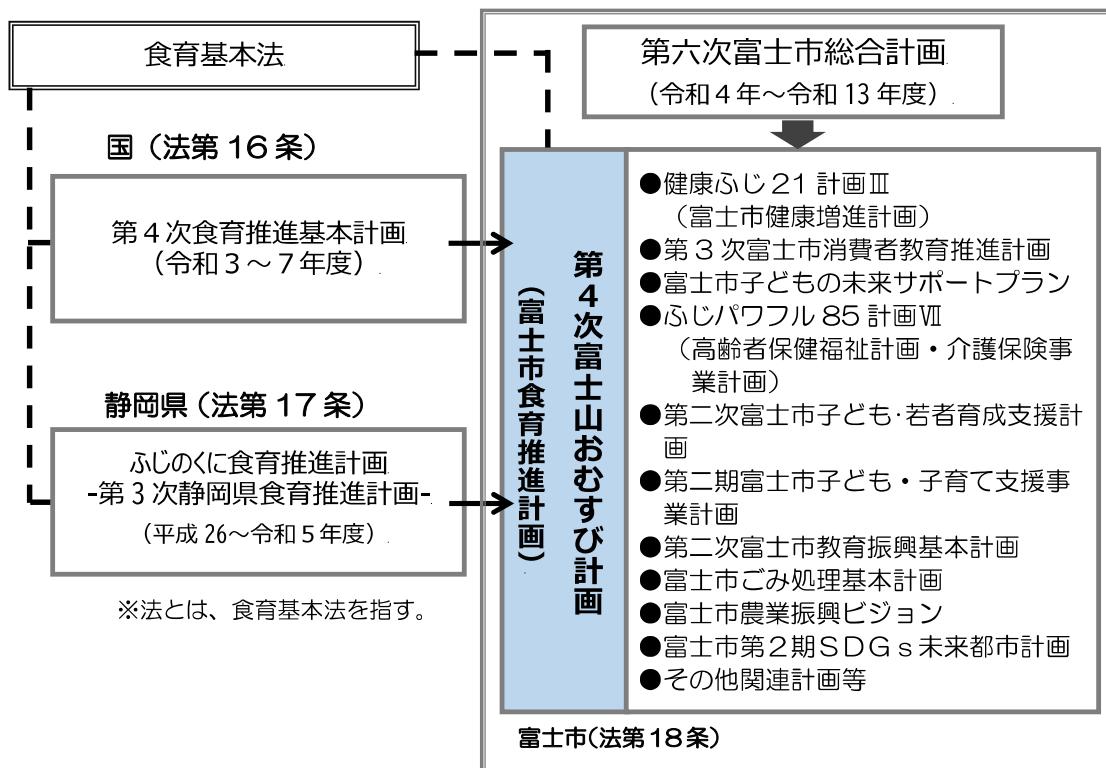
※4 売れ残りや食べ残し、期限切れ食品など、本来は食べられるはずの食品が廃棄されること。

第2節 計画の位置づけと計画期間

1 計画の位置づけ

本計画は、食育基本法第18条第1項の規定に基づく市町村食育推進計画として位置づけるもので、国・静岡県の計画を踏まえるとともに、第六次富士市総合計画に基づき、食育に関連する市の諸計画と整合性を持って策定するものです。

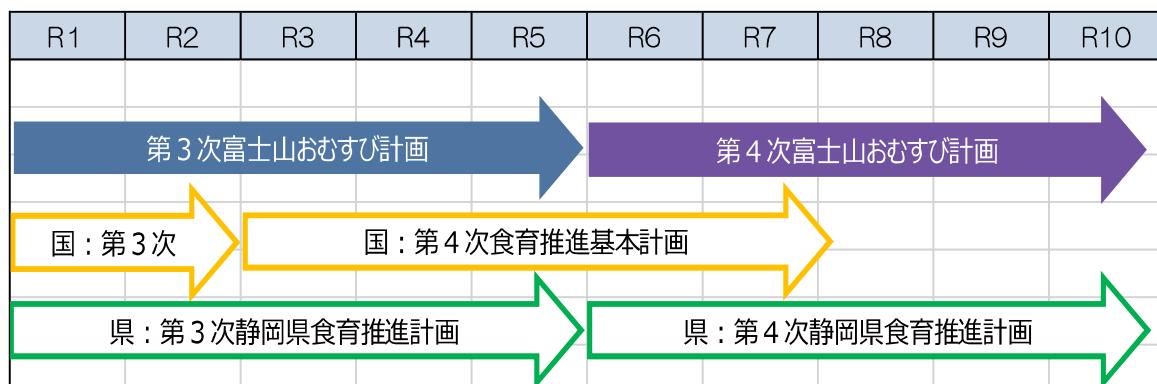
本計画は、本市の今後の食育推進の方向性を定め、食育に関する施策を総合的、計画的に推進するための基本となるものです。また、行政、関係団体、市民がそれぞれの役割に応じて連携を図り、協働して食育に取り組むための基本指針となるものです。



2 計画期間

本計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。ただし、計画期間中に状況の変化などが生じた場合には、必要な見直しを行うこととします。

(年度)



第3節 国・県計画の概要

1 国：第4次食育推進基本計画

「第4次食育推進基本計画」は令和3年3月31日、食育推進会議（会長：野上農林水産大臣）で決定されました。

新型コロナウイルス感染症の流行によって、飲食業が甚大な影響を受けるなど、我が国の農林水産業や食品産業に様々な影響を与えた一方、在宅時間や家族で食を考える機会が増えことで、食を見つめ直す契機ともなり、家庭での食育の重要性が高まっています。

こうした「新たな日常」の中でも、食育がより多くの国民による主体的な運動となるためには、ICT（情報通信技術）や社会のデジタル化の進展を踏まえ、デジタルツールやインターネットも積極的に活用していくことが必要とされています。

こうした国民の健康や食を取り巻く環境の変化、社会のデジタル化など、食育をめぐる状況を踏まえ、基本的な方針として以下の3つを重点事項とし、総合的に推進することとしています。

また、計画期間を令和3年度から概ね5年間として、食育を国民運動として推進するための定量的な目標を掲げています。

【3つの重点事項】



資料：「第4次食育推進基本計画」 啓発リーフレットより

【国：第4次食育推進基本計画の目標】

項目	現状値(R2年度)	目標値(R7年度)
目標1: 食育に関心を持っている国民を増やす		
①食育に関心を持っている国民の割合	83.2%	90%以上
目標2: 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数を増やす		
②朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数	週9.6回	週11回以上
目標3: 地域等で共食したいと思う人が共食する割合を増やす		
③地域等で共食したいと思う人が共食する割合	70.7%	75%以上
目標4: 朝食を欠食する国民を減らす		
④朝食を欠食する子供の割合	4.6%	0%
⑤朝食を欠食する若い世代の割合	21.5%	15%以下
目標5: 学校給食における地場産物を活用した取組等を増やす		
⑥栄養教諭による地場産物に係る食に関する指導の平均取組回数	月9.1回	月12回以上
⑦学校給食における地場産物を使用する割合(金額ベース)を現状値(令和元年度)から維持・向上した都道府県の割合	-	90%以上
⑧学校給食における国産食材を使用する割合(金額ベース)を現状値(令和元年度)から維持・向上した都道府県の割合	-	90%以上
目標6: 栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす		
⑨主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている国民の割合	36.4%	50%以上
⑩主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている若い世代の割合	27.4%	40%以上
⑪1日あたりの食塩摂取量の平均値	10.1g	8g以下
⑫1日あたりの野菜摂取量の平均値	280.5g	350g以上
⑬1日あたりの果物摂取量100g未満の者の割合	61.6%	30%以下
目標7: 生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する国民を増やす		
⑭生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する国民の割合	64.3%	75%以上
目標8: ゆっくりよく噛んで食べる国民を増やす		
⑮ゆっくりよく噛んで食べる国民の割合	47.3%	55%以上
目標9: 食育の推進に関わるボランティアの数を増やす		
⑯食育の推進に関わるボランティア団体等において活動している国民の数	36.2万人	37万人以上
目標10: 農林漁業体験を経験した国民を増やす		
⑰農林漁業体験を経験した国民(世帯)の割合	65.7%	70%以上
目標11: 産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす		
⑱産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民の割合	73.5%	80%以上
目標12: 環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす		
⑲環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民の割合	67.1%	75%以上
目標13: 食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民を増やす		
⑳食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民の割合	76.5%	80%以上
目標14: 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民を増やす		
㉑地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民の割合	50.4%	55%以上
㉒郷土料理や伝統料理を月1回以上食べている国民の割合	44.6%	50%以上
目標15: 食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民を増やす		
㉓食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民の割合	75.2%	80%以上
目標16: 推進計画を作成・実施している市町村を増やす		
㉔推進計画を作成・実施している市町村の割合	87.5%	100%

2 県：静岡県食育推進計画（第4次静岡県食育推進計画）

県の「静岡県食育推進計画」（令和6年度～令和17年度）では、「0歳から始まるふじのくにの食育」をスローガンに、「食を通して人をはぐくむ」を目指して、3つの取組の柱を掲げています。

（1）静岡県の食育の目指すもの 「食を通して人をはぐくむ」

（2）スローガン 「0歳から始まるふじのくにの食育」

（3）取組の柱

- 柱1. 生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進
- 柱2. 持続可能な食を支える食育の推進
- 柱3. 食を支える環境づくり

（4）施策体系（基本的施策）

柱1. 生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進

- I 「こども世代」における食育
 - 1 望ましい食習慣の形成
 - 2 豊かな食体験の提供
- II 「成人期（働く世代）」における食育
 - 1 次世代を育むための食生活
 - 2 生活習慣病の予防・改善
- III 「高齢期」における食育
 - 1 低栄養の予防・改善
 - 2 健康寿命延伸に向けた食生活

柱2. 持続可能な食を支える食育の推進

- IV 食と農の連携や食文化の継承を通じた食育
 - 1 地産地消
 - 2 生産者と消費者の交流促進
 - 3 しずおかの食文化の普及・継承
- V 環境に配慮した食育
 - 1 環境を意識した食生活
 - 2 環境にやさしい農産物・水産物の生産
- VI 食の安全・安心の実現に向けた食育
 - 1 安全な食品の供給
 - 2 災害時の備え

柱3. 食を支える環境づくり

- VII 食育を推進する人材育成
 - 1 専門知識を有する人材の育成
 - 2 食育ボランティアの育成・支援
- VIII 食に関する調査、研究、情報の提供
 - 1 食に関する調査・研究の実施
 - 2 食に関する相談・情報提供
- IX 食育推進の体制づくり
 - 1 連携体制整備
 - 2 企業・団体への支援

【第4次静岡県食育推進計画の目標】

指標		現状値	目標値	数値の根拠
I 「こども世代」における食育				
I-1	朝食を毎日食べる幼児、児童、生徒の割合の増加	(2022年度) 園児 98.3% 小学生 97.5% 中学生 95.0% 高校生 95.8%	(2035年度) 100%に近づける	朝食摂取状況調査
	児童・生徒における肥満傾向児(小学5年生)の割合	(2022年度) 11.9%	(2035年度) 減少	学校保健統計
	栄養バランスのとれた朝食をとっている幼児児童生徒の割合	(2022年度) 幼児 41.2% 小6年 46.0% 中2年 48.4% 高2年 45.5%	(2035年度) 幼児 55% 小6年 55% 中2年 50% 高2年 55%	朝食摂取状況調査
I-2	こどもの居場所の数(こども食堂を含む)	(2020年度) 377箇所	(2025年度) 502箇所	こども家庭課調べ
II 「成人期(働く世代)」における食育				
II-1	日ごろ「子供1人」で朝食を食べている割合(小5)	幼児 45.7% 小6年 56.4% 中2年 47.9% 高2年 46.1%	(2035年度) 20%	朝食摂取状況調査
	40～60歳代の肥満者(BMI25以上)の割合	(2020年度) 男性 35.7% 女性 20.6%	(2035年度) 男性 30%未満 女性 15%未満	特定健診データ
II-2	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の日がほぼ毎日の者の割合	(2022年) 42.0%	(2035年) 50%	県民健康基礎調査
	野菜摂取量の平均値	(2022年) 285.1g 男性 288.0g 女性 282.6g	(2035年) 350g	県民健康基礎調査
	食塩摂取量の平均値	(2022年) 10.0g 男性 10.8g 女性 9.2g	(2035年) 7g	県民健康基礎調査
	管理栄養士・栄養士を配置している特定給食施設(病院、介護保険老人施設、介護医療院を除く)の割合	(2022年度) 74.3%	(2035年度) 78%	県給食施設実態調査
	ヘルシーメニューの提供をしている特定給食施設(事業所、一般給食センター)の割合	(2022年度) 78.1%	(2035年度) 81%	県給食施設実態調査
III 「高齢期」における食育				
III-1	通いの場の設置数	(2021年度) 4,665箇所	(2025年度) 6,100箇所	静岡県長寿社会保健福祉計画
	低栄養傾向(BMI20以下)の高齢者(65～74歳)の割合	(2020年度) 18.6%	(2035年度) 13%未満	特定健診データ
III-2	80歳で自分の歯が20本以上ある者の割合	(2021年度) 68.4%	(2035年度) 85%	後期高齢者歯科健診データ
	かかりつけ歯科医を持つ者(定期管理を受けている者)の割合	(2022年度) 58.5%	(2035年度) 95%	健康に関する県民意識調査
IV 食と農の連携や食文化の継承を通じた食育				
IV-1	学校給食における地場産物を使用する割合(金額ベース)	(2022年度) 61.1%	(2035年度) 現状値より維持・向上	文部科学省「学校給食における地場産物・国産食材使用状況調査(金額ベース)」
	地産地消の取組支援(地産地消フェアに取り組む企業数)	(2022年度) 21企業/年	(2025年度) 毎年度21企業	食と農の基本計画
IV-2	農林漁家民宿の宿泊数	(2022年度) 2,991人	(2035年度) 7,200人	観光政策課調べ
	ふじのくに茶の都ミュージアムの有料施設入館者数	(2022年度) 55,798人	(2035年度) 毎年度70,000人	茶の都ミュージアム調べ
V 環境に配慮した食育				
V-1	食品ロス削減のために何らかの行動をしている県民の割合	(2022年度) 87.8%	(2035年度) 90%以上	インターネットモニターアンケート
V-2	有機農業の取組面積	(2020年度) 418ha	(2025年度) 620ha	食と農の基本計画
VI 食の安全・安心の実現に向けた食育				
11	食育との連携による農業者・流通業者・消費者への認証・表示制度等の理解促進(農業や食の体験機会を創出する食育講座の開催数)	(2022年度) 7回/年	(2025年度) 毎年度7回	食と農の基本計画
12	食品を備蓄している給食施設(入所施設)の割合	(2022年度) 93.3%	(2035年度) 100%	県給食施設実態調査
VII 食育を推進する人材育成				
VII-2	食育指導者研修会・情報交換会開催回数	(2022年度) 9回	(2035年度) 各地域年1回以上	健康増進課調べ
IX 食育推進の体制づくり				
IX-2	ヘルシーメニューの提供をしている特定給食施設(事業所、一般給食センター)の割合	(2022年度) 74.3%	(2035年度) 81%	県給食施設実態調査

第2章 食育の現状と課題

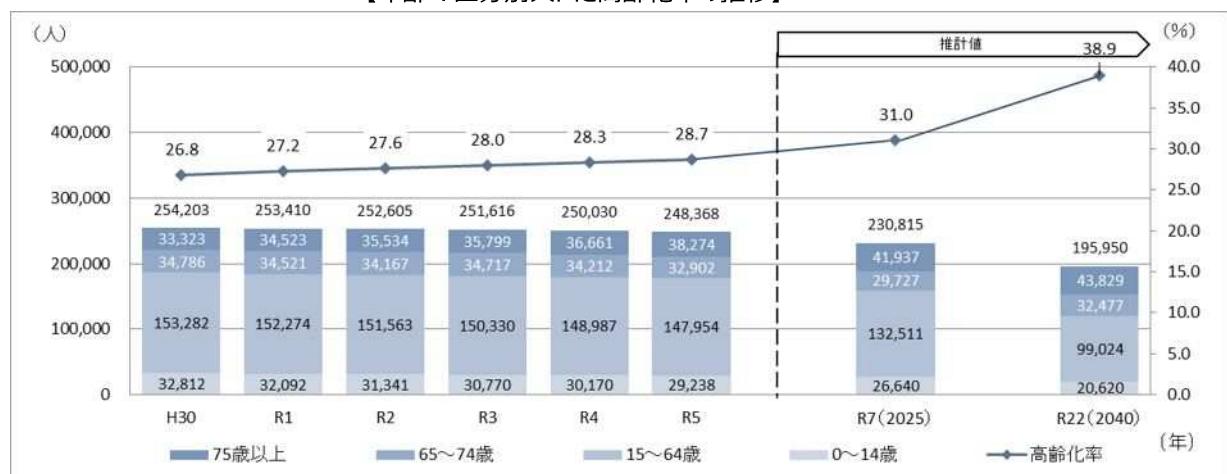
第1節 富士市の概況

1 人口

市の総人口を見ると、平成30年以降減少で推移し、令和5年では248,368人となっています。また、年齢4区分別人口割合を見ると、少子高齢化が進み、令和5年の高齢化率は28.7%となっています。高齢者の内訳を見ると、平成30年以降65～74歳は33,000人前後で推移していますが、75歳以上の後期高齢者は一貫して増加しています。

今後も少子高齢化による0～64歳人口の減少と、75歳以上の後期高齢者の増加が続くことが見込まれ、令和22年（2040年）の高齢化率は38.9%になると推計されています。

【年齢4区分別人口と高齢化率の推移】



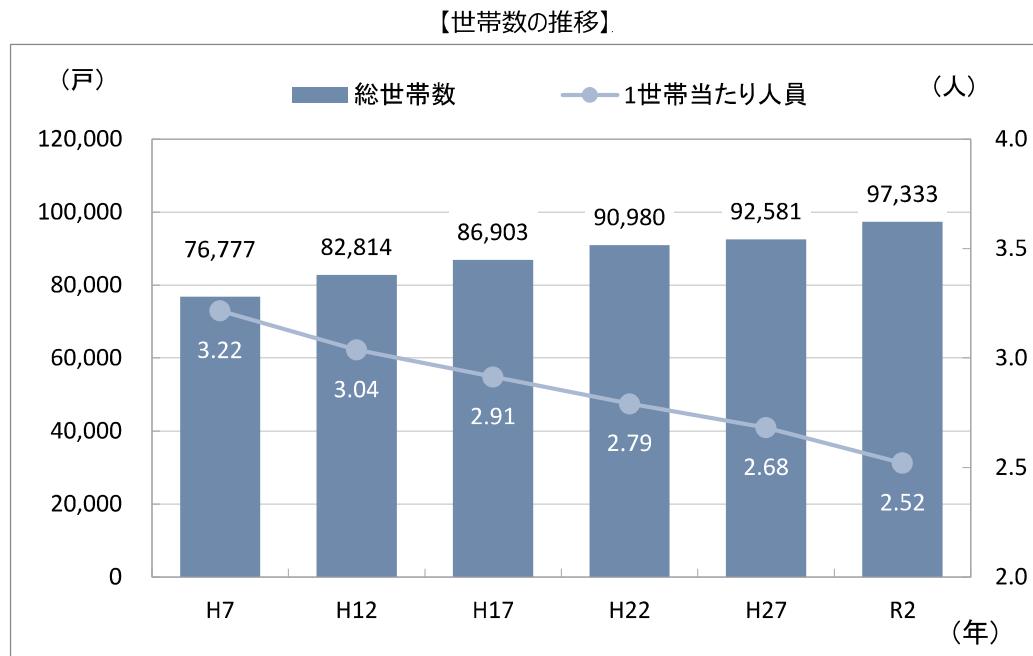
資料：年齢別人口表（各年4月1日時点）、推計値は国立社会保障・人口問題研究所の推計値



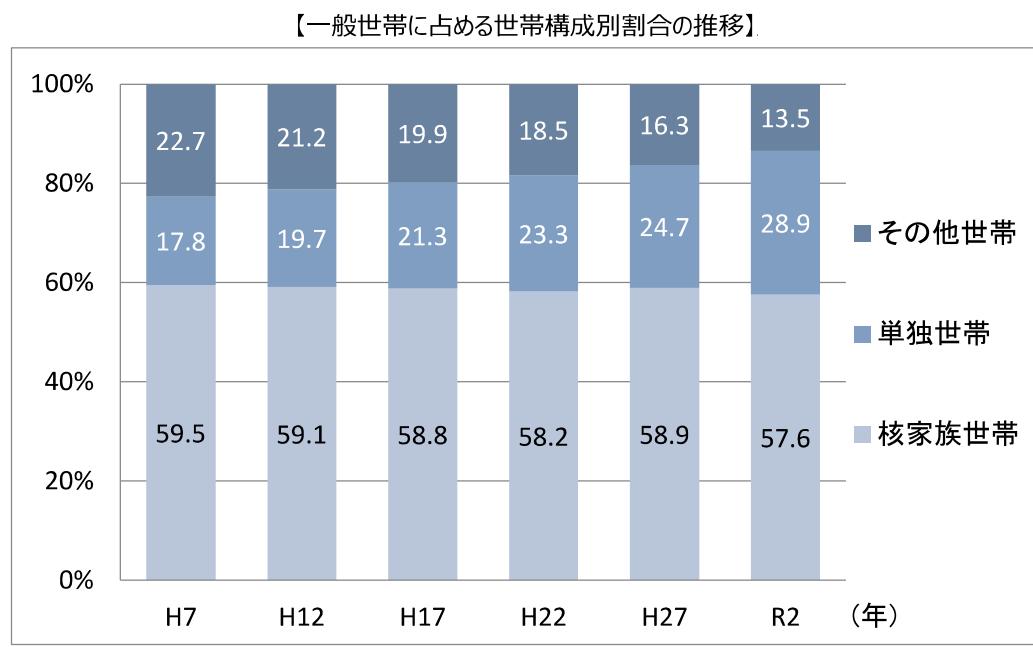
2 世帯

(1) 世帯数・世帯割合

世帯数は増加傾向にある一方で、1世帯当たり人員は減少を続けています。世帯構成別割合を見ると、単独世帯の割合が増加し、令和2年では28.9%に達しています。



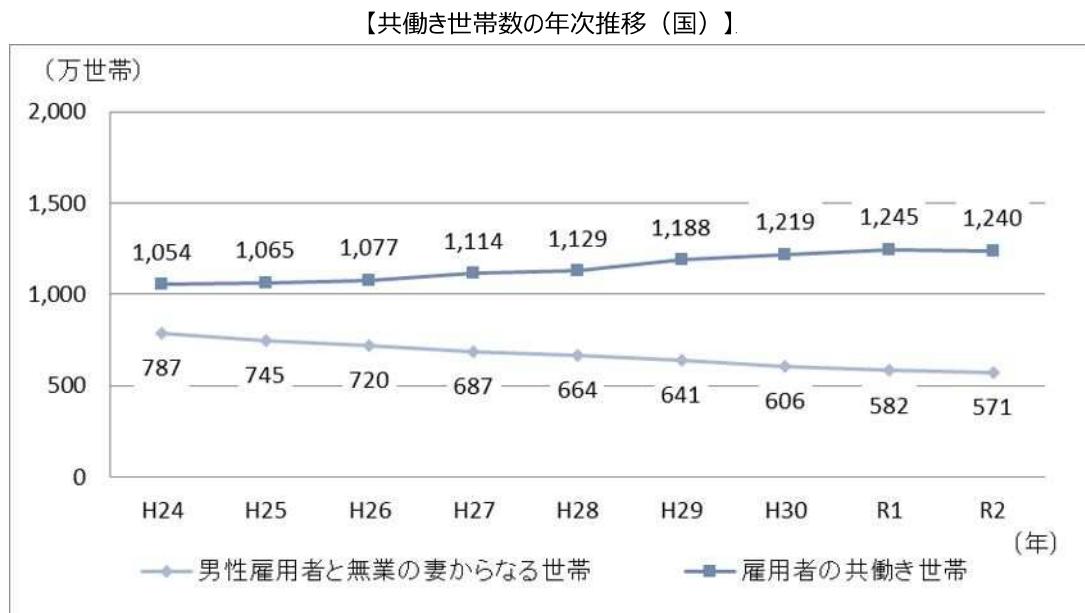
資料：国勢調査



資料：国勢調査

(2) 共働き世帯【国】

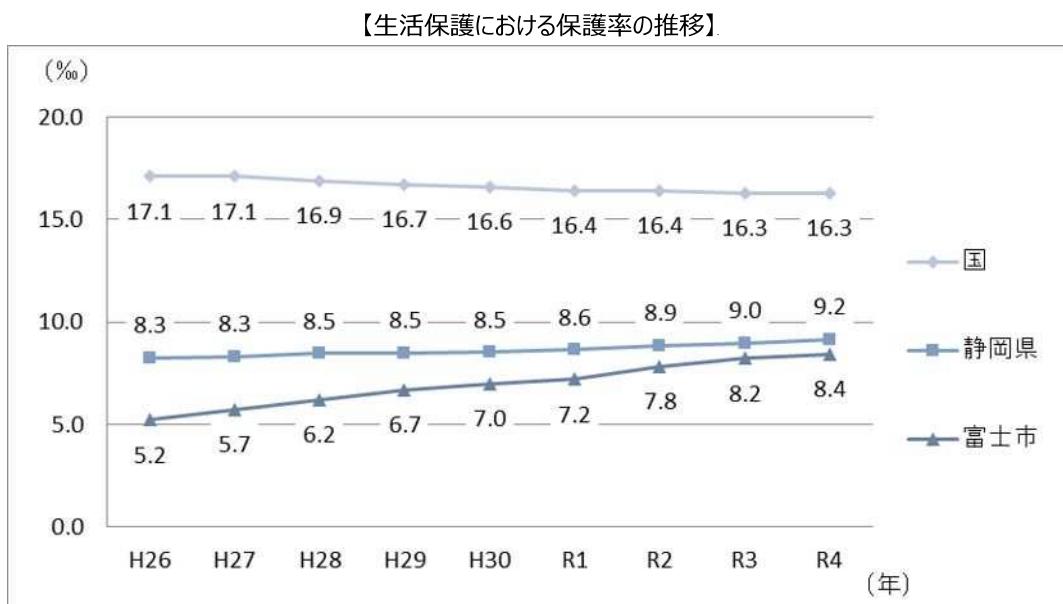
全国の共働き世帯の状況を見ると、男性が就労し女性が無業の世帯は年々減少し、共働き世帯が増加していましたが、令和2年はどちらの世帯も減少しています。



資料：総務省労働局「労働力調査(詳細集計)(年平均)」

(3) 生活保護

生活保護における保護率の推移を見ると、国や静岡県よりも低くなっているものの、毎年増加で推移し、令和4年では8.4%（パーセント：千分率）となっています。



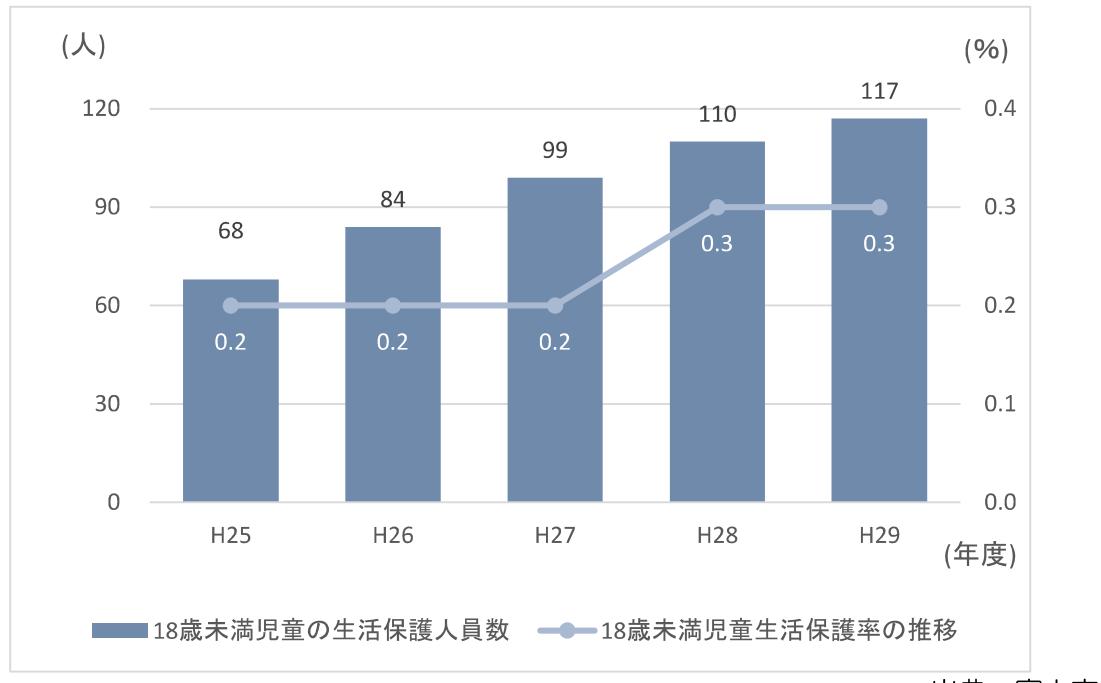
資料：令和4年度富士市の福祉（国・静岡県・富士市）

(4) 子どもの困窮世帯の状況

18歳未満児童の生活保護の状況を見ると、年々増加傾向にあり、平成29年度では117人となっています。保護率の推移についても、平成28年度以降は0.3%で推移しています。

児童扶養手当の支給状況について見ると、受給対象児童は減少していますが、受給対象児童割合は増加傾向にあります。

【18歳未満児童の生活保護人員数及び生活保護率の推移】



出典：富士市

【児童扶養手当支給対象児童数及び18歳以下の全児童における児童扶養手当受給対象児童割合の推移】



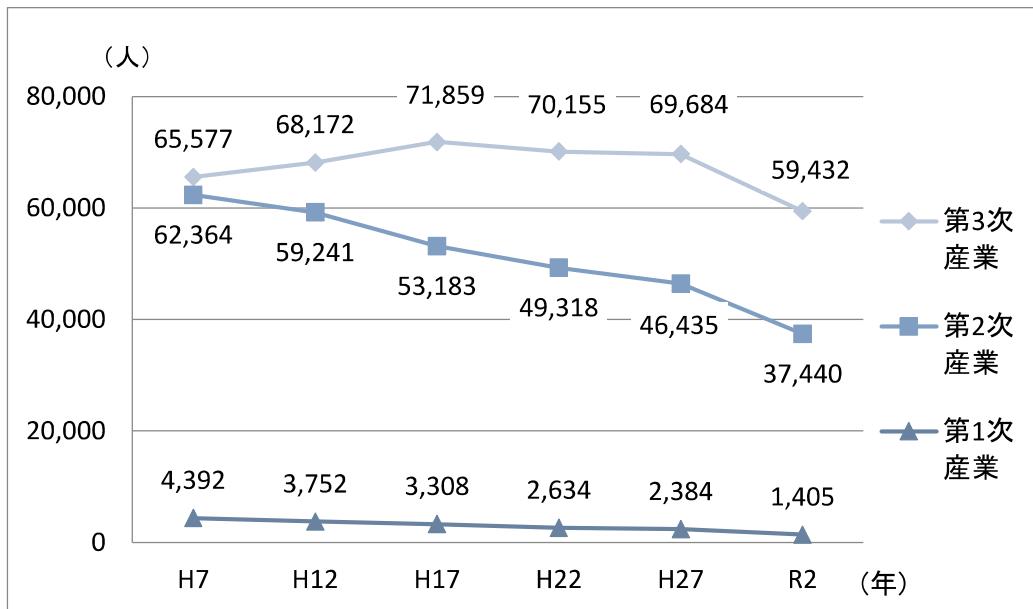
出典：富士市

3 就業

産業大分類別の就業者数は、第1次産業、第2次産業、第3次産業でともに減少しています。平成27年と比較すると、特に第1次産業の就業者数の減少割合が58.9%と大きくなっています。

農家数の推移を見ると、総農家数は減少傾向にあり、令和2年では2,042戸となっています。

【産業大分類別就業者数の推移】



資料：国勢調査

【農家数の推移】



資料：農林業センサス

※令和2年より兼業農家および専業農家の区分が無くなり、新たに販売農家となりました。

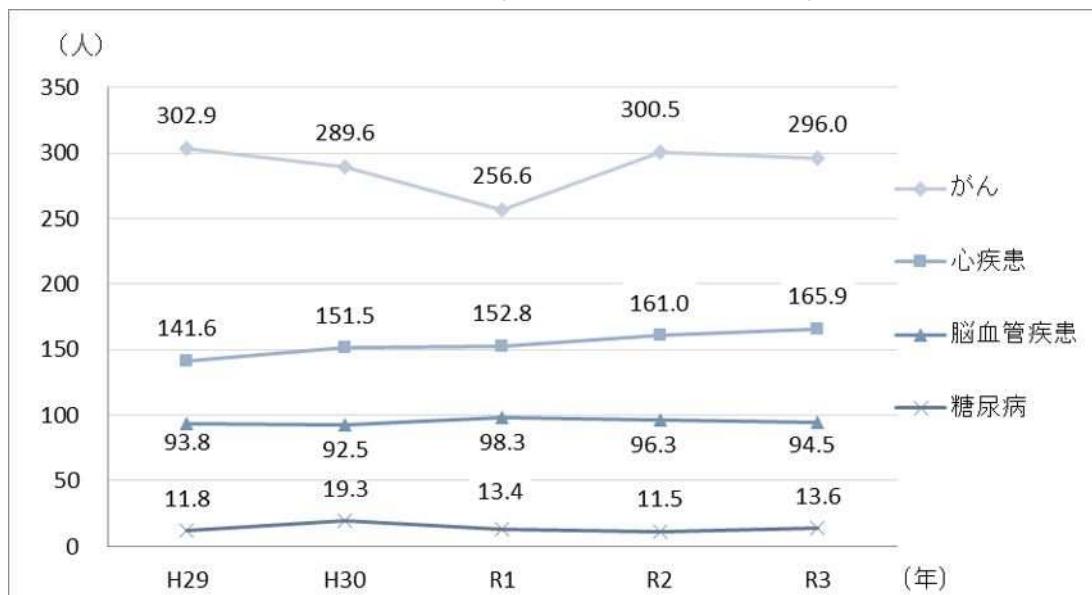
第2節 食をめぐる現状

1 大人の健康状態

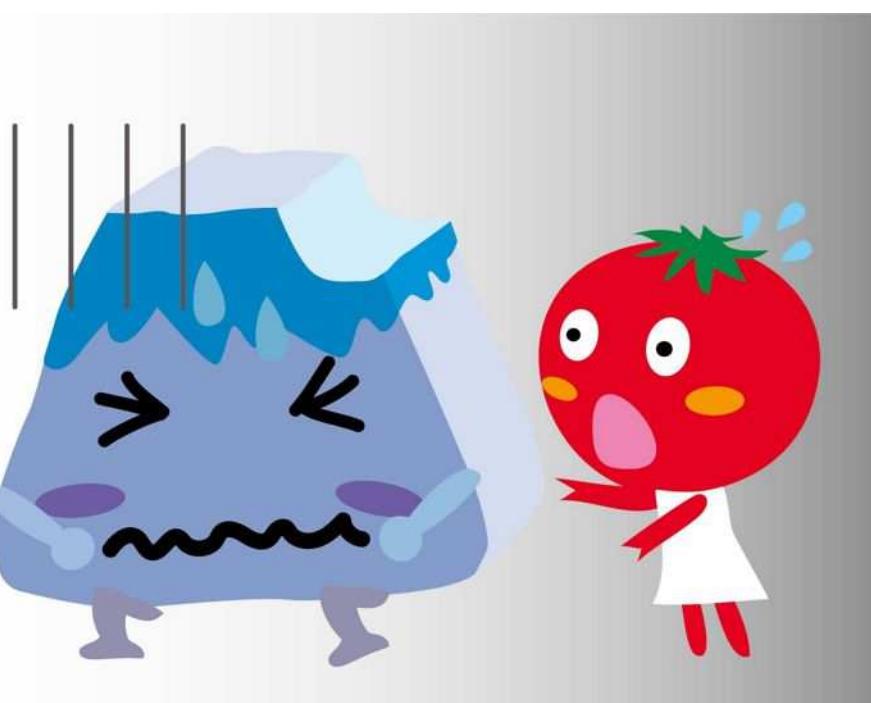
(1) 生活習慣病による死亡率

食習慣や運動習慣など日頃の生活習慣と関わりが深い主な生活習慣病の死亡率（人口 10 万人当たりの死亡数）の推移を見ると、がんの割合が高く、心疾患、脳血管疾患がそれに次いでいます。

【主な生活習慣病の死亡率（人口 10 万人当たりの死亡数）の推移】



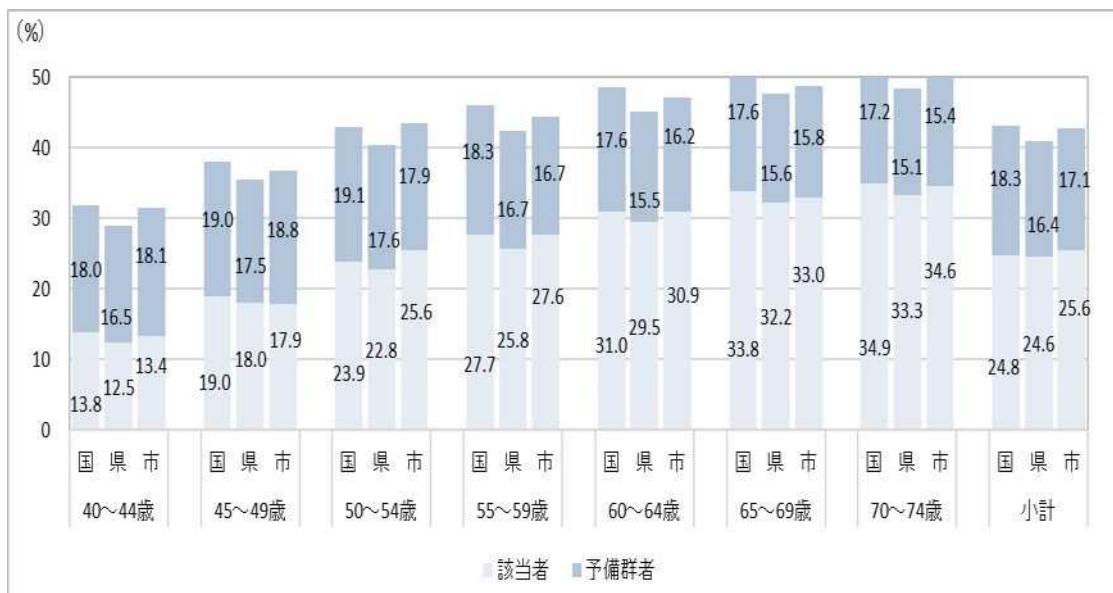
資料：富士市統計書（静岡県富士健康福祉センター）人口動態統計



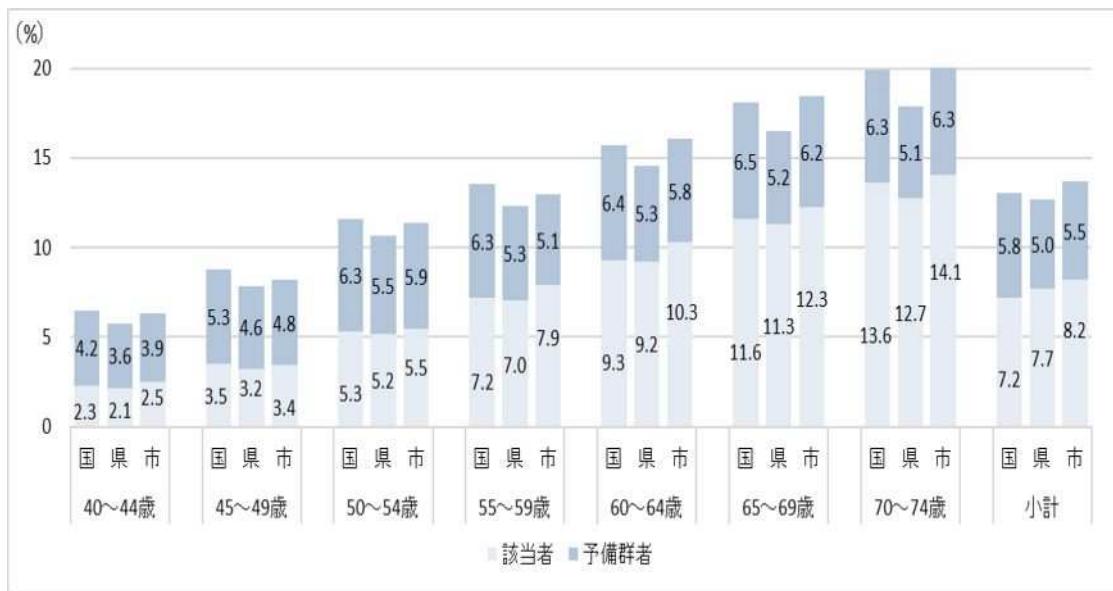
(2) 大人の肥満

令和2年度の特定健診の結果を見ると、特定健診受診者数に対するメタボリックシンドローム^{※5}該当者及び予備群者数の割合は、女性より男性の方が顕著に高くなっています。また、男女ともに県よりも高い割合になっています。

【令和2年度メタボリックシンドローム該当者・予備群者の割合（男性） 令和2年】



【令和2年度メタボリックシンドローム該当者・予備群者の割合（女性） 令和2年】



資料：厚生労働省「特定健康診査受診者数等の性・年齢階級・保険者種別ごとの分布（全国及び都道府県別一覧）」

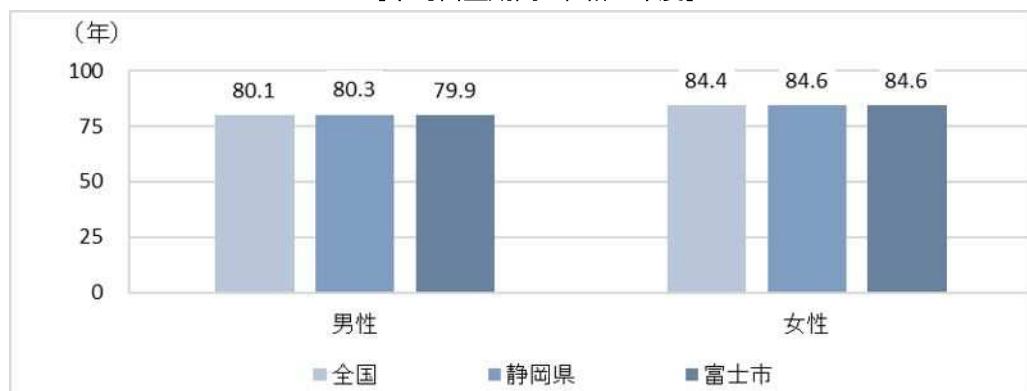
※5 日本では、ウエスト周囲径（おへその高さの腹囲）が男性 85cm 女性 90cm を超え、高血圧・高血糖・脂質代謝異常の 3 つのうち 2 つ以上当てはまるときメタボリックシンドロームと診断され、1 つ当てはまるときメタボリックシンドローム予備群者とされている。

(3) 平均自立期間と平均寿命、要介護の期間

令和4年度における平均自立期間^{※6}や平均寿命、介護を必要とする期間を見ると、いずれも男性に比べ女性で期間が長くなっています。

平均自立期間と平均寿命では、男性が国や県の平均を下回っている一方、女性では同じくらいの値になっています。

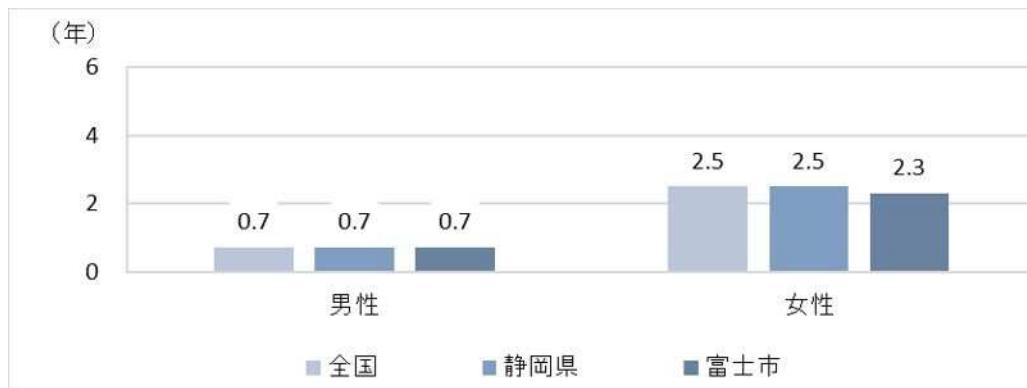
【平均自立期間 令和4年度】



【0歳時点からの平均余命（平均寿命） 令和4年度】



【介護を必要とする期間 令和4年度】



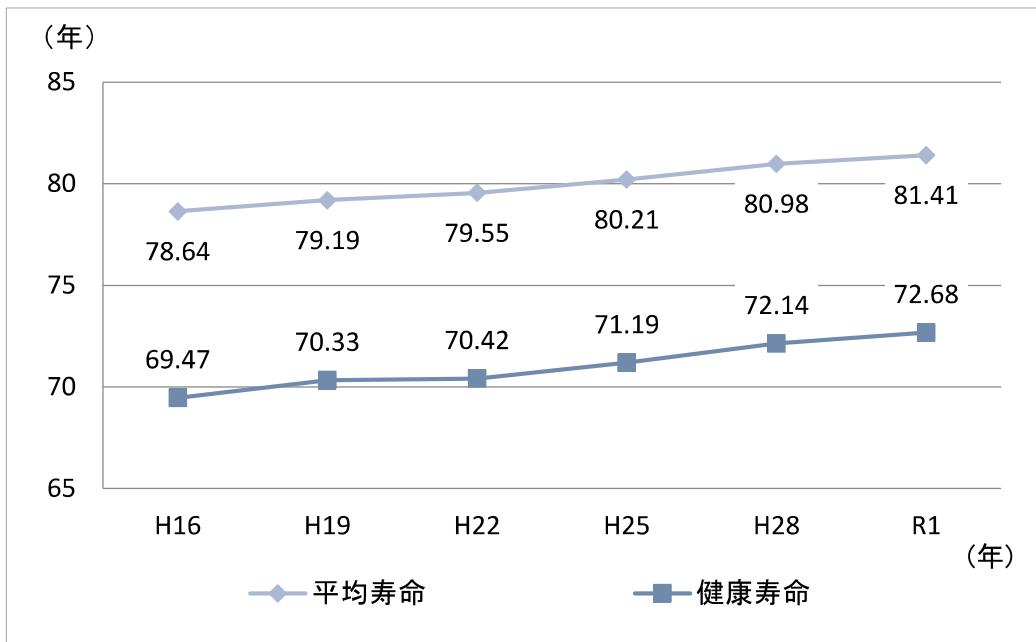
資料：国保データベース(KDB)システムより算出

※6 日常生活動作が自立している期間の平均

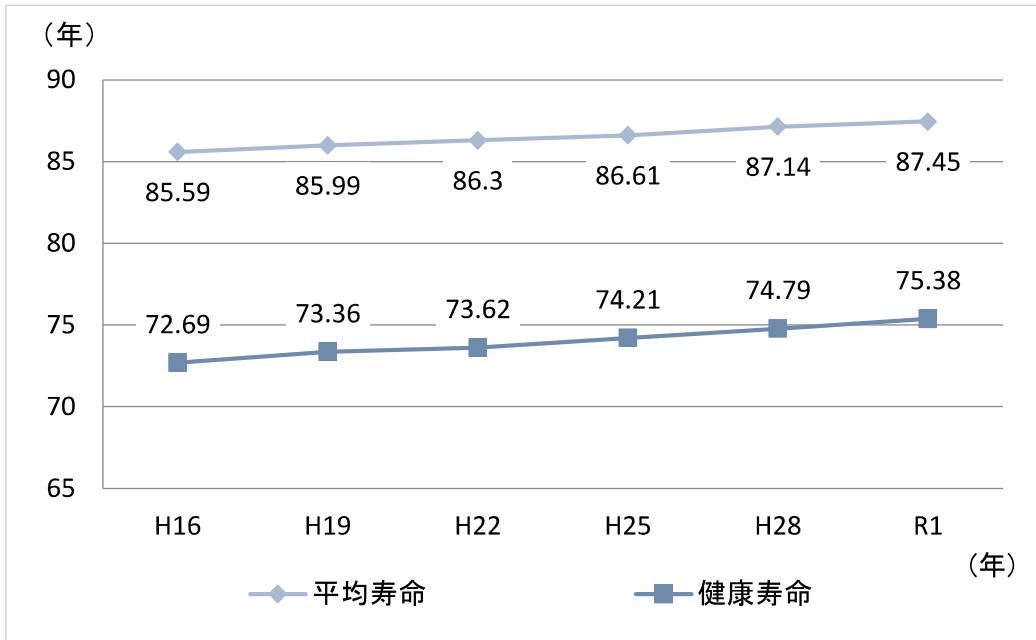
(4) 平均寿命と健康寿命の推移【国】

全国における平均寿命と健康寿命の推移を見ると、ともに年数が毎年上昇傾向にあります。また、いずれも男性に比べ女性で高くなっています。

【平均寿命と健康寿命の推移 男性（国）】



【平均寿命と健康寿命の推移 女性（国）】

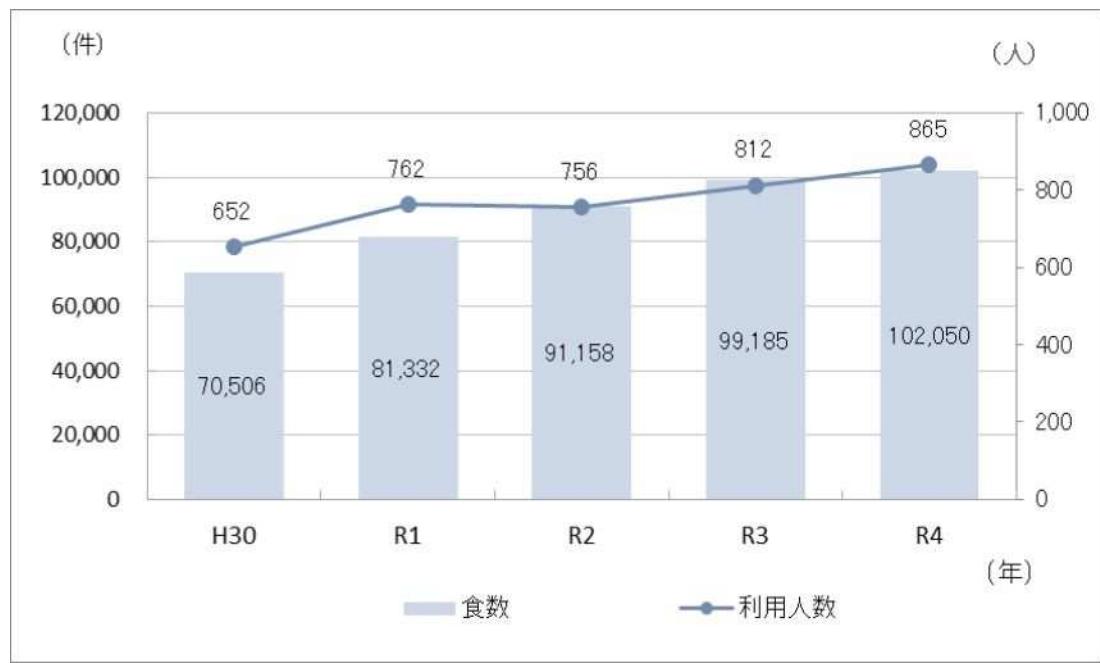


資料：平均寿命：平成 16・19・25・28・令和元年は、
厚生労働省「簡易生命表」、平成 22 年は「完全生命表」

(5) 食の自立支援

栄養改善が必要な高齢者に対する食の自立支援事業^{※7}の利用状況を見ると、食数及び利用人数がともに増加傾向にあります。

【食の自立支援事業の利用状況（年度別実績）】



資料：富士市の福祉



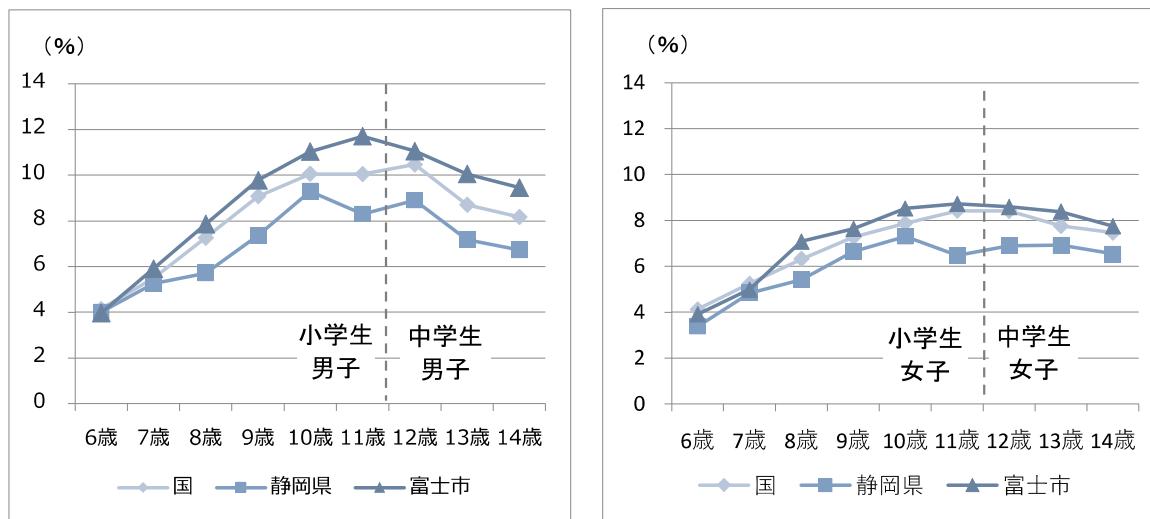
※7 在宅の要支援・要介護の認定を受けた高齢者または事業対象者で、見守りが必要な人を対象とした配食サービス。

2 子どもの健康状態・食生活

(1) 子どもの肥満

肥満傾向児^{※8}の割合は、年齢が上がるにつれて増加し、男女ともに 11 歳で最も高くなっています。女子に比べ男子が高い傾向にあり、いずれも国や県の平均を概ね上回っています。

【年齢別肥満傾向児割合 (H29-R3 平均値) の比較】

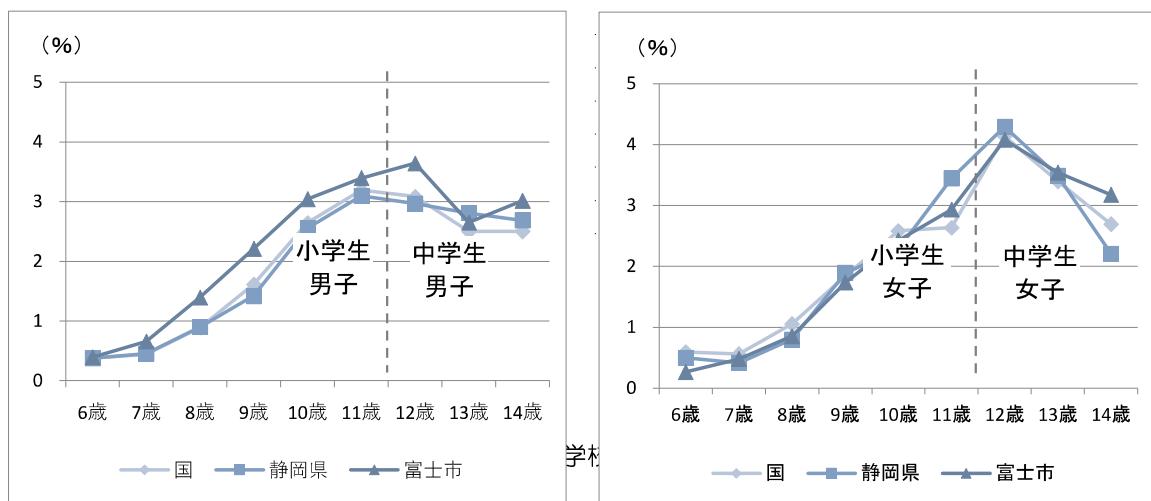


資料：学校保健統計調査（国・静岡県）、学校保健「ふじ」

(2) 子どもの瘦身（やせ）

瘦身（やせ）傾向児の割合は、年齢が上がるにつれて増加し、男女ともに 12 歳が最も高くなっています。女子は国や県の平均を概ね下回っているものの、男子では 13 歳を除き国や県の平均を上回っています。

【年齢別瘦身傾向児割合 (H29-R3 平均値) の比較】

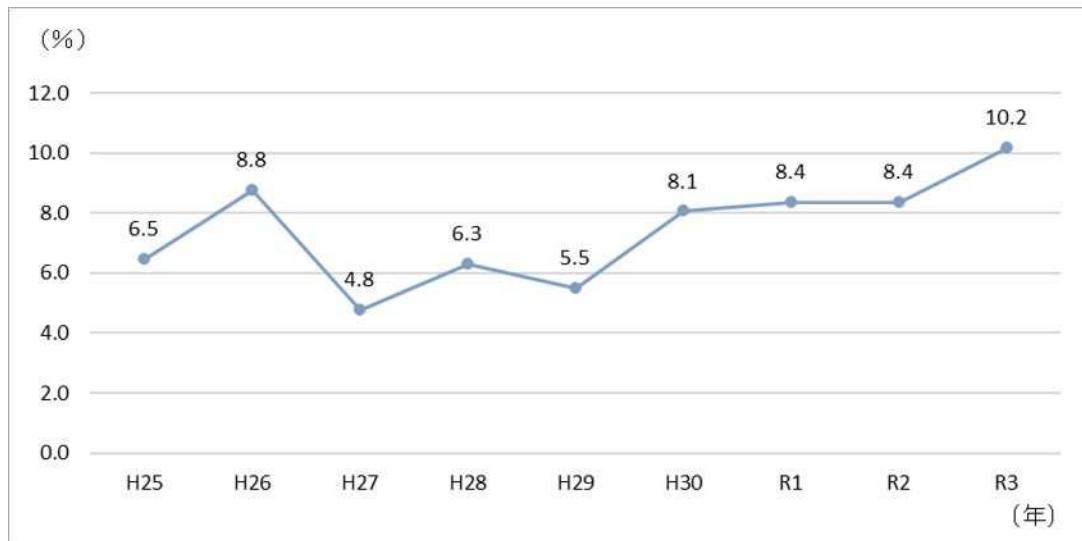


※8 村田式肥満度（村田式係数を使って村田式標準体重を求め、その数値によって算出された肥満度をいう。）により算出し、20%以上を肥満傾向、-20%未満を瘦身傾向と判定したもの。肥満度＝（体重－標準体重）÷標準体重×100

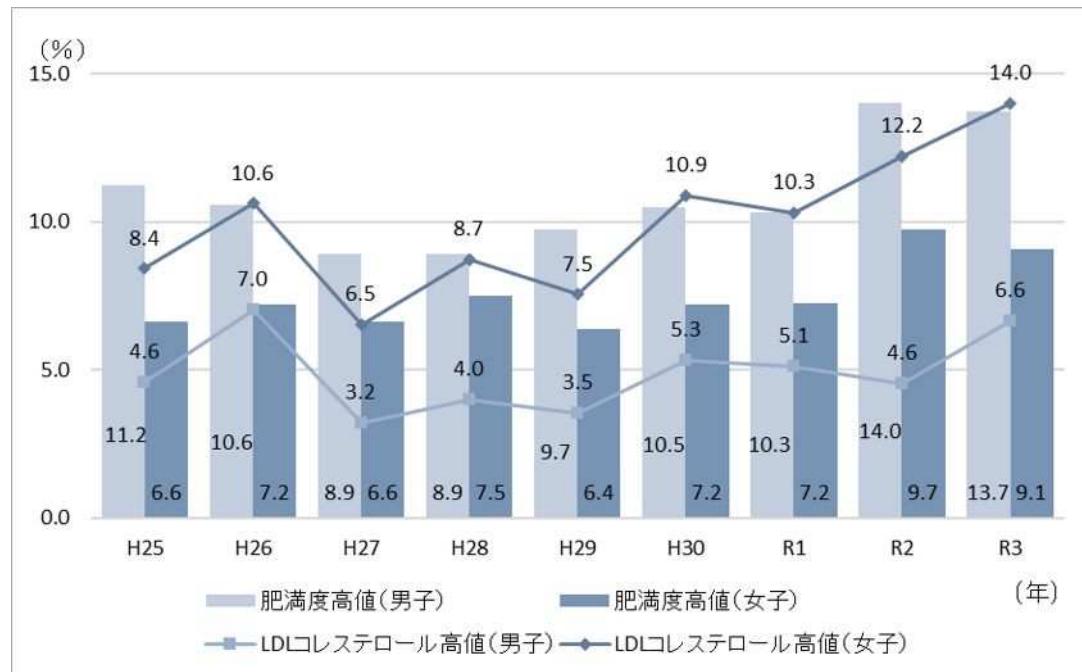
(3) 子どもの生活習慣病

中学1年生で実施される小児生活習慣病予防検診の結果を見ると、動脈硬化を促進させるLDLコレステロール^{※9}が高値である生徒の割合は、平成30年以降は8%台で推移していましたが、令和3年では10%台となり増加傾向が見られます。また、LDLコレステロール高値の割合は女子が男子を上回る傾向が見られます。

【LDLコレステロール高値（男女合計）の割合】



【肥満傾向児とLDLコレステロール高値の割合の推移】



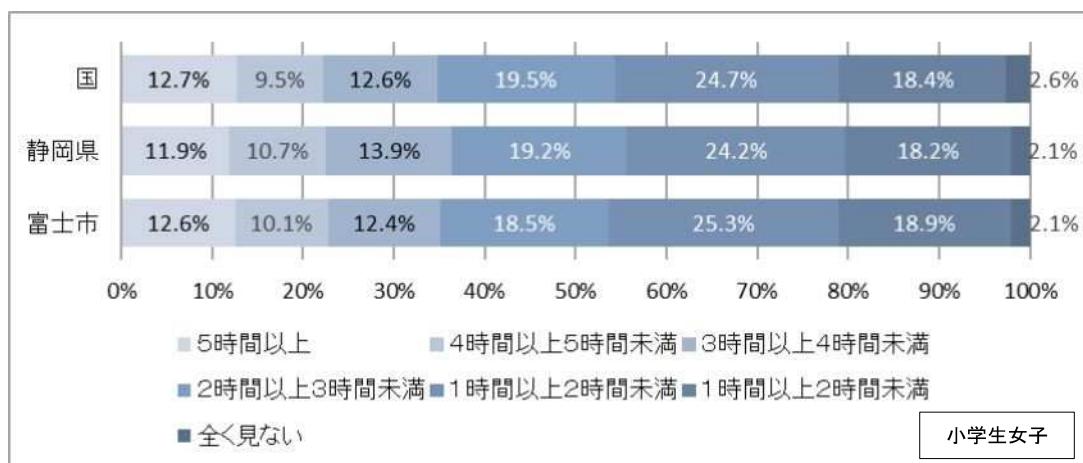
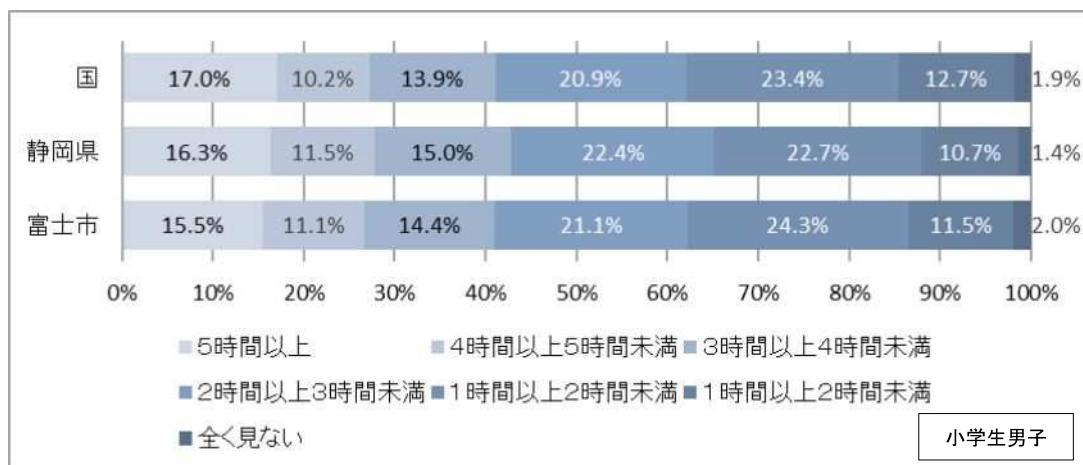
資料：学校保健「ふじ」（小児生活習慣病予防検診結果）

※9 LDL（低比重リボタンパク質）に包まれたコレステロール。肝臓で合成されたコレステロールを末梢組織へ輸送する働きをする。血中濃度が高いと動脈硬化の発生率が増加することから、悪玉コレステロールともよばれる。

(4) 小中学生のテレビやゲーム等の利用状況について

1日にどの程度テレビやゲーム等の画面を見ているかについては、『4時間以上』の中学生の割合が国や県と比較して多くなっています。また、女子に比べ男子で長時間の利用が多くなっています。

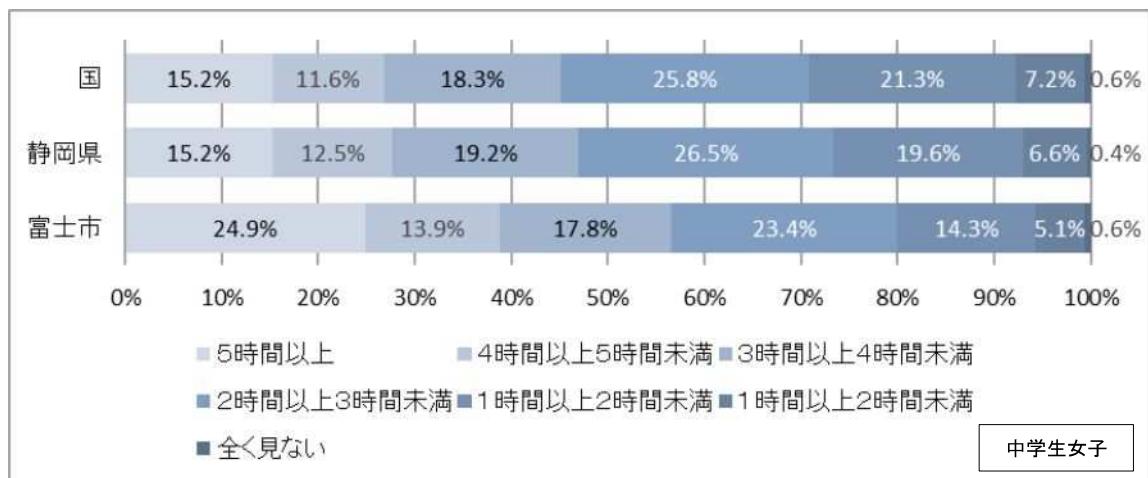
【1日にテレビやDVD、ゲーム機、スマートフォン、パソコンなどの画面を見る時間
(小学5年生・令和4年度)】



資料：全国体力・運動能力・運動習慣等調査（国・静岡県・富士市）



【1日にテレビやDVD、ゲーム機、スマートフォン、パソコンなどの画面を見る時間
(中学2年生・令和4年度)】



資料：全国体力・運動能力・運動習慣等調査（国・静岡県・富士市）

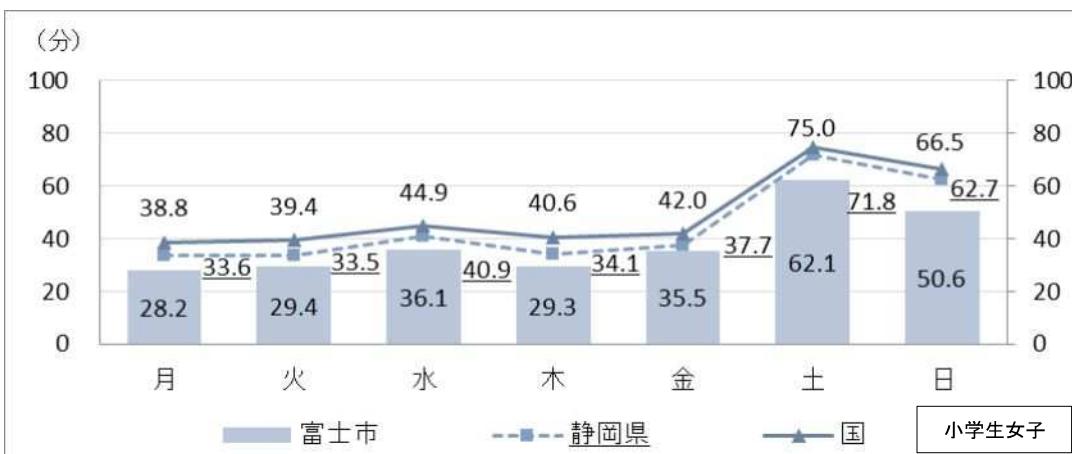
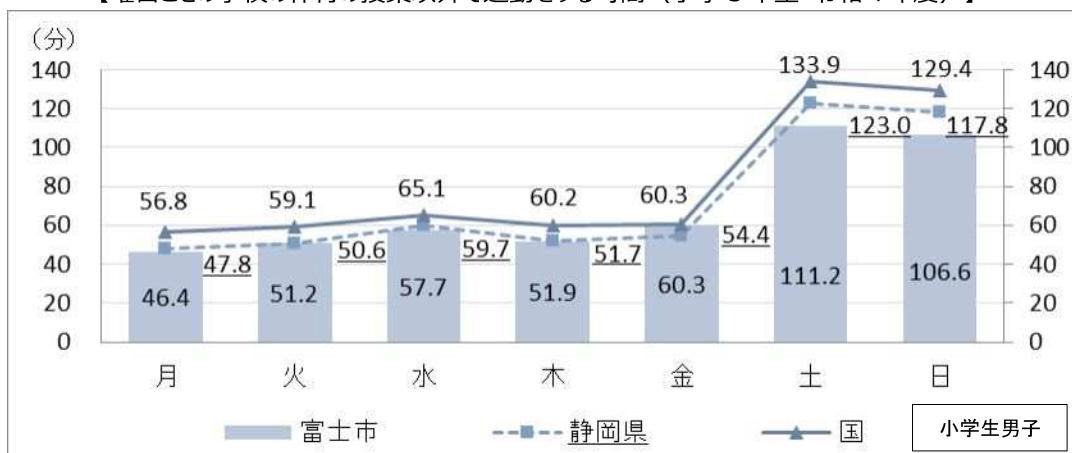


(5) 小中学生の運動の状況について

学校の体育の授業以外で運動やスポーツをどのくらいしているかについて見ると、富士市は国や県の平均と比べ、全体的に運動時間が短い傾向にあります。

曜日ごとに見ると、小中学生ともに土曜日が最も多くなっています。小学生では平日も30~60分程度運動の時間がある一方、中学生では曜日により差が見られます。

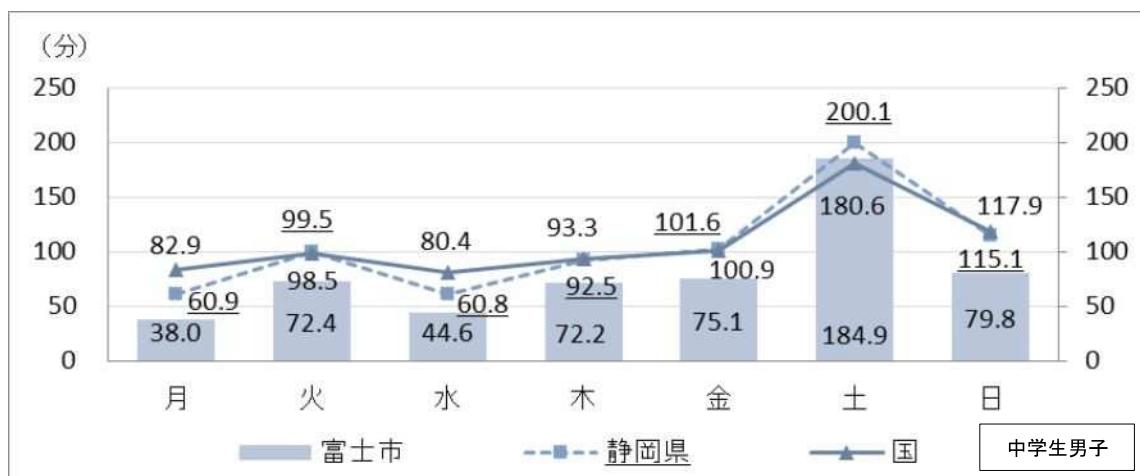
【曜日ごとの学校の体育の授業以外で運動をする時間（小学5年生・令和4年度）】



資料：全国体力・運動能力・運動習慣等調査（国・静岡県・富士市）



【曜日ごとの学校の体育の授業以外で運動をする時間（中学2年生・令和4年度）】



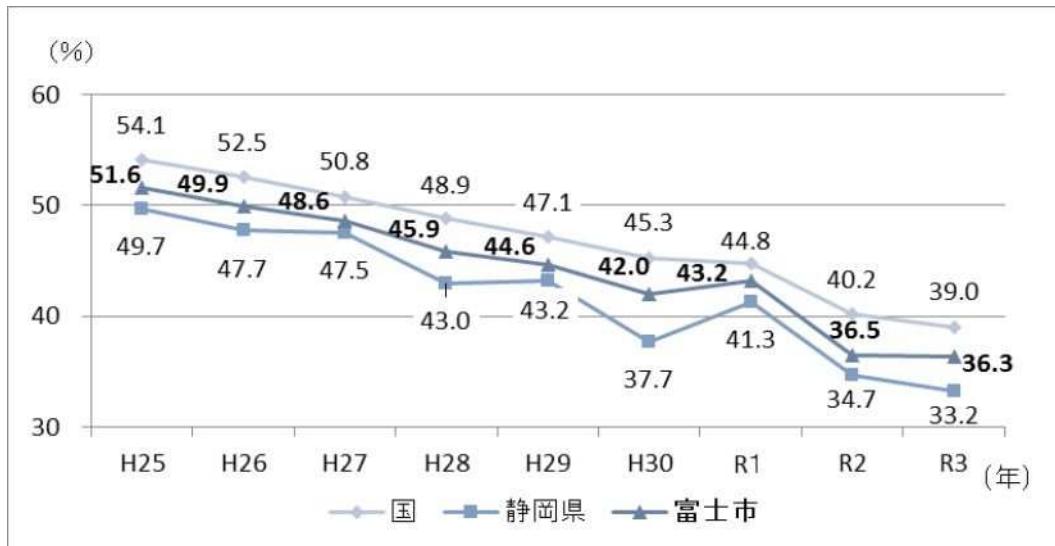
資料：全国体力・運動能力・運動習慣等調査（国・静岡県・富士市）



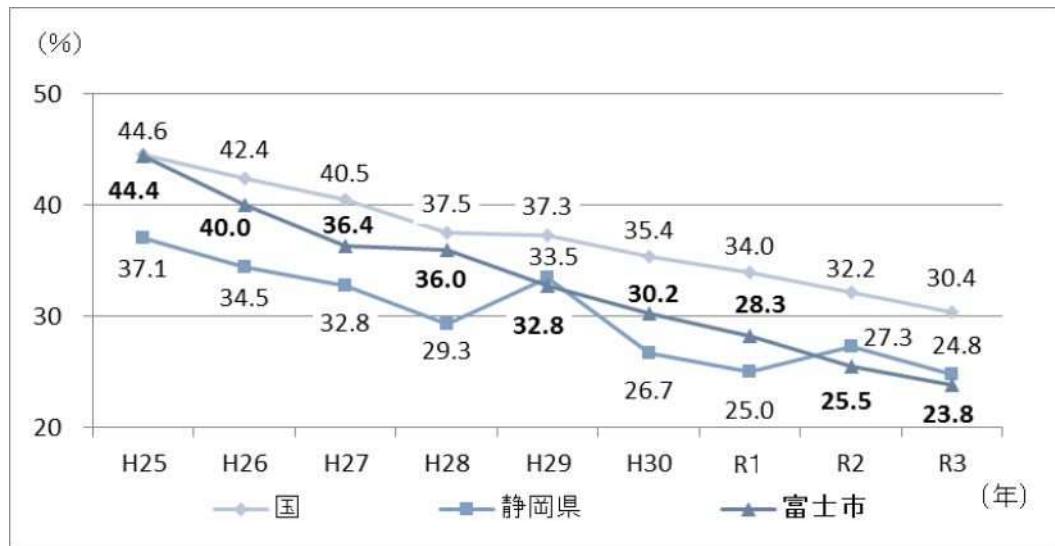
(6) 子どもの歯の健康

むし歯のある子どもの割合は、小学生、中学生ともに減少傾向にあります。

【むし歯罹患率：小学生】



【むし歯罹患率：中学生】



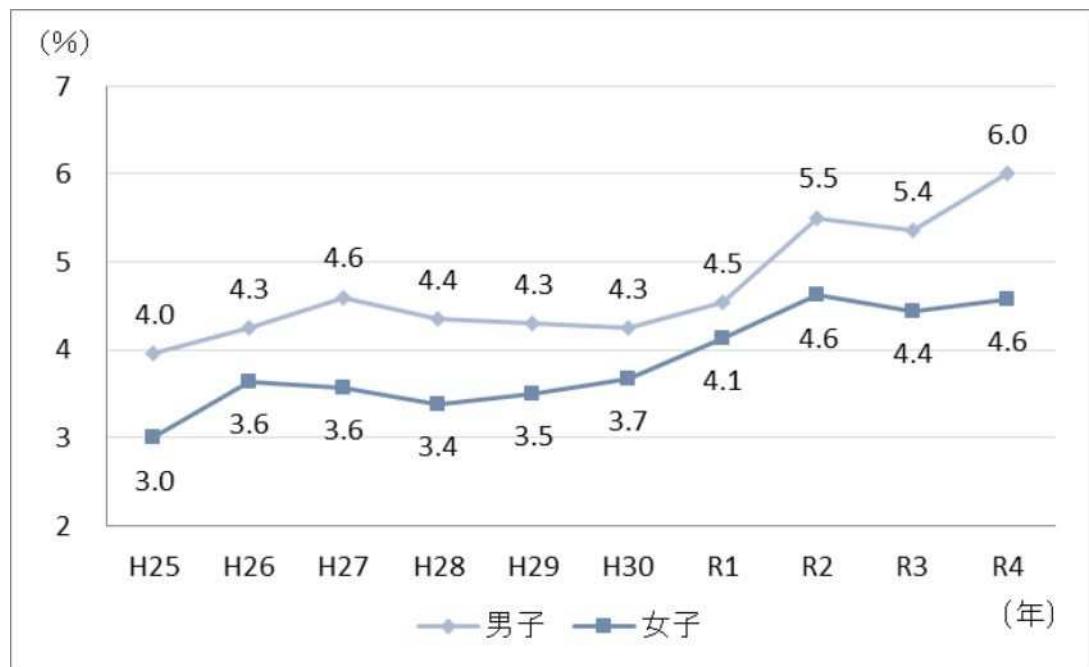
資料：学校保健統計調査（国・静岡県）、学校保健「ふじ」



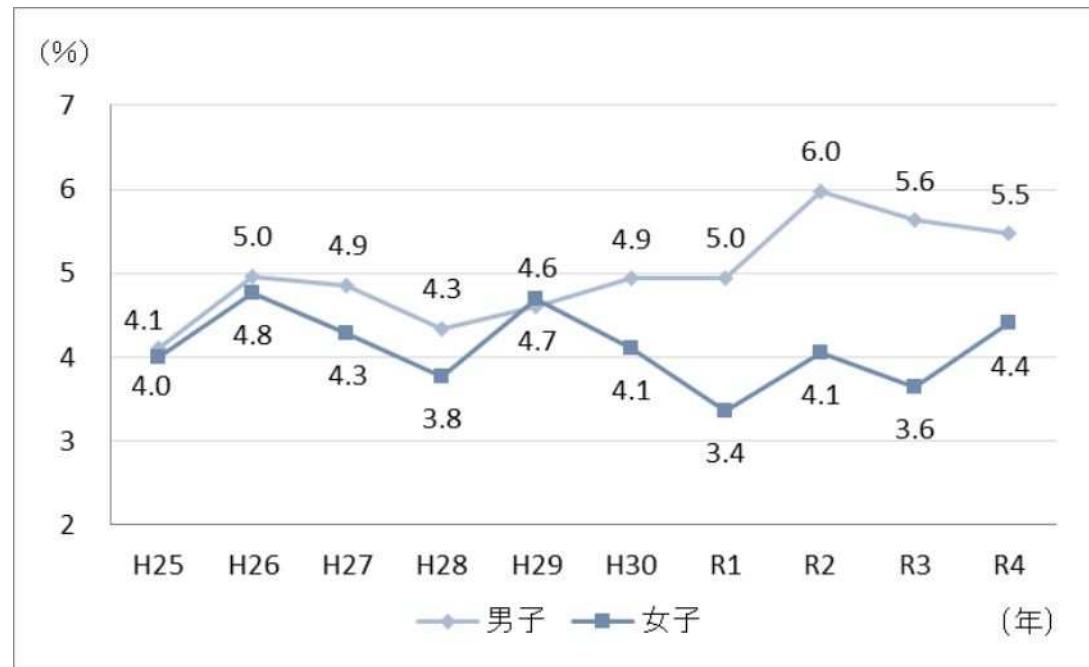
(7) 食物アレルギー^{※10}

食物アレルギーを有する子どもの割合は、男子が4~6%、女子が3~5%の間で、男子が女子を上回って推移しています。

【食物アレルギー有症率：小学生】



【食物アレルギー有症率：中学生】

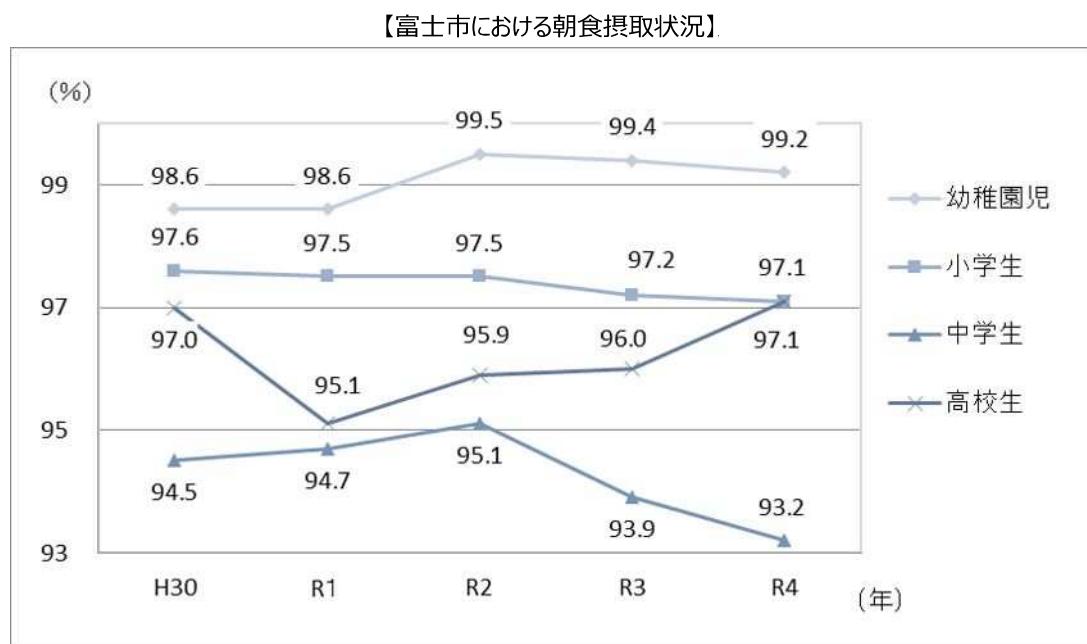


資料：学校保健「ふじ」

※10 食物によって免疫反応が過剰に反応して引き起こされる症状（皮膚、粘膜、消化器、呼吸器、アナフィラキシー反応など）。

(8) 朝食摂取状況

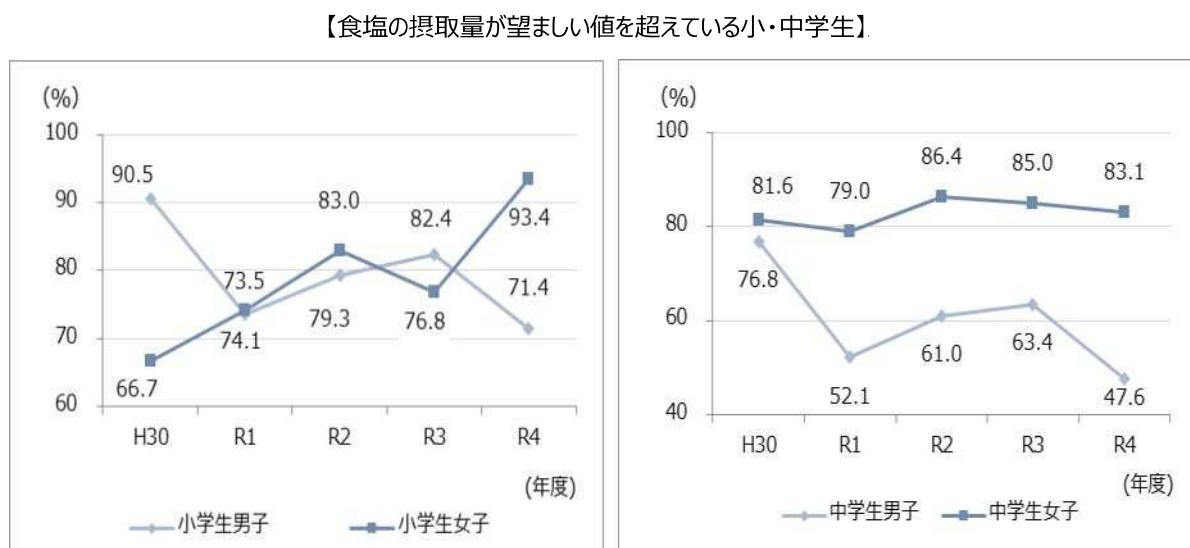
朝食摂取状況は、近年では幼稚園児 99%以上、小学生は 97%以上と高い数値で推移しているものの、中学生では 93.2%とやや減少しています。



資料：静岡県朝食摂取状況調査

(9) 食塩の摂取状況

食塩の摂取量が望ましい値を超えている小学生の割合は、男女ともに 60~90%と高い割合で推移しています。中学生の場合は、女子が男子よりも高い割合で推移しています。

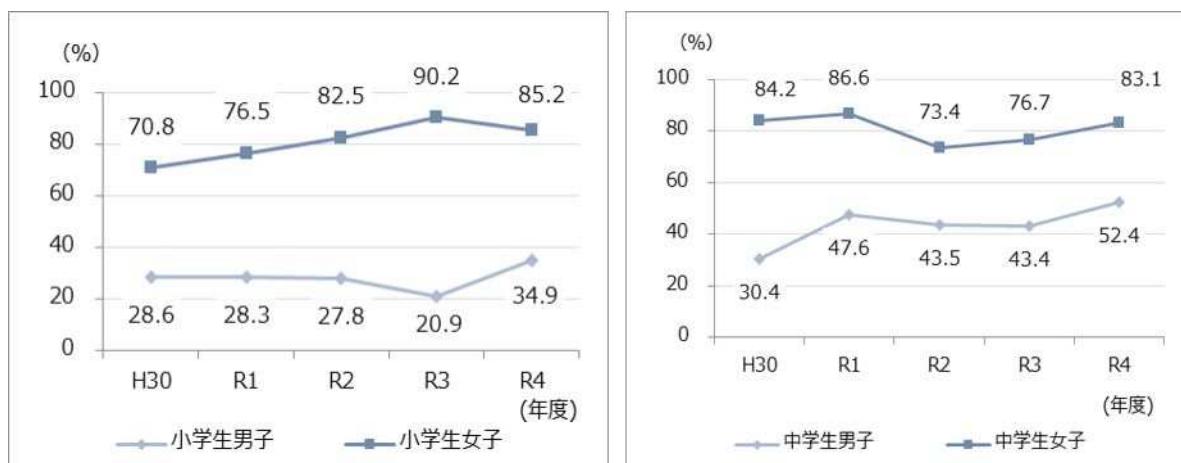


資料：富士市小中学生栄養調査

(10) 鉄の摂取状況

鉄の摂取量が望ましい値に満たない児童・生徒の割合は、小中学生ともに女子が男子を大きく上回って推移しています。

【鉄の摂取量が望ましい値に満たない小中学生】

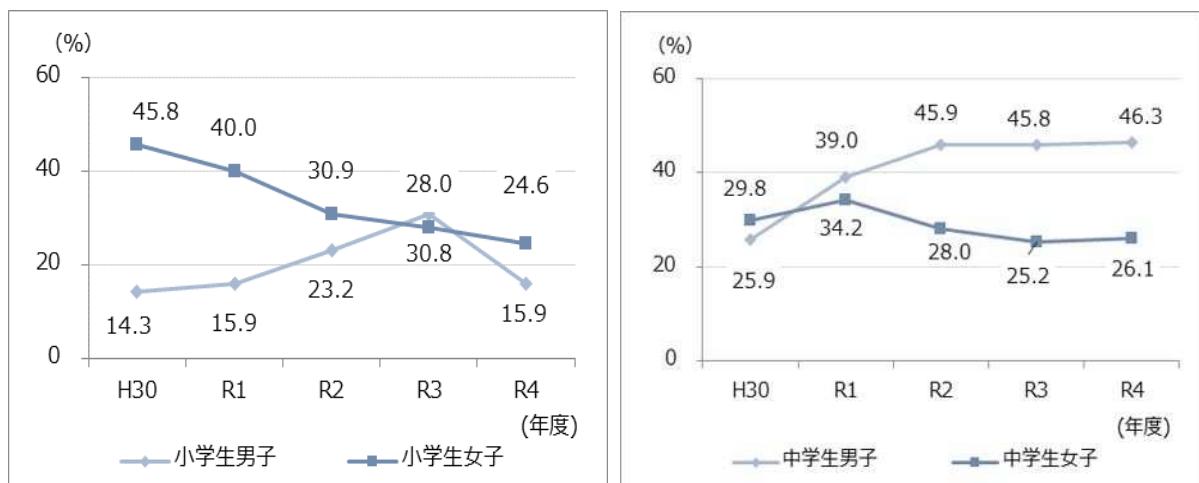


資料：富士市小中学生栄養調査

(11) カルシウムの摂取状況

カルシウムの摂取量が望ましい値に満たない児童・生徒の割合は、中学生の男子で増加傾向にあるものの、小学生の女子で減少傾向にあります。

【カルシウムの摂取量が望ましい値に満たない小中学生】



資料：富士市小中学生栄養調査



■日本人の食事摂取基準における食塩の目標量及び鉄・カルシウムの推奨量

	食塩の目標量 [g/日]		鉄の推奨量 [mg/日]			カルシウムの推奨量 [mg/日]	
	男性	女性	男性	女性		男性	女性
				月経なし	月経あり		
6~7歳	4.5未満	4.5未満	5.5	5.5	—	600	550
8~9歳	5.0未満	5.0未満	7.0	7.5	—	650	750
10~11歳	6.0未満	6.0未満	8.5	8.5	12.0	700	750
12~14歳	7.0未満	6.5未満	10.0	8.5	12.0	1,000	800
15~17歳	7.5未満	6.5未満	10.0	7.0	10.5	800	650
18~29歳	7.5未満	6.5未満	7.5	6.5	10.5	800	650

参照：日本人の食事摂取基準 2020 年版、厚生労働省「日本人の食事摂取基準」策定検討会報告

【富士市(を含む地域)の郷土料理】



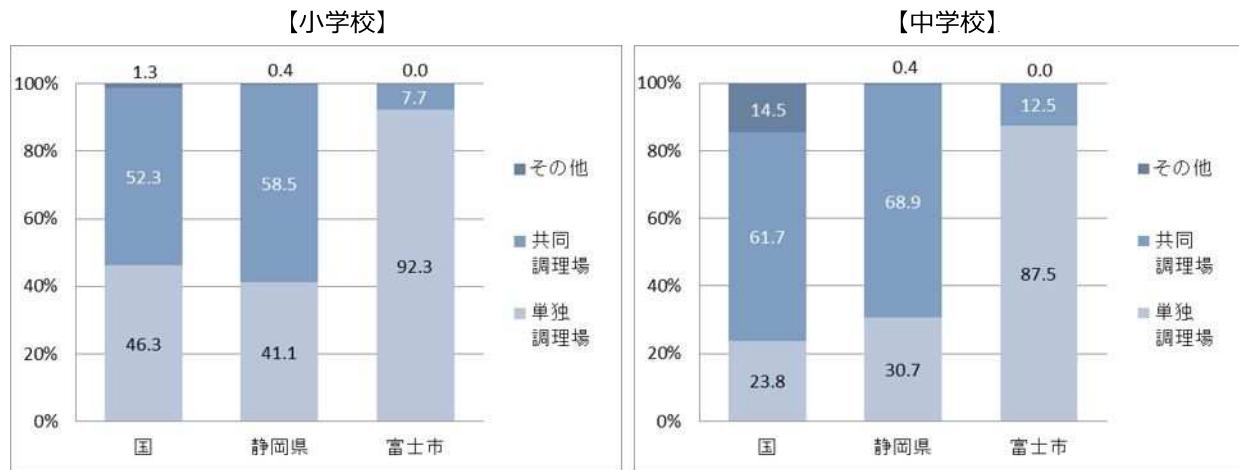
【富士市のご当地グルメ】



3 学校給食

(1) 調理方式別完全給食実施割合

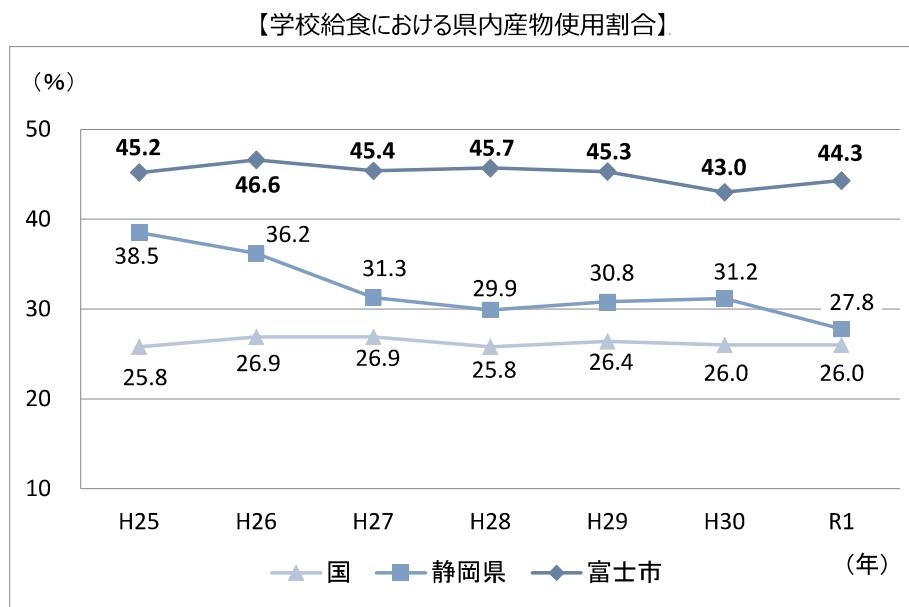
完全給食の調理方式について、公立小学校・中学校の比率で見ると、本市は単独調理方式の割合がおよそ9割と、小学校（24校／26校）、中学校（14校／16校）ともに高くなっています。



資料：令和3年度学校給食実施状況調査（富士市のみ令和5年度）

(2) 県内産物使用割合

本市の学校給食において県内産物を使用する割合は、平成25年以降4割を超えて推移し、国や県と比較しても多くなっています。

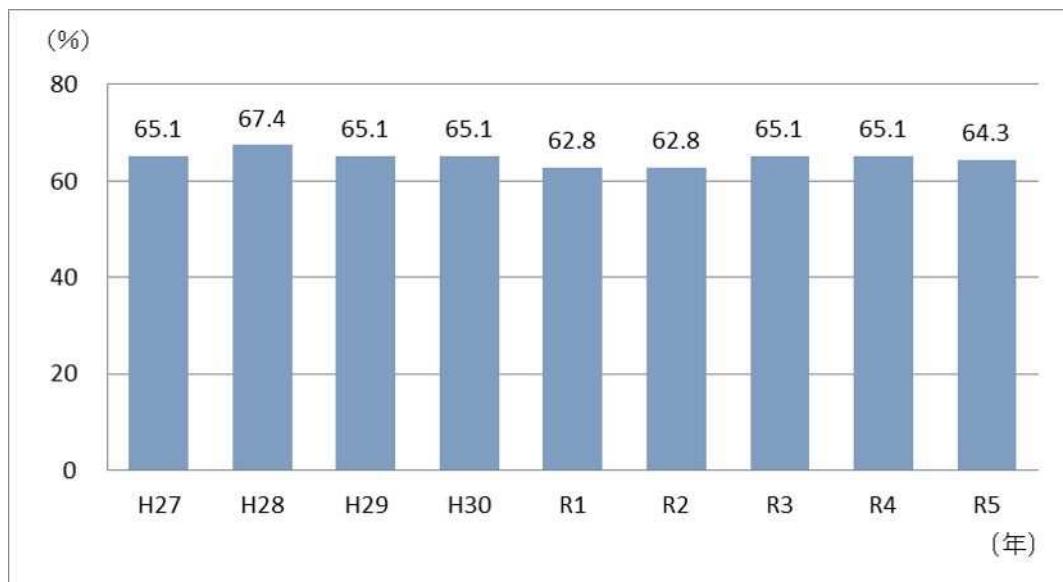


資料：国、県：学校給食栄養報告（文科省）、市：市内公立小中学校地場産物平均使用割合

(3) 学校栄養士^{※11}配置割合の推移

公立小中学校における富士市の学校栄養士配置割合の推移を見ると、平成 27 年以降は 6 割台で推移し、令和 5 年では 64.3% となっています。

【富士市の学校栄養士配置割合の推移】

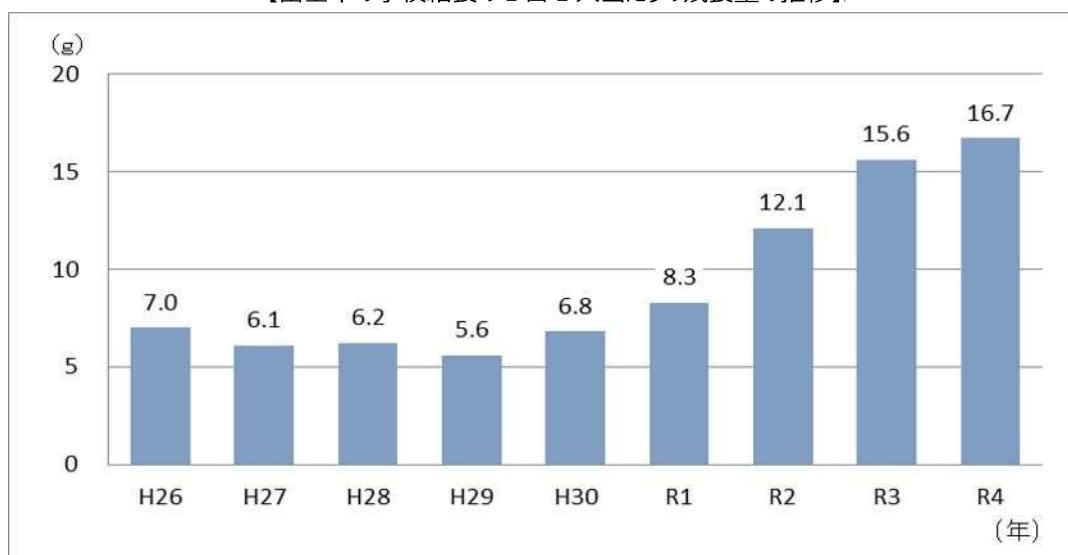


資料：学校基本調査

(4) 学校給食の 1 日 1 人当たりの残食量

富士市公立小中学校における学校給食の 1 人 1 日当たりの残食量の推移を見ると、平成 30 年から増加傾向にあります。

【富士市の学校給食の 1 日 1 人当たりの残食量の推移】



資料：富士市学校給食残食量調査

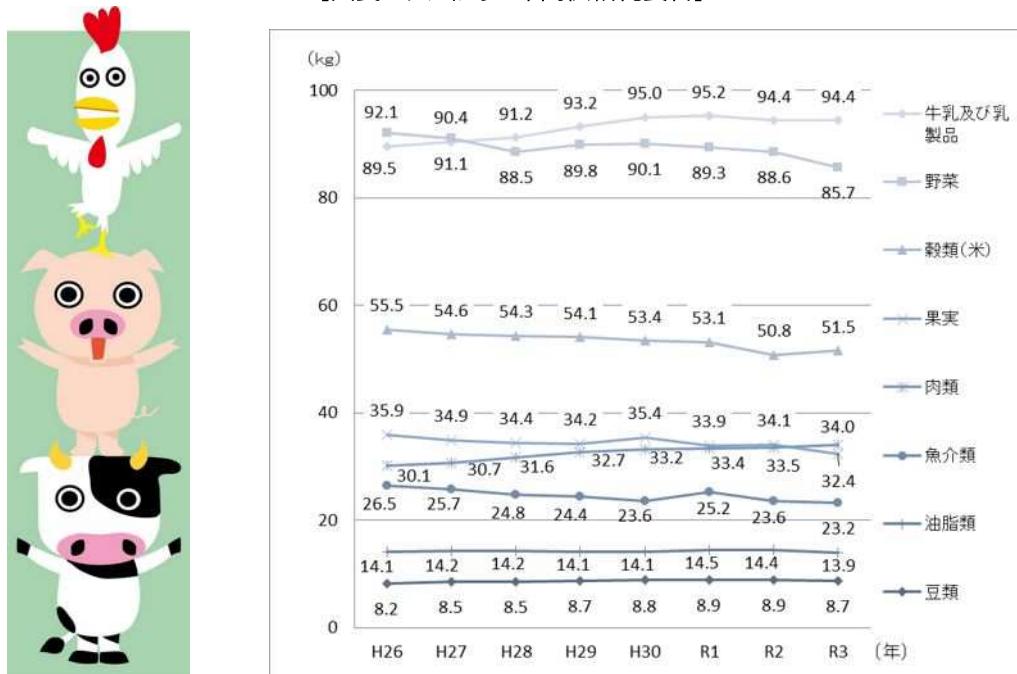
※11 学校給食の栄養に関する専門的事項を主たる職務内容とする職員。

4 食料消費の動向

(1) 国民1人当たりの年間供給純食料【国】

国民1人当たりの年間供給純食料の推移を見ると、平成26年では第1位であった野菜は減少傾向にあり、牛乳及び乳製品が最も多くなっています。次いで量の多い穀類(米)が減少傾向にあるほか、果実や魚介類が減少傾向にあり、肉類が増加傾向にあります。

【国民1人当たりの年間供給純食料】

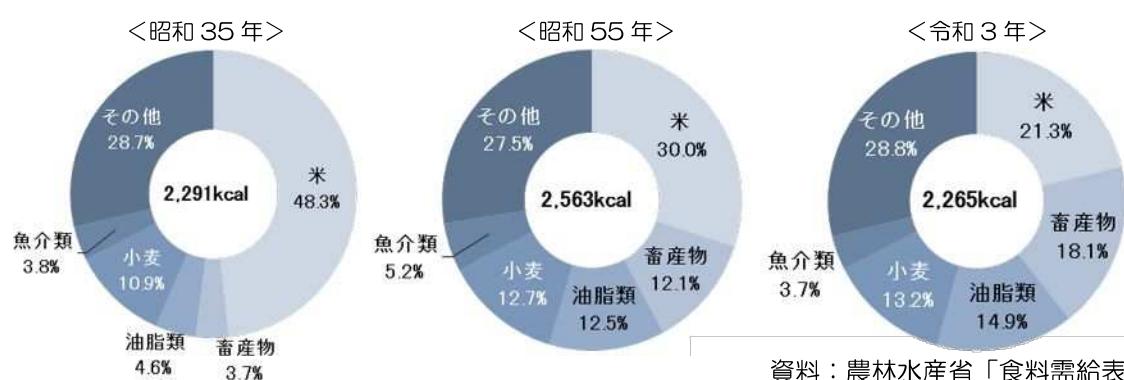


資料：農林水産省「食料需給表」

国民1人1日当たりの供給熱量の構成の推移を見ると、米や魚介類の割合が減少し、畜産物・油脂類の割合が増加しています。

昭和50年頃には、それ以前の、お米を中心にして大豆、野菜、魚を組み合わせる食事パターンに、畜産物や油脂類、果物の消費が増えたことで、バランスのとれた健康的で豊かな「日本型食生活^{※12}」が実現しました。

【国民1人1日当たりの供給熱量の構成の推移】



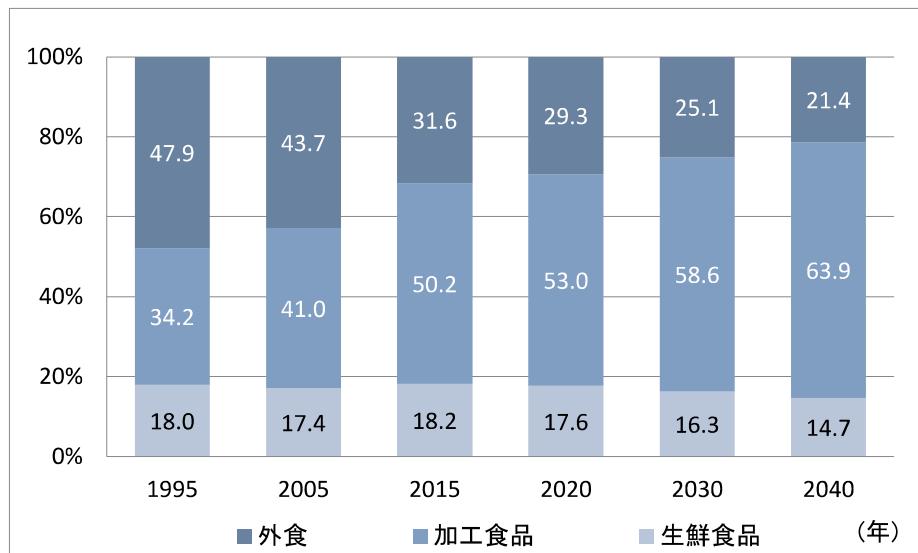
資料：農林水産省「食料需給表」

※12 ごはんを主食としながら、主菜・副菜に加え、適度に牛乳・乳製品や果物が加わったバランスのとれた食事。昭和50年代頃の食生活。

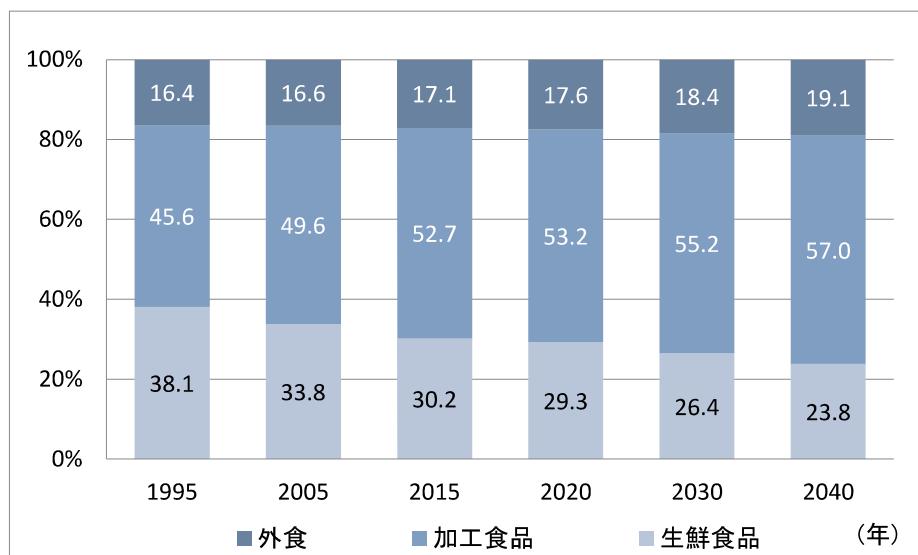
(2) 食の外部化【国】

食の外部化について見ると、単身世帯では外食中心の生活から、加工食品への転換が見られ、2015年には加工食品の割合が半数を超えていました。また、2人以上の世帯についても、加工食品への割合が増え、食材から自分で調理をするための生鮮食品を購入する割合は減少しています。今後もいわゆる中食を中心とした食生活が増加することが予想されます。

【国の生鮮、加工食品、外食別の食料支出構成 単身世帯】



【国の生鮮、加工食品、外食別の食料支出構成 2人以上世帯】

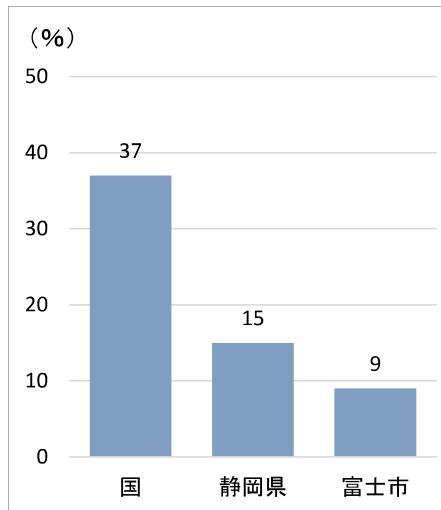


資料：1995～2015年までは家計調査、全国消費
実態調査からの実績値、2020年以降は推計値

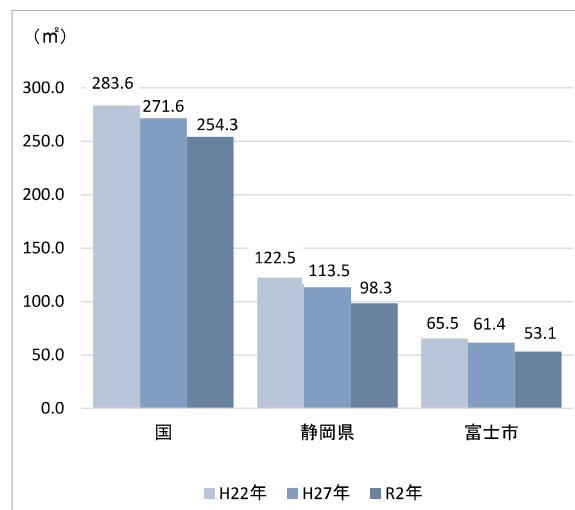
5 食料自給率^{※13}

食料自給率をカロリーベース^{※14}で見ると、全国は37%、静岡県は15%であるのに対し、9%と極めて低い状況にあります。1人当たりの経営耕地面積については、過去10年で全国的に減少し、本市は国・県と比べ低い値になっています。

【食料自給率（カロリーベース）】



【1人当たりの経営耕地面積の推移】



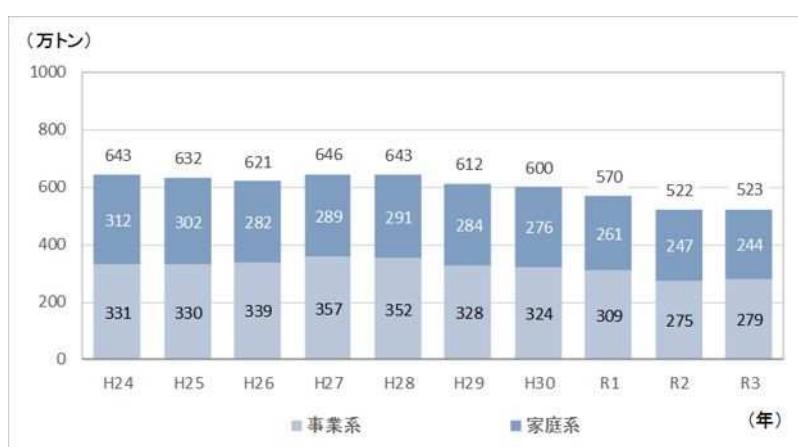
資料：【食料自給率（カロリーベース）】農林水産省「令和2年度（概算値）、令和元年度（確定値）の都道府県別食料自給率」※富士市の食料自給率（カロリーベース）については令和2年度の推定

【一人当たりの経営耕地面積の推移】農林業センサス、統計局人口統計、富士市の人口統計

6 食品ロス

我が国の食品ロスの状況を見ると、平成27年以降は令和2年まで減少で推移しています。令和3年では、前年と比較して1万t増加しているものの、平成24年と比べて120万t減少しています。

【食品ロス発生量の推移(国)】



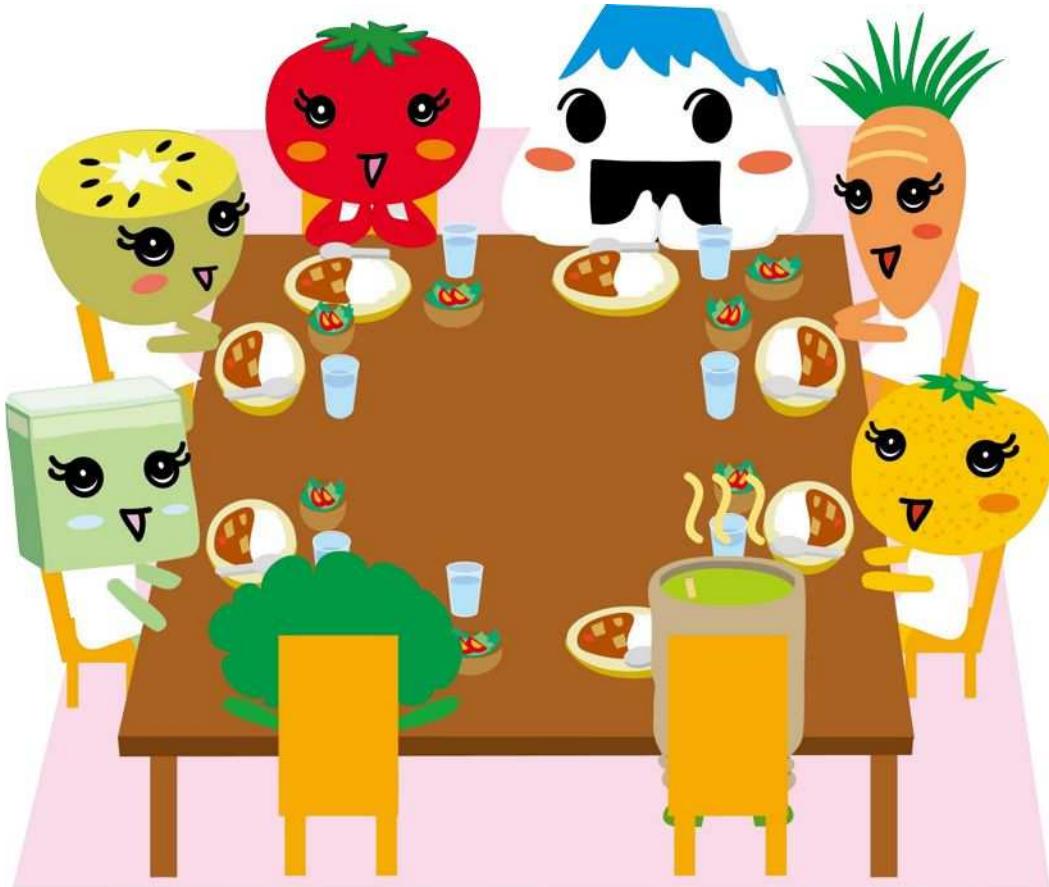
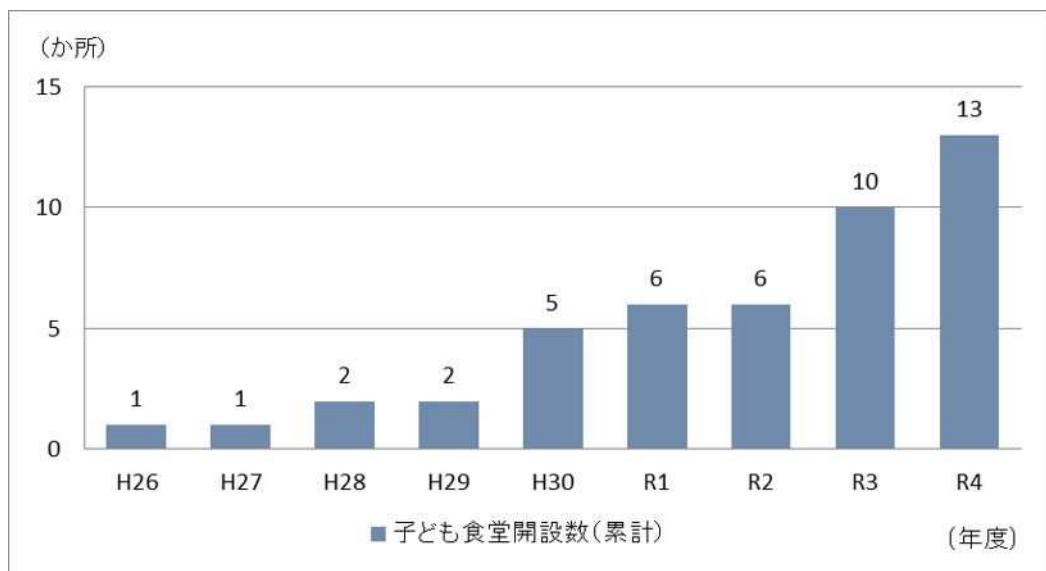
資料：環境省「我が国の食品ロスの発生量の推計値」

※13 国内で消費される食料のうち、どの程度が国内産で賄われているかを表す指標。

※14 カロリーベースの食料自給率は、国民に供給されている食料の全熱量合計のうち、国産で賄われた熱量の割合を示したもの。

7 子ども食堂

子ども食堂については、平成 26 年度以降増加傾向にあり、令和 4 年度では 13 か所の子ども食堂が市内で展開されています。



第3節 市民の食に関する意識

1 調査の実施概要

「食育」について、市民の意識・評価・要望などを把握することを目的として、無作為に抽出した18歳以上の市民3,000人を対象に世論調査を実施しました。

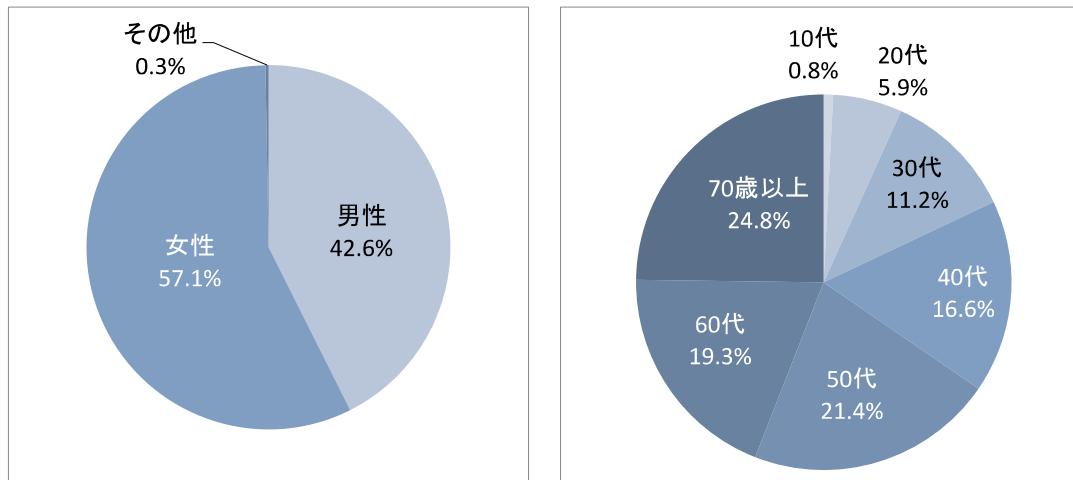
【調査概要】

調査地域	富士市全域
調査期間	令和4年6月13日～7月4日
調査対象	富士市在住の満18歳以上80歳未満の市民
標本数	3,000人
抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出
調査方法	郵送調査
有効回収数	1,491件
有効回収率	49.7%

※平成24年調査は満20歳以上の市民2,500人に対して行っています。

2 回答者の属性

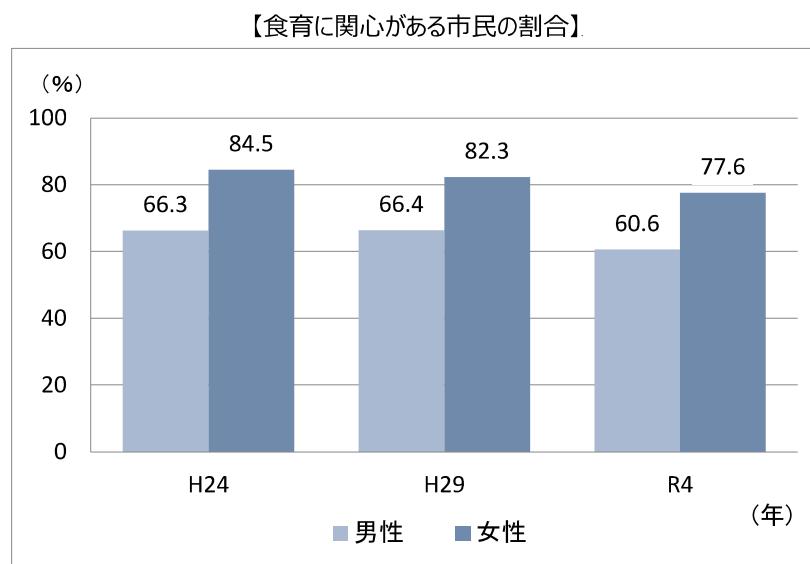
回答者1,491人について、性・年代別の構成は次のとおりとなっています。



3 食育への関心・実践の状況

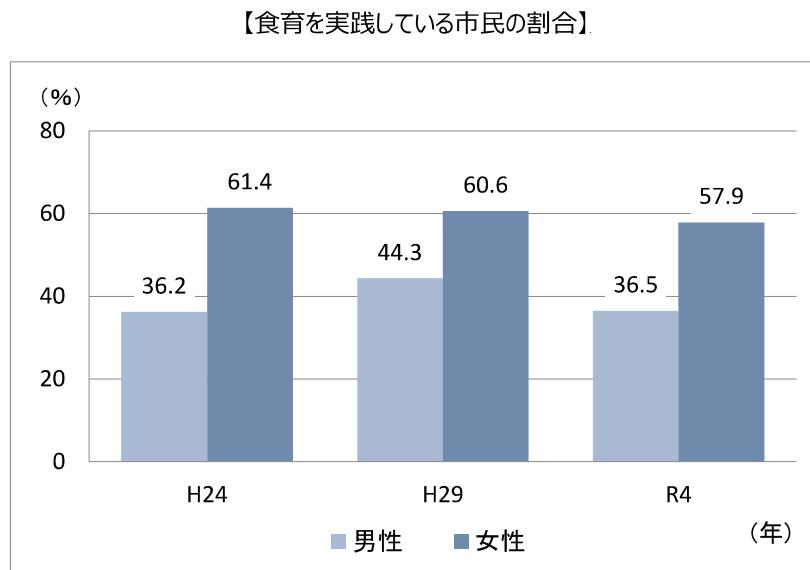
(1) 食育の関心度

食育に関心がある市民の割合を見ると、男性に比べ女性で割合が高くなっています。令和4年では平成29年と比較して男女ともに減少しています。



(2) 食育の実践^{※15}度

食育を実践している市民の割合は、男性に比べ女性で割合が高くなっています。男性では平成29年では44.3%と平成24年に比べ増加していましたが、令和4年で大きく減少しています。女性についても、平成24年以降減少傾向にあります。

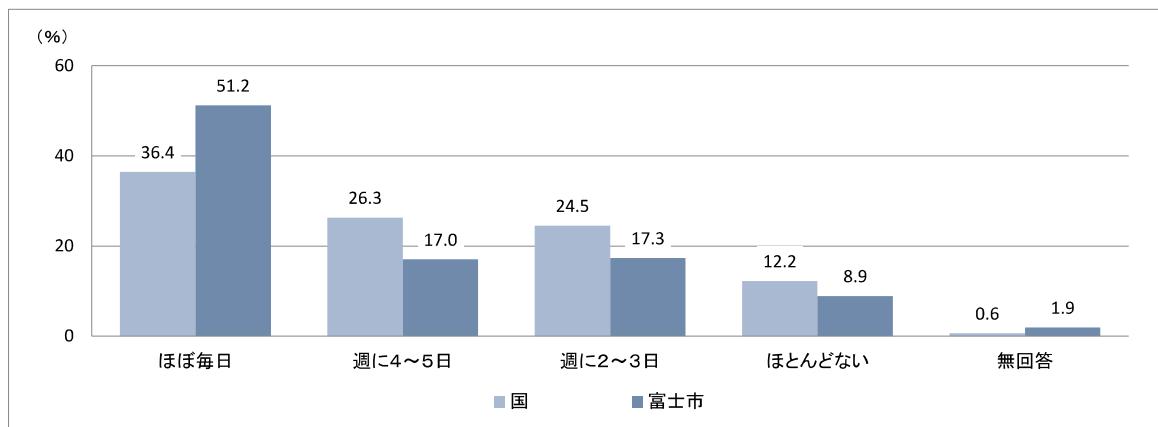


※15 食育の実践とは、正しい食習慣や栄養バランスのよい食生活の実践、歯と口の健康維持、家族や仲間と楽しく食べる習慣、食事作法の習得、調理体験や農業体験などの食育体験活動など。

(3) バランスのよい食事の頻度

バランスのよい食事を取り入れている市民の割合については、「ほぼ毎日」が51.2%と最も多く、国と比較してもバランスのよい食事を取り入れている割合が高いことがうかがえます。

【1日に2回以上「主食・主菜・副菜を3つそろえて食べる」割合】



※国調査は「令和3年食育に関する意識調査報告書」参照

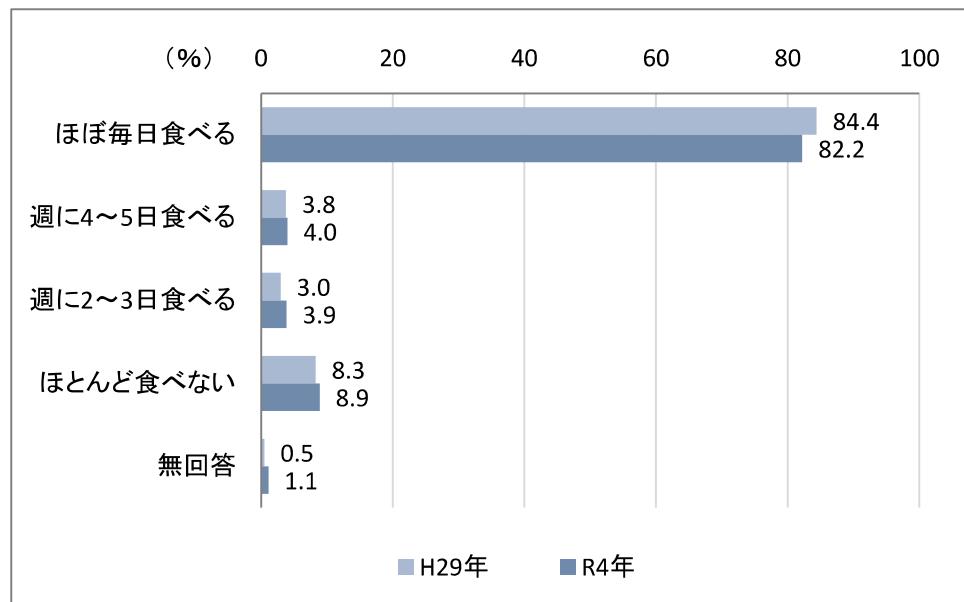
4 朝食の摂取状況

(1) 朝食の摂取頻度



朝食の摂取については、「ほぼ毎日食べる」が8割以上に及んでいますが、平成29年と比較するとやや減少し、「週に4~5日食べる」「週に2~3日食べる」「ほとんど食べない」が増加しています。

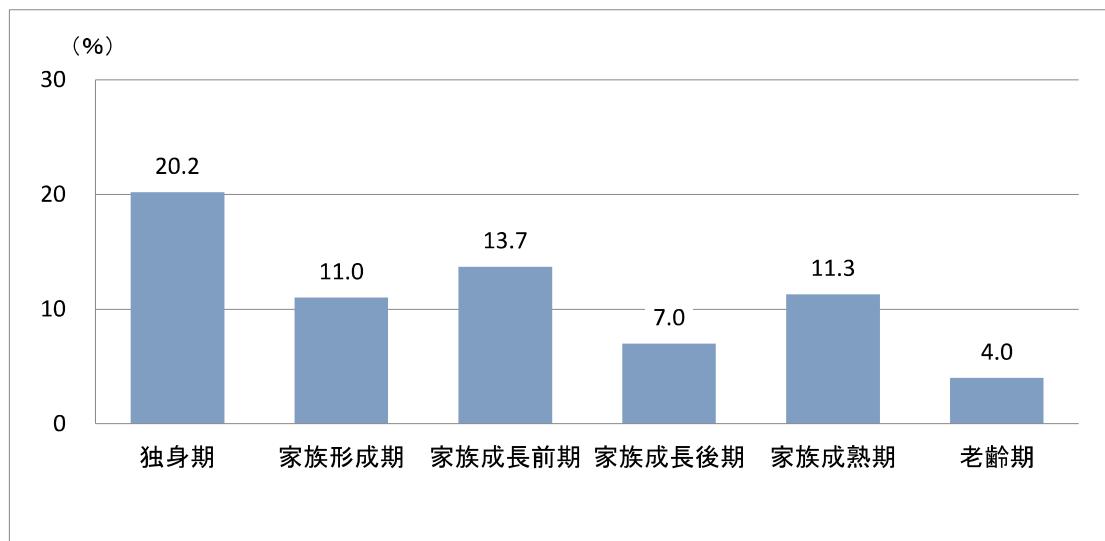
【朝食の摂取頻度】



(2) 朝食欠食率

朝食を「ほとんど食べない」と回答した人をライフステージに見ると、独身期で朝食の欠食率が特に多くなっています。

【朝食の欠食率】



ライフステージの定義

独身期	18~39歳の未婚者
家族形成期	第一子が未就学児、または40歳未満の夫妻のみ
家族成長前期	第一子が小中学生
家族成長後期	第一子が高校生・予備校生・大学受験生・短大・高専・大学・大学院・専門学校などの学生
家族成熟期	第一子が学校教育終了
老齢期	60歳以上の人

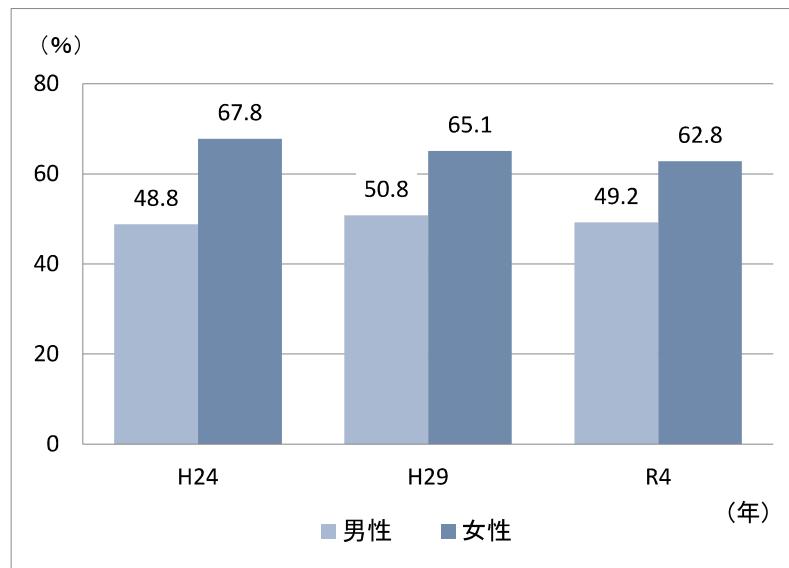
※家族形成期～家族成熟期の子どものいる人は、いずれも60歳未満の人とした。40代・50代の未婚者、40代・50代の夫妻のみなど、分類されていない層がある。



5 日本独自の食生活^{※16}の実践

日本独自の食生活を実践している市民の割合は、女性は約6割、男性は5割を下回っています。男性はほぼ横ばいで推移している一方、女性では減少傾向にあります。

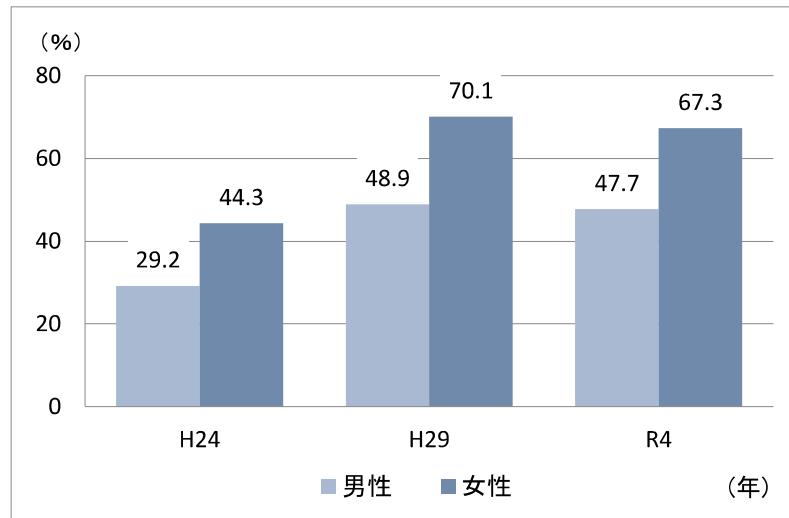
【日本独自の食生活を実践している市民の割合】



6 食を通じたコミュニケーションの充実

食を通じた家族や友人とのコミュニケーションを充実させている市民の割合は、平成 29 年に大きく伸びており、令和 4 年では男女ともにほぼ横ばいとなっています。

【食を通じてコミュニケーションを充実させている市民の割合】

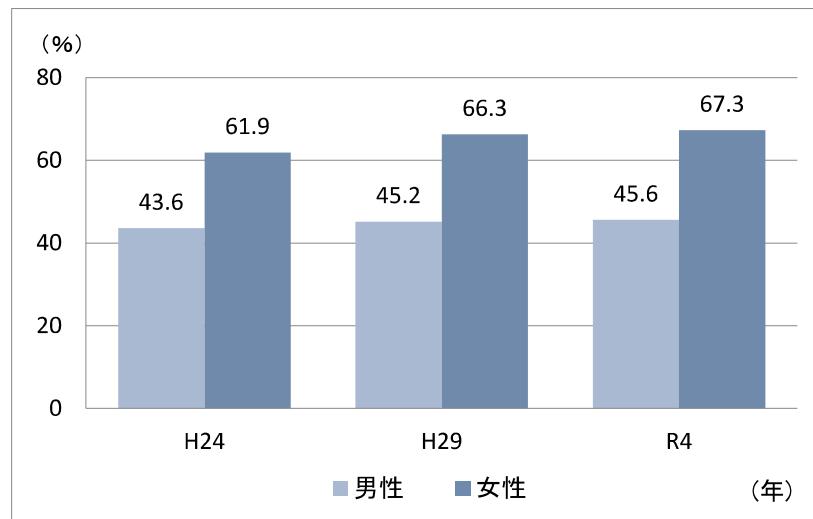


※16 日本独自の食生活とは、米を中心として水産物、畜産物、野菜など多様な副食から構成されたもの。

7 食事の作法

食事の作法に気をつけている市民の割合は、男女ともに平成 29 年から令和 4 年にかけてほぼ横ばいで推移し、女性は 6 割台の後半、男性は 4 割半ばとなっています。

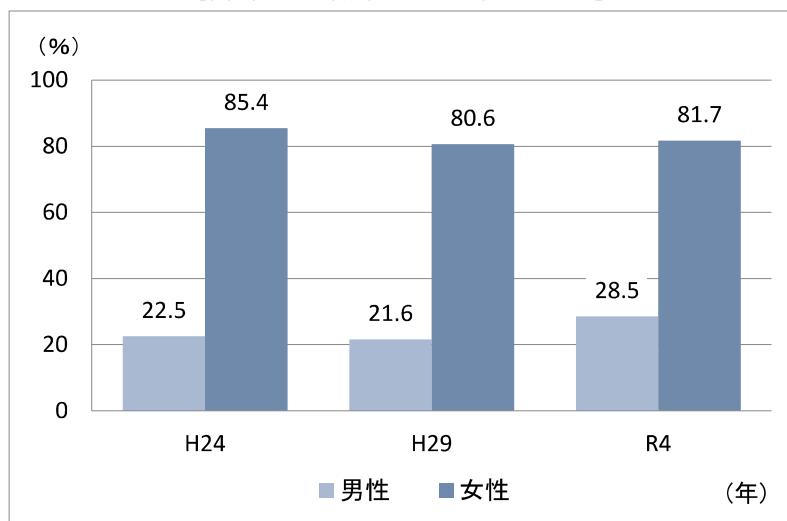
【食事に関する作法に気をつけている市民の割合】



8 料理の実践

自ら調理に取り組んでいる市民の割合は、女性に比べ男性で低くなっていますが、令和 4 年では男性で 6.9% 増加しています。

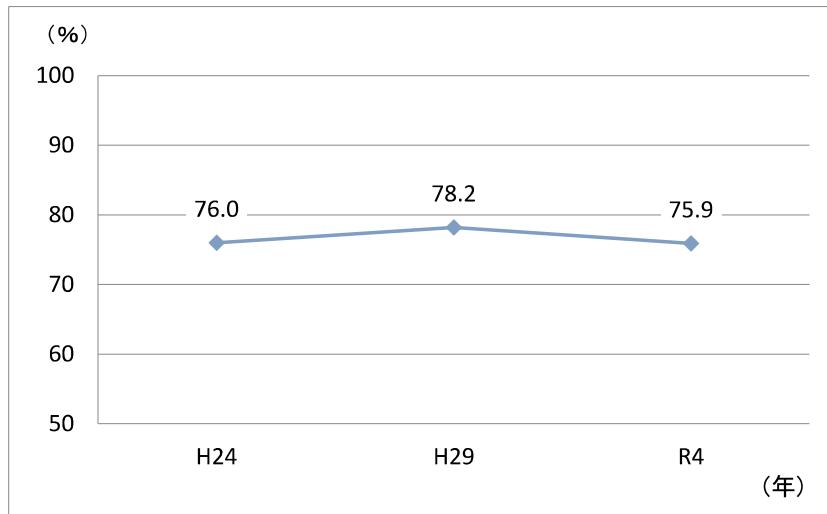
【自ら調理に取り組んでいる市民の割合】



9 地産地消^{※17}についての意識

地産地消を意識している市民の割合は、7割台を推移し、令和4年ではやや減少しています。

【地産地消を意識している市民の割合】

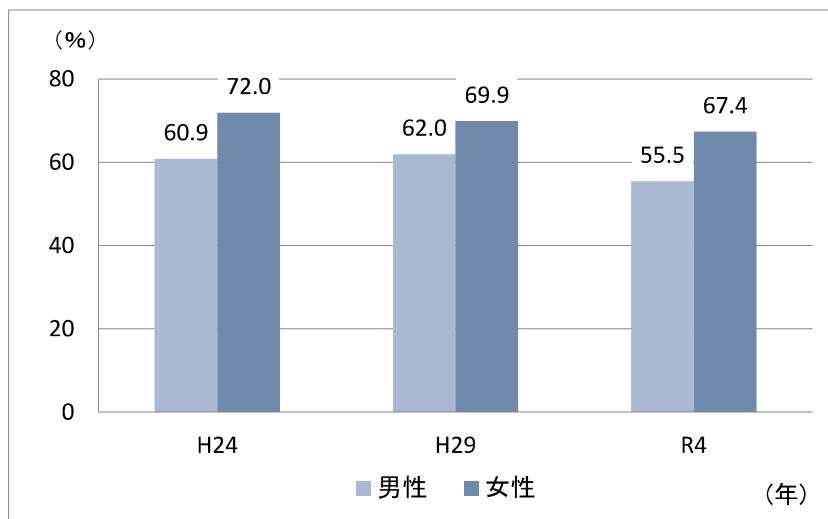


※H24のみ、食育に関するアンケート調査

10 家庭での行事食^{※18}

家庭で行事食を取り入れている市民の割合は、平成24年から令和4年にかけて減少傾向にあります。

【家庭での行事食を取り入れている市民の割合】



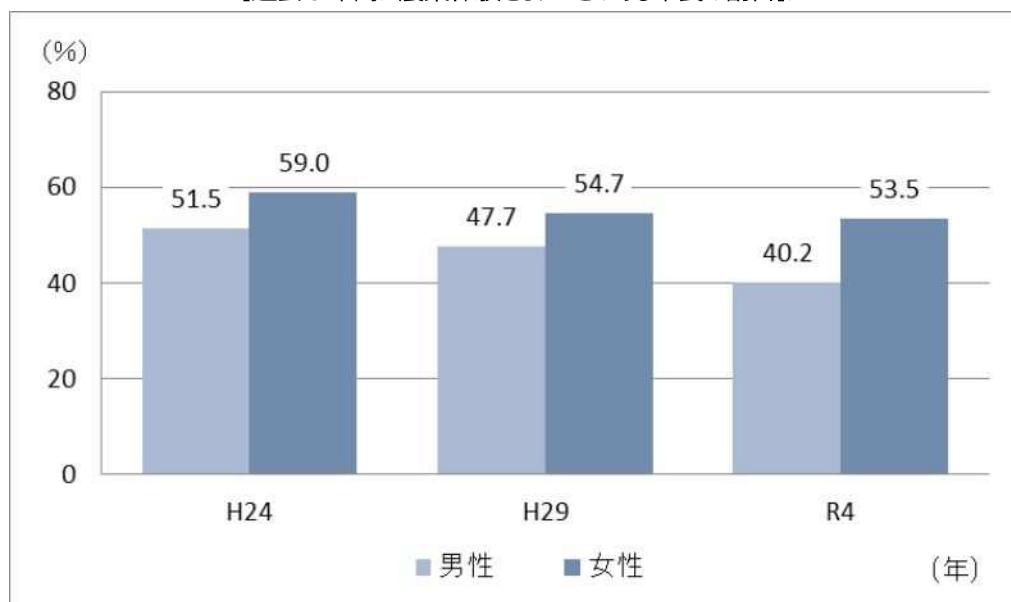
※17 地域で生産されたものを、その地域で消費すること。また、生産者、消費者双方が互いに農や食に対する理解を深め、一緒に農を支えていく取組。

※18 季節ごとの行事やお祝いの日に食べる特別な料理。

11 農業体験

過去3年間に農業体験のある市民の割合は、男女ともに減少傾向にあります。

【過去3年間に農業体験したことのある市民の割合】

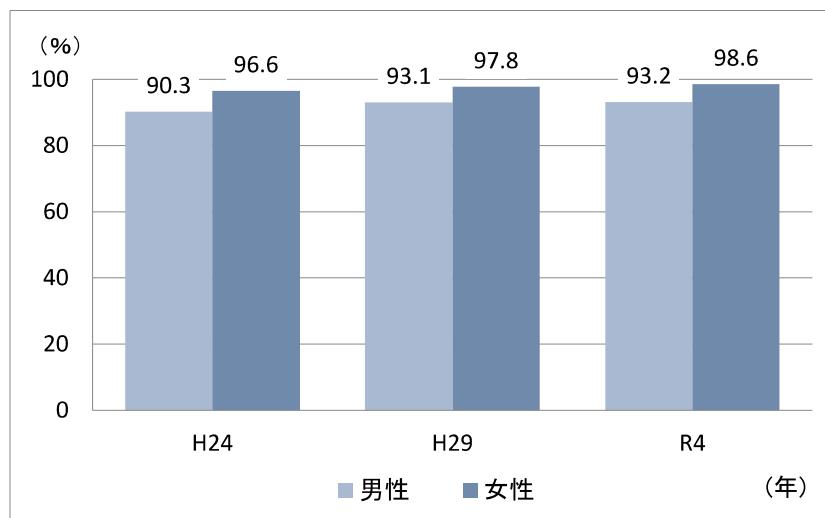


12 食べ残し・廃棄対策

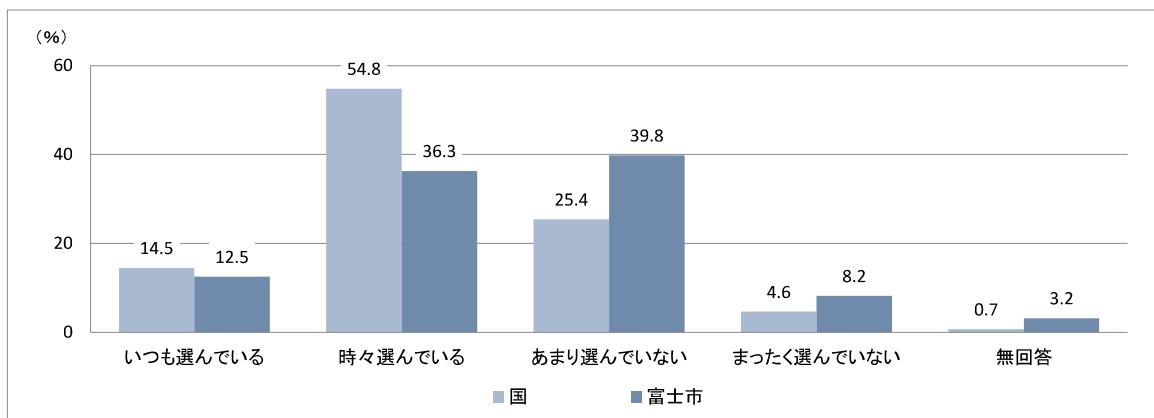
食べ残しや廃棄を減らすために気をつけている市民の割合は、男女ともに9割を超え、特に女性が10割近くとなっています。また、環境に配慮した農林水産物・食品の選定状況については、「あまり選んでいない」が最も多く、国と比較すると配慮している人の割合が低くなっています。

環境に配慮した農林水産物・食品で選定しているものについては、「消費期限が近いなど、廃棄される可能性があるもの」が国よりも高い一方、それ以外の項目については、いずれも国を下回っています。

【食べ残しや廃棄を減らすために気をつけている市民の割合】

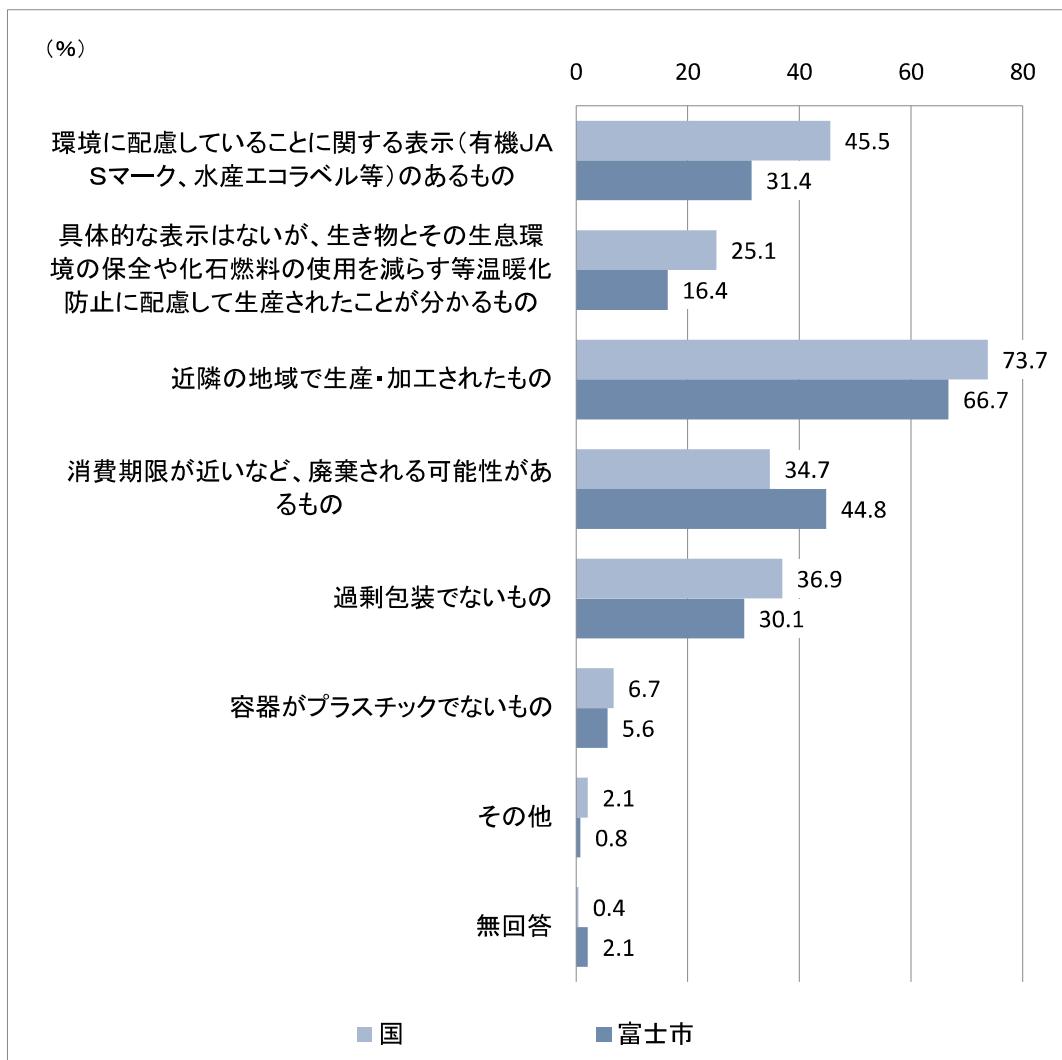


【環境に配慮した農林水産物・食品の選定状況】



※国調査は「令和4年食育に関する意識調査報告書」参照

【環境に配慮した農林水産物・食品で選定しているもの】



※「環境に配慮した農林水産物・食品の選定状況」の質問において、

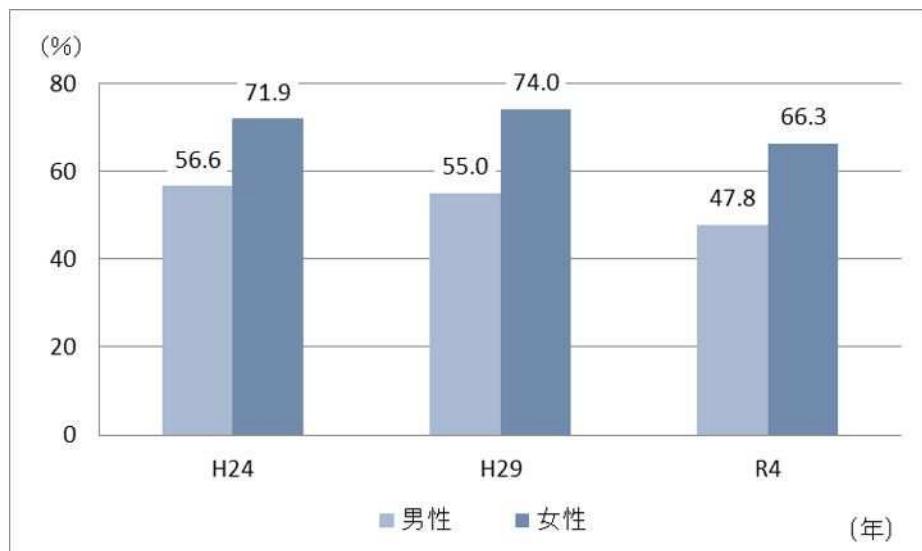
「いつも選んでいる・時々選んでいる」と答えた人

※国調査は「令和3年食育に関する意識調査報告書」参照

13 食の安全性に関する基礎知識

食品の安全性に関する基礎的知識を持っている市民の割合は、男女ともに平成29年と比較して令和4年は減少しています。

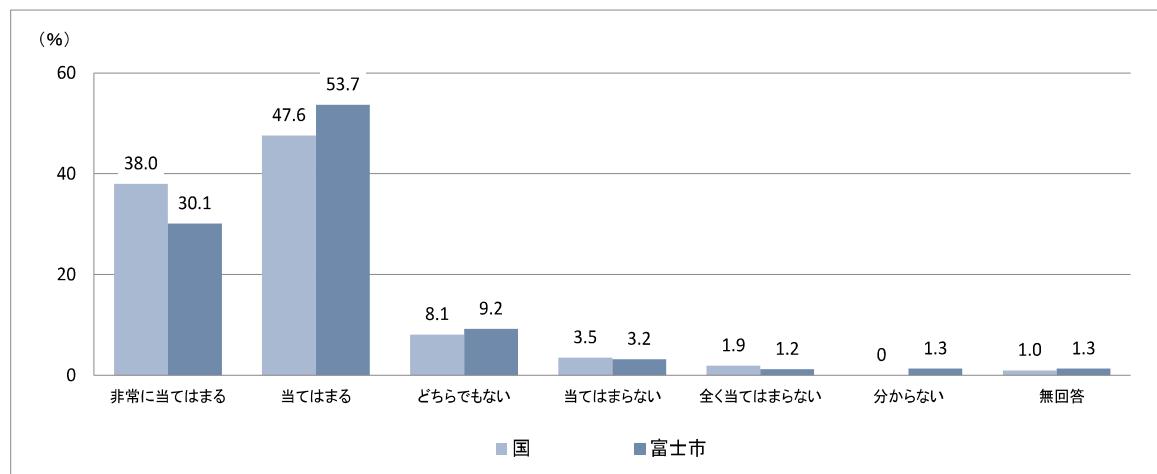
【食品の安全性に関する基礎的知識を持っている市民の割合】



安全な食生活を送るための意識状況（以下①～⑨）については、「②「賞味期限」を過ぎた食品であっても、必ずしもすぐに食べられなくなるわけではないため、臭いや見た目など食品の状態に応じて判断すること」「⑤料理は、長時間、室温で放置しないこと」を除き、『非常に当てはまる』『当てはまる』と答えた市民の割合が、国と比べて低くなっています。

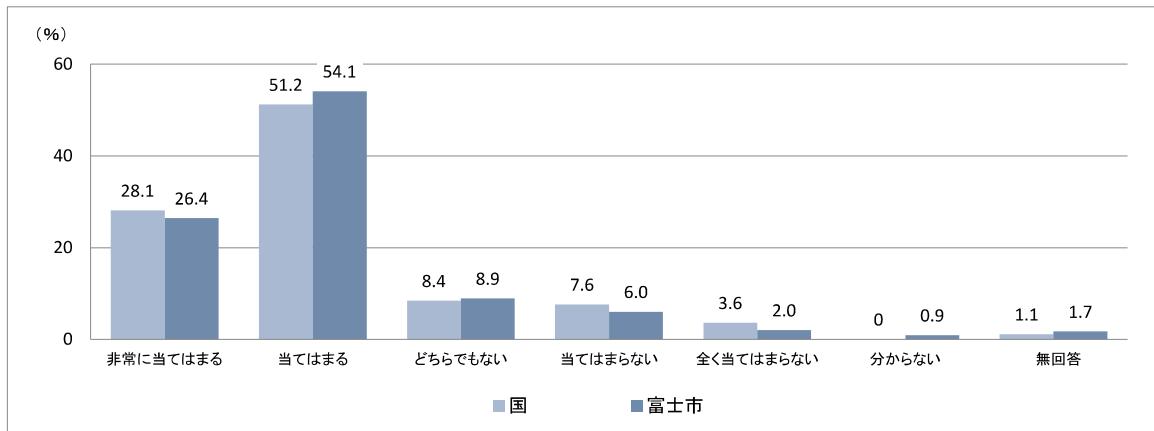
【安全な食生活を送るための意識状況 ①食品を買うときや食べるときに「消費期限」、

「アレルギー表示」など容器包装に記載されている表示を確認すること】

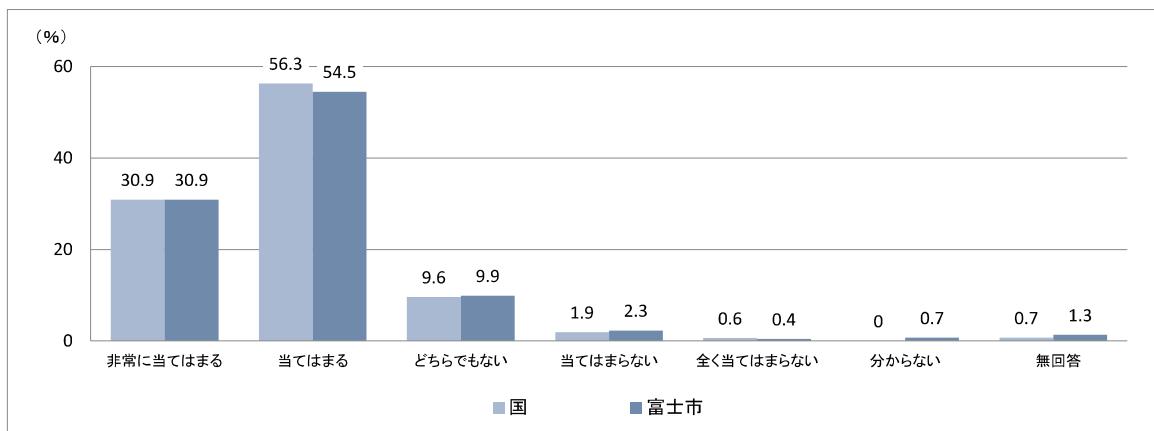


※国調査は「令和3年食育に関する意識調査報告書」参照

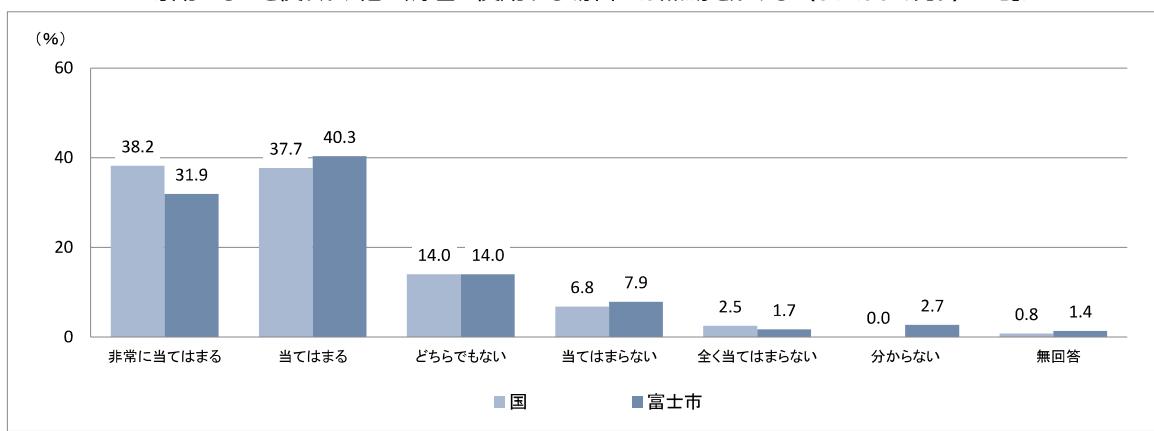
【安全な食生活を送るための意識状況 ②「賞味期限」^{※19}を過ぎた食品であっても、必ずしも
すぐに食べられなくなるわけではないため、臭いや見た目など食品の状態に応じて判断すること】



【安全な食生活を送るための意識状況 ③食品に表示されている「保存方法」や「使用方法」を守ること】



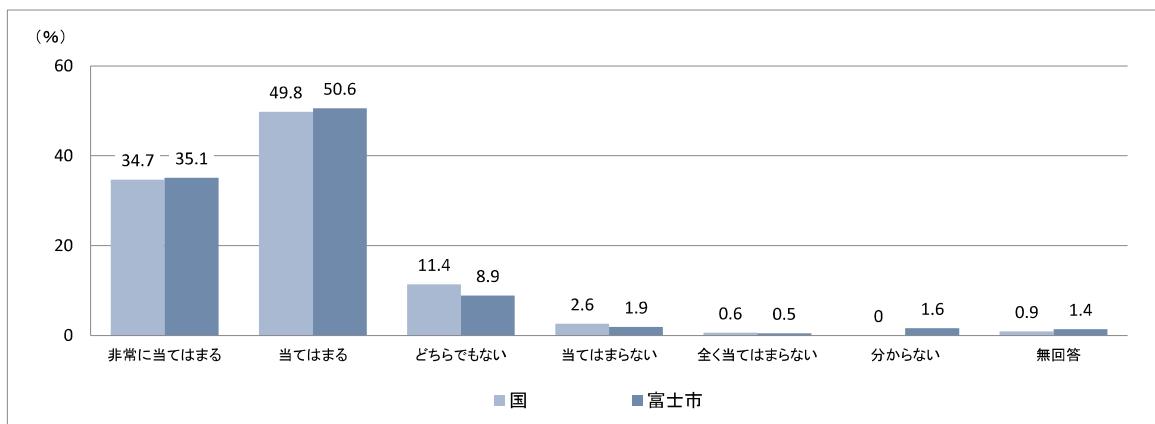
【安全な食生活を送るための意識状況 ④生肉や生魚を扱った包丁、まな板、トング、箸などの器具は、
専用のものを使うか、他の調理に使用する場合には熱湯をかける（またはよく洗う）こと】



※国調査は「令和3年食育に関する意識調査報告書」参照

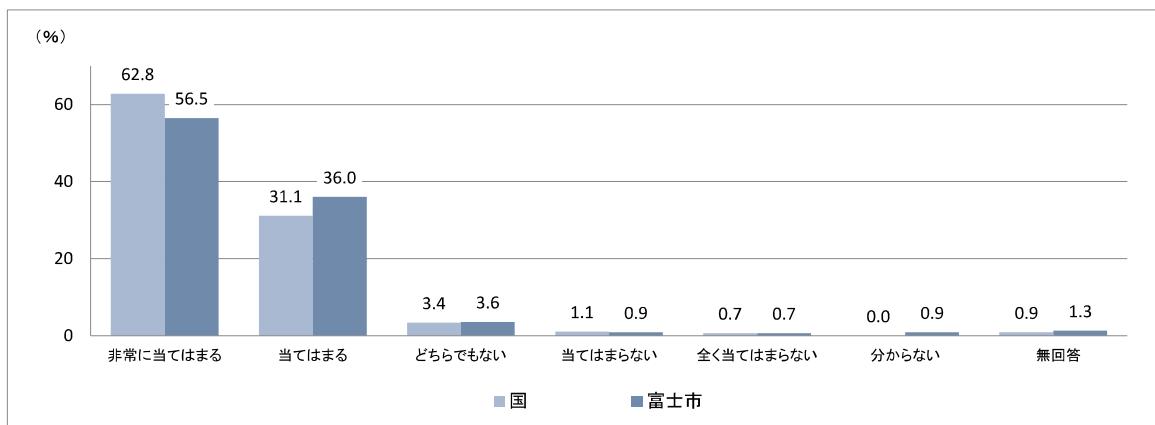
※19 賞味期限はおいしさなどの品質が保たれる期限。消費期限は安全に食べられる期限。

【安全な食生活を送るための意識状況 ⑤料理は、長時間、室温で放置しないこと】



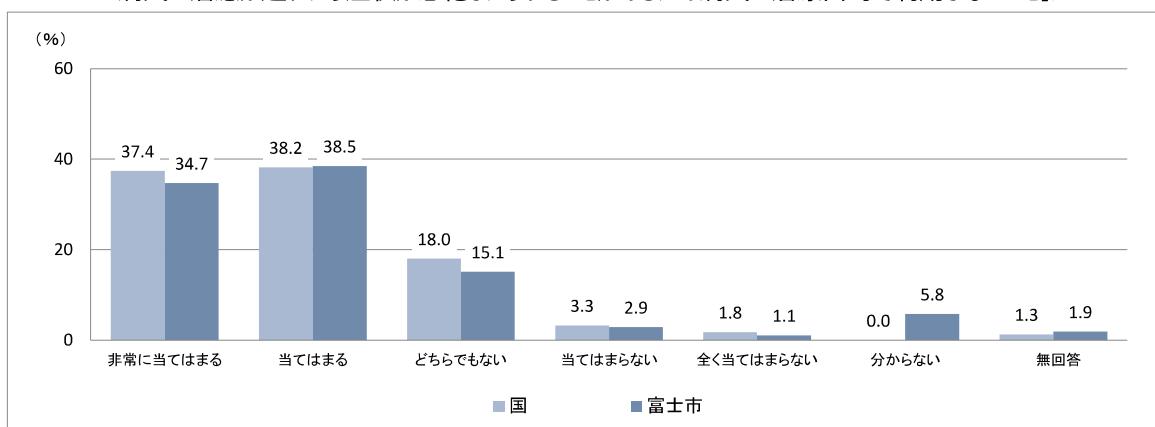
【安全な食生活を送るための意識状況】

⑥生の状態（生食用として販売されているものは除く）や加熱が不十分な状態で肉を食べないこと】



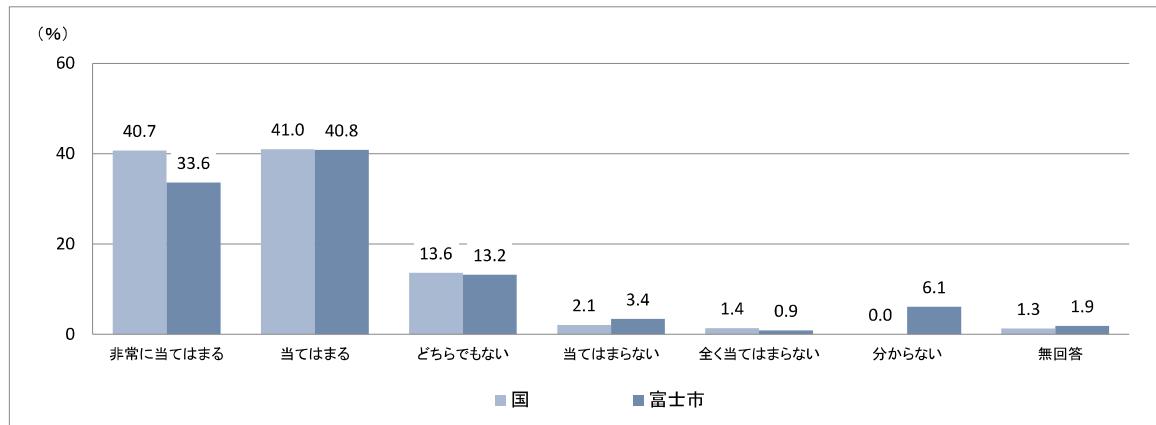
【安全な食生活を送るための意識状況 ⑦健康食品は医薬品とは違うので、薬と同じように使用すると】

病気の治癒が遅れたり症状が悪化したりすることがあるため病気の治療目的で利用しないこと】

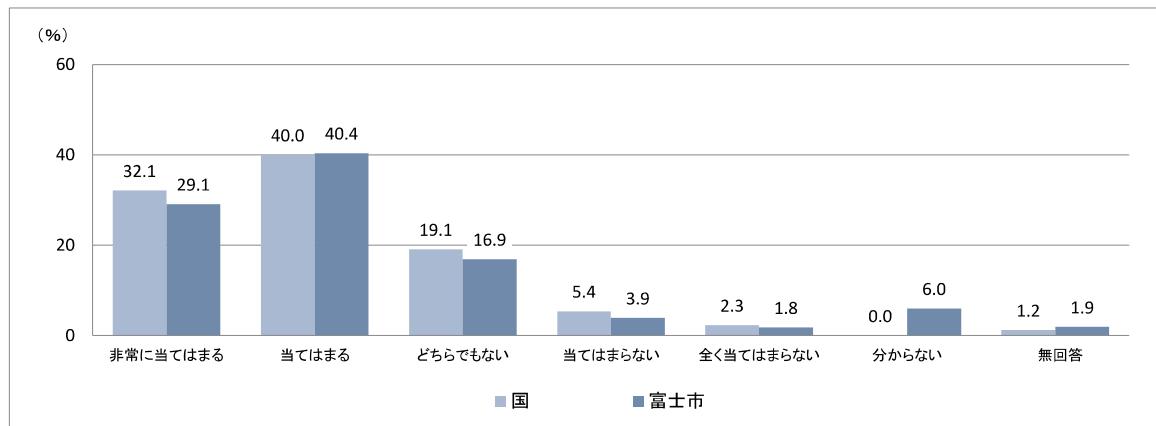


※国調査は「令和3年食育に関する意識調査報告書」参照

【安全な食生活を送るための意識状況 ⑧健康食品は病者・小児・妊産婦・高齢者などでは
健康被害を起こしやすいため、利用に当たっては注意が必要であること】



【安全な食生活を送るための意識状況 ⑨健康食品を選ぶ場合は、
成分名、含有量、使用上の注意、問い合わせ先、品質保証に関するマークなど
表示されている内容をよく読んで、自分に必要かどうか検討してから購入すること】



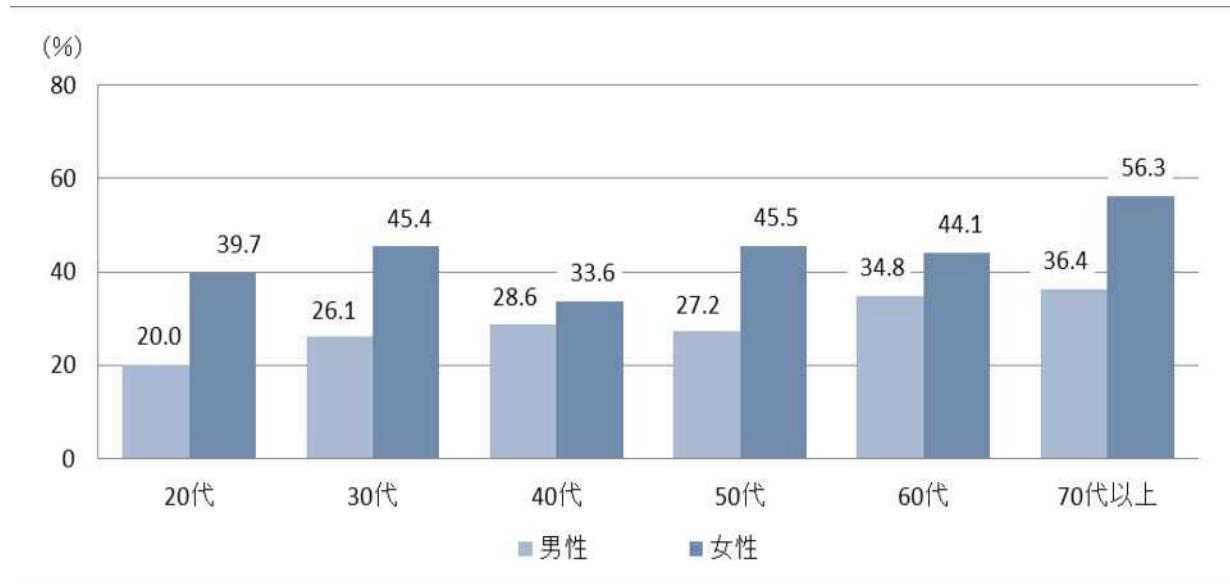
※国調査は「令和3年食育に関する意識調査報告書」参照



14 定期的な歯の検診

定期的に歯の検診を受けている市民の割合は、男性に比べ女性の受診割合が高くなっています。特に20代の男性で受診割合が2割と低くなっています。

【定期的に歯の検診を受けている市民の割合】

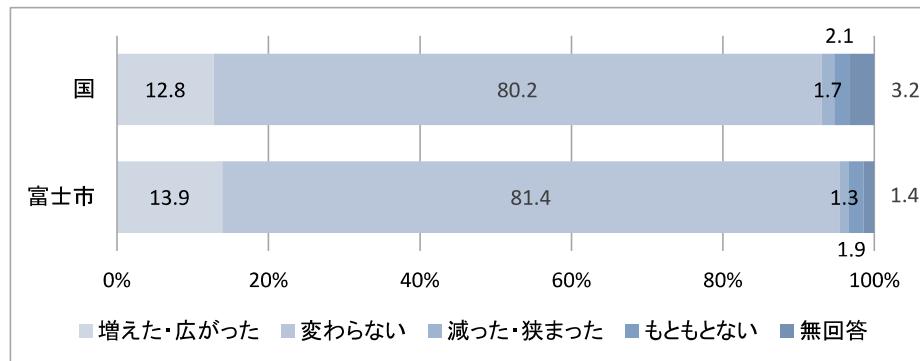


15 新型コロナウイルス感染症と食生活について

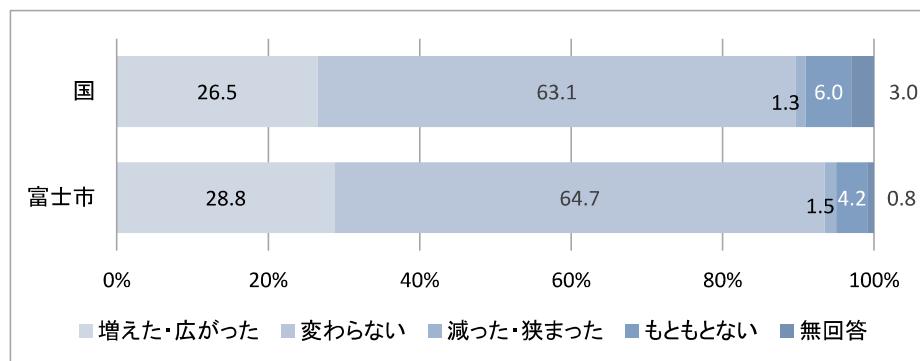
新型コロナウイルス感染症と食生活の状況（以下①～⑬）については、国の平均と概ね同様の結果となっています。

「増えた・広がった」と回答した人の割合が最も高いのは「③自宅で食事を食べる回数」となっており、37.2%となっています。

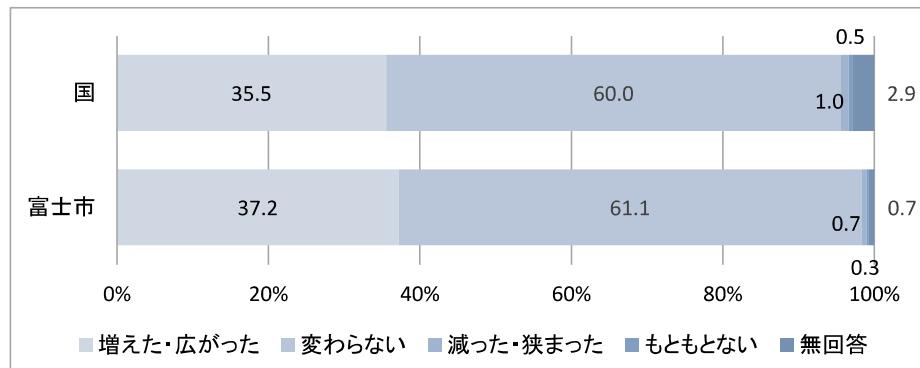
【① 栄養バランスのとれた食事】



【②自宅で料理を作る回数】

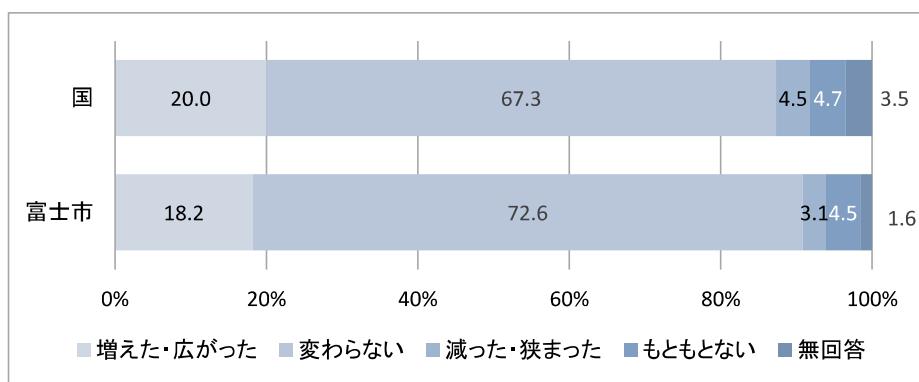


【③自宅で食事を食べる回数】

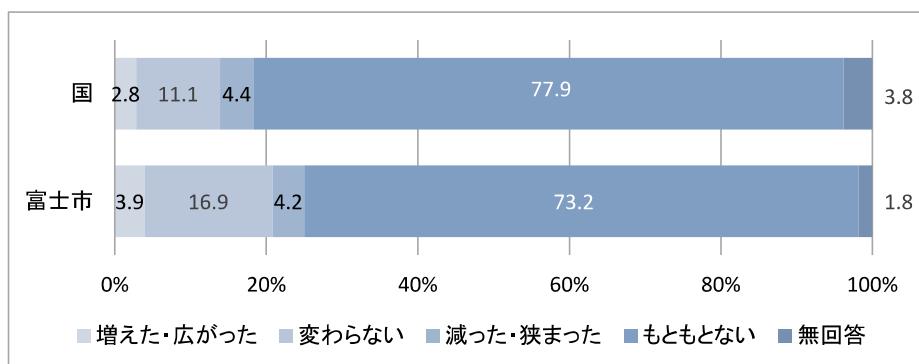


※国調査は「令和3年食育に関する意識調査報告書」参照

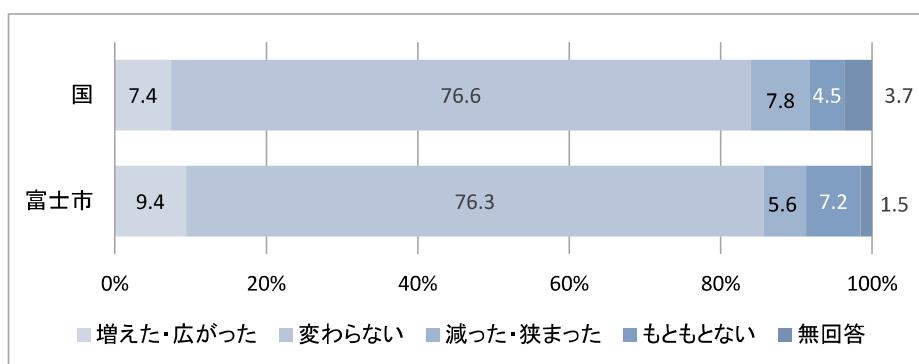
【④家族と食事を食べる回数】



【⑤オンラインを利用して家族や友人と食事を共にすること】



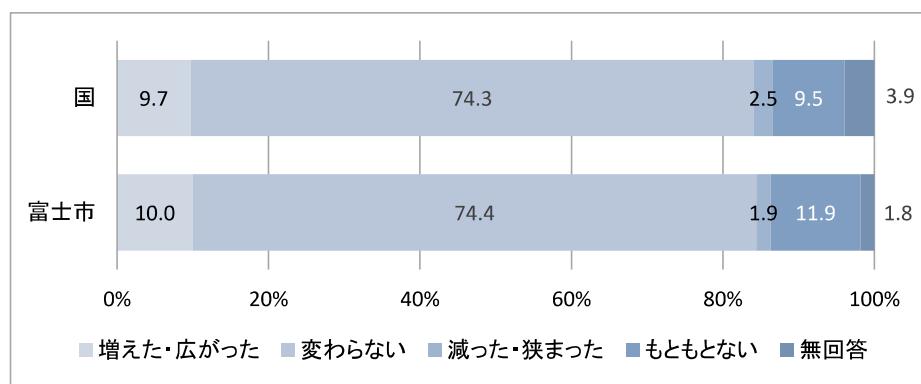
【⑥おいしさや楽しさなど食を通じた精神的な豊かさ】



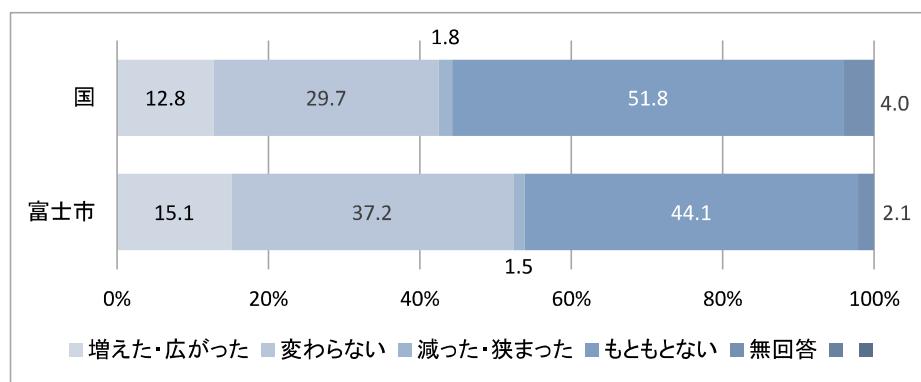
※国調査は「令和3年食育に関する意識調査報告書」参照



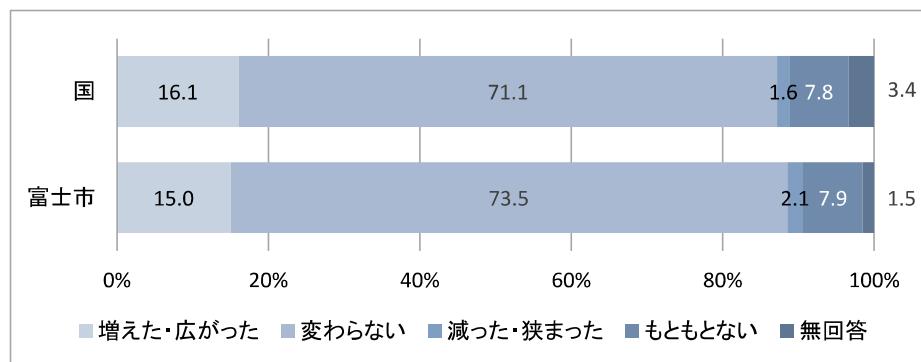
【⑦地場産物^{※20}の購入】



【⑧通販（オンライン）を利用した食品購入】



【⑨食事作りに要する時間や労力】

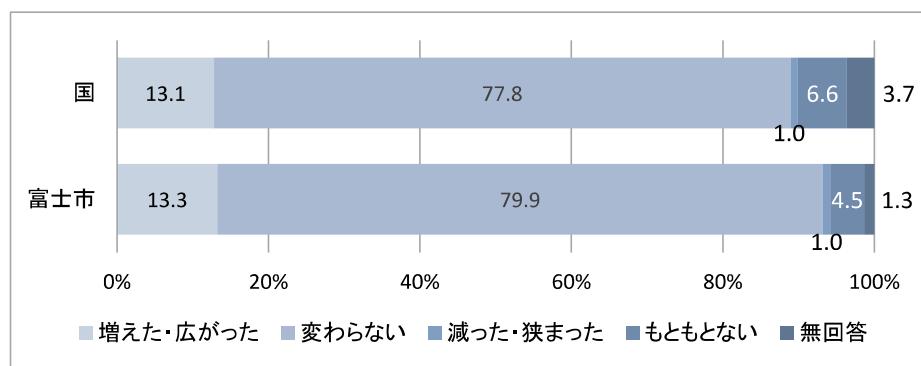


※国調査は「令和3年食育に関する意識調査報告書」参照

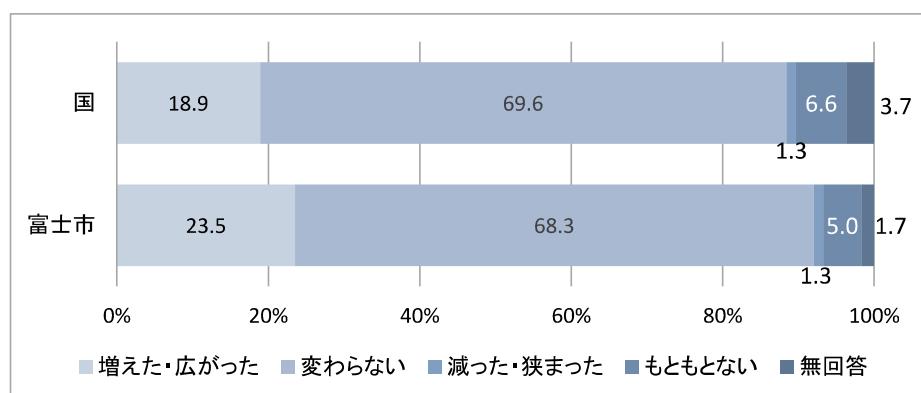


※20 富士・富士宮産の食材。

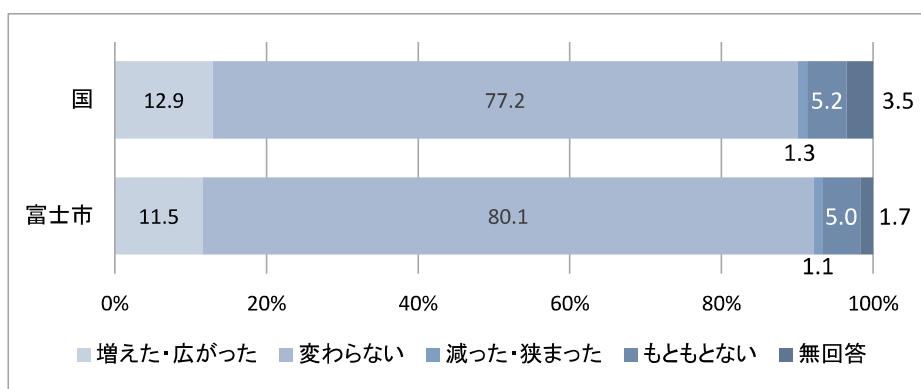
【⑩食品の安全性への不安】



【⑪安定的な食料供給への不安】



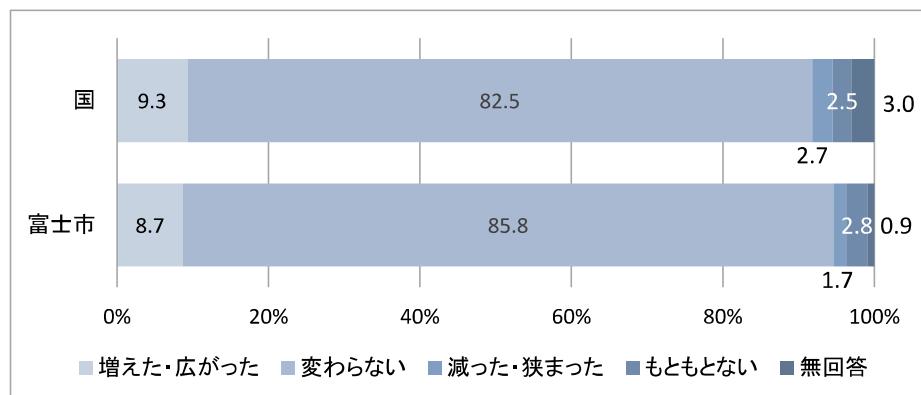
【⑫食に関する情報の入手】



※国調査は「令和3年食育に関する意識調査報告書」参照



【⑬規則正しい食生活リズム】



※国調査は「令和3年食育に関する意識調査報告書」参照



第4節 第3次計画の評価と課題

1 第3次計画の達成状況

第3次計画（平成31年度～令和5年度）に定めた各種成果目標の令和4～5年度現在の達成状況については次頁のとおりです。

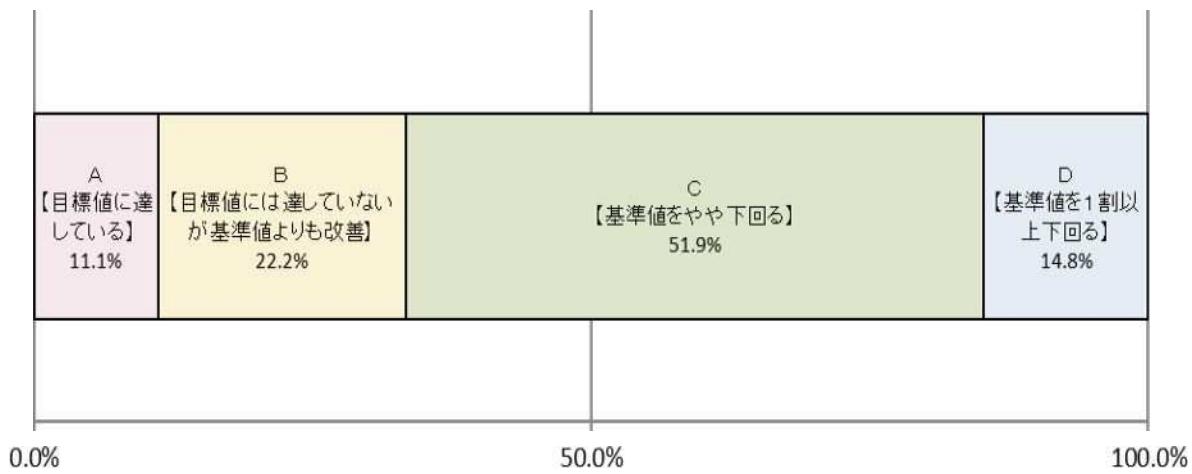
成果目標として掲げた19項目27対象のうち、目標値に達しているもの（A）が、「むし歯罹患率」、「定期的に歯科検診を行っている市民の割合」の2項目3対象で、実績としても前回の基準値より大幅に改善しています。

また、目標値には達していないが基準値よりも改善しているもの（B）が、4項目6対象となっています。

一方で、基準値をやや下回っているもの（C）は、11項目14対象で、小中学生の朝食をとっている割合や肥満に関する項目、地産地消・食育体験活動に関する項目が見られます。

さらに、基準値を1割以上下回っているもの（D）が、「朝食をとっている市民の割合」の20代男性、「肥満傾向児の割合」「LDLコレステロールが高い生徒の割合」「食品の安全性に関する基礎的知識を持っている市民の割合」の4項目4対象となっています。

【第3次富士山おむすび計画の成果目標達成状況】



【第3次富士山おむすび計画の目標と実績】

	成果指標	対象	基準値 (%)	目標値 (%)	実績値 (%)	達成状況	実績値調査資料
共通	食育に関心を持っている市民の割合	18歳以上	75.3	90.0	70.3	C	第51回世論調査 (R4)
□基本方針1 食を通して心身の健康を育む							
正しい食習慣の定着	朝食をとっている市民の割合	保育園児	95.8	100.0	96.7	B	公立保育園朝食摂取状況調査(R4)
		幼稚園児	98.4	100.0	99.2	B	
		小学生	97.5	100.0	97.1	C	静岡県朝食摂取状況調査(R4)
		中学生	95.0	100.0	93.2	C	
		高校生	96.3	100.0	97.1	B	
		20代男性	62.9	80.0	53.3	D	第51回世論調査 (R4)
		20代女性	72.5	85.0	69.0	C	
栄養バランスの良い食生活の推進	日本独自の食生活の実践や栄養バランスに気をついている市民の割合	18歳以上	59.3	70.0	56.8	C	第51回世論調査 (R4)
食を通しての生活習慣病の予防	肥満傾向児の割合*	中学生	8.3	7.0	11.8	D	学校保健ふじ(R4)
	LDLコレステロールが高い生徒の割合*	中学1年生	5.5	5.0	10.2	D	学校保健ふじ(R3)
	肥満(BMI25以上)の割合*	40歳以上男性	30.2	27.6	32.5	C	富士市国民健康保険特定健康診査(R2)
		40歳以上女性	19.9	18.8	21.5	C	
食生活を維持するための歯と口の健康増進	むし歯罹患率*	小学生	44.6	40.0	35.0	A	学校保健ふじ(R4)
		中学生	32.8	30.0	23.1	A	
	定期的に歯科検診を行っている市民の割合	30~60歳代	33.3	35.0	36.5	A	第51回世論調査 (R4)
□基本方針2 食を通して豊かな人間性を育む							
家族や仲間と楽しく食べる習慣の定着	食を通じてコミュニケーションを充実させている市民の割合	18歳以上	60.3	65.0	58.8	C	第51回世論調査 (R4)
食事作法の習得の推進	食事に関する作法に気をついている市民の割合	18歳以上	56.6	65.0	57.9	B	第51回世論調査 (R4)
食文化の伝承	行事食を取り入れている市民の割合	18歳以上	66.3	75.0	62.2	C	第51回世論調査 (R4)
□基本方針3 食への理解を深める							
環境への配慮	食べ残しや廃棄を減らすために気をつけている市民の割合	18歳以上	95.6	100.0	96.1	B	第51回世論調査 (R4)
食の安全・安心確保	食品の安全性に関する基礎的知識を持つている市民の割合	18歳以上	65.7	80.0	58.3	D	第51回世論調査 (R4)
地産地消の推進	地産地消を意識している市民の割合	18歳以上	78.2	85.0	75.9	C	第51回世論調査 (R4)
	学校給食に県内産物を使用する割合(品数換算)	小中学校	45.3	46.0	42.8	C	地場農畜産物の使用状況調査(R4)
	保育園給食に県内産野菜を使用する割合(重量換算)	保育園	29.4	30.0	26.9	C	地域保健課調べ (R3)
食育体験活動の推進	過去3年間に農業体験をしたことのある市民の割合	18歳以上	51.5	70.0	47.7	C	第51回世論調査 (R4)
	みずから調理に取り組んでいる市民の割合	18歳以上	54.1	70.0	58.8	B	第51回世論調査 (R4)
	農林漁業体験学習に取り組んでいる園・小中学校の割合	保育園・幼稚園・認定こども園・小中学校	98.1	100.0	97.2	C	農林漁業体験学習調査(R4)

※基準値は、第3次計画策定時の調査結果によるもの。

※達成状況欄の A は目標値に達しているもの、B は目標値には達していないが基準値よりも改善

しているもの、C は基準値をやや下回るもの、D は基準値を1割以上下回るもの。

2 本計画策定に向けての主な課題

本市の食に関する各種統計、世論調査及び第3次計画の達成状況から見た主な課題として、以下の6点を示します。

(1) 食育への関心、食育の実施状況等

世論調査では、食育に关心がある市民の割合は男女ともに減少傾向にあり、成果目標の目標値や基準値を下回っていることから、食育の普及・啓発により一層取り組んでいく必要があります。

また、食育の実践や農業体験についても前回調査時と比較して減少し、コロナ禍などの環境変化による影響も考えられます。

一方で、自ら調理に取り組んでいる市民が特に男性で増加傾向にあるなど、様々な要因により意識の向上がみられる分野もありました。

今後はより一層、市民の食に対する理解を深め、食育の実践につながるよう、自ら作る体験や実践を促すような取組にも力を入れていく必要があります。

(2) 学齢期・青年期に向けた食育の推進

一般市民の朝食の摂取については、世論調査で「ほぼ毎日食べる」が8割以上ですが、成果目標の達成状況を見ると、小中学生と20代で基準値を下回り、この年代を中心に、朝食の規則的な摂取に向けた生活スタイルの見直し、食の自立を促す改善に向けた意識啓発を進めていく必要があります。これらの取組は学校だけでは限界があることから、学校と家庭がつながり、家庭を巻き込んだ食育の推進が必要です。

また、本市では、小学生の肥満と男子の痩身（やせ）が国・県の平均を上回り、中学生の肥満の割合も依然として改善が見られず、「LDLコレステロールが高い生徒の割合」についても悪化していることから、子どもの食生活の改善に向け、指導を充実させていく必要があります。

(3) 家庭環境に応じた食育の推進

富士市のアンケートでは、食を通じたコミュニケーションを充実させている市民が約6割である一方、単独世帯や核家族世帯が増加傾向にあります。また、全国的な女性の就業率の増加により共働き家庭なども増加傾向にあり、一人で食事をする「孤食」や、家族がそれぞれ別々のものを食べる「個食」の増加が懸念されます。さらに、高齢者世帯やひとり親家庭、貧困家庭など、様々な困難を抱える家庭が顕在化し、健康寿命の延伸に向けて、個々の高齢者の特性に応じた健康支援が求められています。若い世代を見ると、20歳代から30歳代の働き世代を中心に朝食の欠食率が高く、生涯にわたって健全な心身を培うためには健全な食生活を実践することが必要です。

今後はより、家庭環境や生活の多様化、各ライフステージ^{※21}に対応した食育の推進を図っていくとともに、若いうちから栄養バランスに配慮した食生活を推進する必要があります。

※21 人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。

(4) 地産地消と食文化

世論調査では、地産地消を意識している市民は約8割となり、地元産の食材への意識も高まっているものの、前回調査時と比較するとやや減少となっています。一方、学校給食で地場産物を使用する割合については、概ね国・静岡県を上回って推移しているほか、富士市では農家数が年々減少し、食料自給率も国や県の割合を下回っています。引き続き学校給食における地場産物の使用や、地域の農林水産業の魅力を周知・PRし、地産地消を推進していく必要があります。

日本独自の食生活を実践している市民の割合や、行事食を取り入れている市民の割合については、平成29年・令和4年の調査でほぼ横ばいの結果となり、伝統的な食文化である和食の見直しと普及に向けた取組についても推進していく必要があります。

(5) 健康と安全への配慮

本市におけるメタボリックシンドローム該当者及び予備群者の割合は、男女共に静岡県より高い値になっています。市民の生涯を通じた健康づくりと生活習慣病の予防につながるよう、歯の健康づくりも含め、食習慣の改善に向けた取組を継続していく必要があります。

食品の安全性に関する知識については、世論調査で約6割が『ある』と回答していますが、前回調査時と比較するとやや減少しています。食に関する情報があふれている中で、自らの判断で食を選択していくことができるよう、食品表示の活用についての普及啓発など、情報提供を充実させていく必要があります。

さらに、心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らしていくためには、職場における従業員の健康の維持・増進も重要です。特に青年期や壮中年期では仕事中心の生活になりがちで、朝食の欠食や栄養バランスに配慮した食事の実践が課題であることから、職場を通じた食育の推進に力を入れて取り組む必要があります。

(6) 持続可能な食育の推進

食べ残しや廃棄については、世論調査の結果、9割以上が、削減のため何かしらの行動をとっていて、全国的にも食品ロスの発生量は減少傾向となっています。一方で、依然として国民1日1人当たりご飯茶碗1杯分の食料が廃棄されている現状です。また、本市の学校給食においても、コロナ禍での突発的な欠席や学級閉鎖、運動量の減少等の影響により、残食量が増加傾向にあります。さらに、我が国の食料自給率（カロリーベース）は37%であることに加え、1人当たりの耕作面積が減少傾向にあるなど、持続可能な食の推進に向けた取組を、より一層推進していくことが重要となります。

2015年に国連サミットで採択された17の目標と169のターゲットから成る「SDGs（持続可能な開発目標）」では、「目標2. 飢餓をゼロに」、「目標4. 質の高い教育をみんなに」、「目標12. つくる責任 つかう責任」など、食育と深い関わりのある目標が示されています。特に世界の食料事情に目を向けると、飢餓や栄養不足で苦しむ国が多く、厳しい現状にあります。これらの状況を学び、理解しながら、食べることの大切さや、食に関する感謝の念を持つつ、食品ロスの削減など、SDGsを踏まえた持続可能な食育を推進していくことが重要です。

3 ライフステージ別の課題

ライフステージ別の課題についてまとめると下表のようになります。

年代区分	年代の特徴	心身の特徴	食育上の課題
妊娠期	◊出産に向け、健全な子どもの基礎をつくるために重要な時期。	●代謝・消化器・泌尿器など体の変化が起こる。 ●ホルモンの影響で気持ちが不安定になりやすい。特に妊娠中は、虫歯や歯周病になりやすい。	●妊娠婦のやせあるいは肥満がみられる。 ●主食・野菜の摂取量が少ない。 ●妊娠中の歯科検診が重要である。
乳幼児期 (0~5歳)	◊食習慣の基本を身につける時期。	●生涯のうちで最も成長が著しいが、摂食能力、消化機能が未熟であり、摂取量は少ない。 ●自立心が芽生え、想像力が活発になり、自発性が育まれる。 ●乳歯が生え、味覚やそしゃく機能が発達する。	●親の食習慣に左右されやすい。 ●おやつの与え方に問題がみられる。 ●家庭における授乳、離乳に関する知識や技術の不足が見られる。 ●離乳食の進め方の相談が多い。 ●健診ではアレルギーや噛み方の相談が増加傾向にある。 ●偏食やむら食いの相談が多い。 ●噛む力が弱い子どもが見られる。
学齢期 (6~14歳)	◊食習慣の基礎が完成し、自己管理ができる時期。	●消化・吸収能力、代謝が高まり、活発に運動することも増え、食欲旺盛になる。 ●全身の骨格の成長がみられ、歯も乳歯から永久歯に生え変わる。 ●身体的にも精神的にも急速に成長する。 ●体力・運動能力が生涯で最高となり、必要なエネルギー量が最も高くなる。 ●食物アレルギーを有する子どもが毎年3~6%の割合でいる。	●年齢とともに肥満傾向児が増え、11歳頃がピークとなっている。 ●痩身傾向児は女子に多く、小学校高学年から中学生にかけて増えている。 ●学校の体育以外での運動時間が国や県の平均と比べて少ない。 ●食塩摂取量が望ましい値を超えている小中学生が多い。 ●鉄の摂取が望ましい値に満たない小中学生女子が多い。
青年期 (15~29歳)	◊健康的な食生活を実践し、体力の維持・増進に努める時期。	●身体発達がほぼ完了する。 ●進学、就職、結婚、出産など生活環境が大きく変化する。 ●自分自身の社会的な役割や責任を自覚する。 ●健康への意識が低い。	●他年代に比べ、朝食欠食の割合が高く、食育の実践度が低く、バランスよく食べている割合が低い。 ●地産地消に対する意識が低い。
壮年期 (30~39歳)	◊健康的な食生活を実践し、体力の維持・増進に努める時期。	●職場では社会的役割の重要性が増し、結婚や子育てなど家庭においても活動的となる反面、過労やストレスが重なる。 ●歯の喪失原因となる歯周病にかかりやすくなる。	●朝食摂取、バランスよく食べている割合が、青年期に次いで低い。 ●バランスよく食べるためには手間のかからないことと考える人が多い。
中年期 (40~64歳)	◊健康的な食生活を実践し、生活習慣病の予防に努める時期。	●体の機能は一部に老化がみられるようになり、体力は個人差が目立ち始める。	●40代以降肥満が増加傾向となる。 ●50代以下は、食育を実践していない人が多い。 ●60代以下の歯科検診の受診率が低い。
高齢期 (65歳以上)	◊食を楽しみながら、次世代に食の大切さを伝えていく時期。	●地域を基盤とした生活に変わる。 ●老化現象が顕著となり、様々な身体的变化が現れる。 ●健康状態の個人差が大きく、慢性疾患や身体的問題を抱える人が増える。	●食品表示を確認する人が、他の年代と比べて少ない。 ●過剰栄養と低栄養が混在している。 ●共食の機会が他年代と比べて少ない。

第3章 食育推進の基本的な考え方

第1節 基本理念

本市では、全ての市民が生涯にわたって、食に関する理解や関心を高め、心身の健康と豊かな人間性を育むことを目指し、第1次計画時から、基本理念を「食で育む健全な心とからだ」と定め、基本理念に基づく3つの基本方針と11の基本施策のもとに食育を推進しています。本計画においても、食育推進の基本的な考え方としてこれを継続し、第4章の「具体的な施策の展開」の中で課題の解決を含め、各種の取組を推進していくものとします。

【基本理念】

～食を通して、心身の健康と豊かな人間性を育む～
「食で育む健全な 心とからだ」

【第4次計画で踏まえるポイント】

ポイント1

ライフステージに応じた取組の推進【ひとづくり】

食育に関する現状や課題は、子どもから高齢者まで、世代によって様々です。それぞれのライフステージやライフスタイル、多様な暮らしに応じた「生涯を通じた切れ目のない食育」を推進します。

ポイント2

SDGsの視点を踏まえた食育の推進【まちづくり】

豊かで健全な食生活を送るためにには、食を支える持続可能な環境の維持が不可欠です。地産地消の推進や、農作業などの農業体験による関心・理解の促進、食品ロス削減など、食育の推進はSDGsとも関連が深いことから、SDGsの視点を踏まえた食育を推進します。

ポイント3

食育推進における連携体制の強化【きずなづくり】

食育の推進には、保健、教育、福祉、環境、文化、産業など、様々な分野が連携し、相互作用による取組の充実を図ることが求められます。さらなる食育の推進に向けて、府内各課をはじめ、団体・関係機関の有機的な連携を図ります。

第2節 基本方針及び基本施策

本計画の基本理念に基づき、食育を推進するに当たっての基本方針と関連する基本施策を以下のように定めます。

基本方針 1. 食を通して心身の健康を育む

毎日の食生活が心身の健康に大きく関係しているため、食と健康に関する正しい知識の普及や健全な食生活の実践を推進することが必要です。

本市では、高齢化が進む中、「人生100年時代」に向け、全ての市民が、健康や食への関心を持ち、食に関する正しい知識や規則正しい食生活リズムを身につけることができるよう、各種の取組を推進していきます。また、栄養バランスの取れた食事への改善を推進するとともに、健康寿命の延伸につながるよう食生活を通じての生活習慣の予防・改善や歯と口の健康の維持・増進を図り、心身の健康を育んでいきます。

【基本施策】

(1) 望ましい食習慣の定着

食べることは毎日の活動の原点となるため、朝ごはんを食べる、規則正しい時間に食べる、ゆっくりよくかんで食べるなどの望ましい食習慣の定着を図ります。

(2) 栄養バランスの良い食生活の推進

毎日を健康に過ごすためには、栄養バランスの良い食事や適正量の食事を心がけることが必要です。お米を中心とした日本型食生活は、栄養バランスの良い食事スタイルの一つであり、食料自給率の向上、地域の食文化の伝承にもつながるもので、日本型食生活を推進するとともに、食事バランスガイド^{※22}等の活用を促し、栄養バランスの良い食生活を推進します。

(3) 食を通しての生活習慣病の予防・改善

食べ過ぎや欠食などの乱れた食生活は、内臓脂肪をためる原因になるため、食生活の改善を促す取組を通じて、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）等の生活習慣病、小児生活習慣病の予防・改善を図ります。

(4) 食生活を維持するための歯と口の健康増進

充実した食生活を維持するためには、口腔の健康が基盤となるため、歯と口の健康増進に関する取組を推進します。

※22 1日に、「何を」、「どれだけ」食べたらよいかを考える際の参考として、食事の望ましい組み合わせとおよその量をイラストで分かりやすく示したもの。

基本方針 2. 食を通して豊かな人間性を育む

子どもの頃に身につけた食習慣は、その人の一生の食生活の基礎となり、健やかな身体の発達のみならず、豊かな人間性を育むためにも欠かせないものです。

本市では、全ての市民が、家族や仲間で食卓を囲む楽しさと食事の大切さを認識し、子どもの頃から生涯を通して望ましい食習慣や食事作法を身につけることができるよう各種の取組を推進していきます。また、和食の良さを見直すとともに、地域固有の食習慣や食文化の伝承を図り、豊かな人間性を育んでいきます。

【基本施策】

(1) 家族や仲間と楽しく食べる習慣の定着

家族や仲間と食卓を囲み、楽しく食べることは、対人関係・コミュニケーション能力を養い、食文化の伝承にもつながるため、家族や仲間と楽しく食べる習慣の定着を図ります。

(2) 基本的な食事作法の定着の推進

「いただきます」「ごちそうさま」のあいさつや、箸を正しく使うなどの食事作法は、みんなで楽しく食事をするまでの基礎であり、食に対する感謝の心を育むことにつながるため、基本的な食事作法の定着を推進します。

(3) 食文化の伝承

食に関する様々な知識や技術、知恵を受け継いでいくことは、次世代にとって意義のあることであるため、日本の伝統的な食文化として和食を見直すとともに、地域に伝わる行事食や郷土料理、伝統料理などの食文化の伝承を図ります。



基本方針 3. 食への理解を深める

食べ物があふれる現代の日本において、私たちは食べ物が簡単に手に入ることを当然と考え、食に対するありがたさについて忘れがちです。

本市では、全ての市民が環境に配慮し、自然の恵みに感謝する心や食材を大切にする心を持ち、食品の安全性に関する情報を正しく選択・判断する力を習得することができるよう、各種の取組を推進していきます。また、身近な地域で生産・収穫された農林水産物を地域で消費する地産地消や農林水産体験などを通し、食への理解を深めていきます。

【基本施策】

(1) 環境への配慮

環境に優しい食生活を推進するため、買い過ぎない・作り過ぎない・食べ残しが出ないようにするなど食品ロスの削減に配慮した食生活の普及や食品廃棄物の有効活用、調理時における無駄なエネルギーの消費削減など、環境に配慮した取組を推進します。

(2) 食の安全・安心確保

食の安全・安心は、食生活を支える最も重要な要素の一つであるため、国や県との連携を図りながら、食の安全・安心に関する情報提供や安全・安心な農産物の生産育成を促進し、食の安全・安心を確保します。

(3) 地産地消の推進

地域で生産されたものを、その地域で消費することは、生産者と消費者の信頼関係を構築し、食に関する安全・安心の確保や地場産業の活性化に結びつくため、地場産物の学校給食や観光面での活用、家庭での積極的な利用などを促進し、地産地消を推進します。

(4) 食育体験活動の推進

「作物を育てる」、「料理を作って食べる」などの農や食の体験は、食に関する知識や感謝の心を醸成し、食を選択する力を養うことになるため、野菜づくりなどの「農業体験」や食にふれる体験、食を通じた交流などの食育体験活動を推進します。

第3節 第4次計画における施策展開の視点

第4次計画においては、国・県の動向を踏まえ、今後5年間において具体的に施策を推進していくための視点として、次の4つを定めます。

1 多様な家庭、ライフステージに対応した食育の推進

市民の食や食育に関する知識を深め、食への理解や感謝の気持ちを育むことができるように、各種の機会を通じて食育の普及・啓発を図ります。また、乳幼児期から高齢期にかけての各ライフステージ、また多様な家庭のあり方に応じた食育の支援に努めます。さらに、デジタルツールを活用した情報発信、食育の普及を行います。

2 保育園・幼稚園・認定こども園・学校における食育の推進

園・学校での食育を通じて、子どもたちに正しい食習慣の形成、食に対する感謝の気持ちを育みます。また、園・学校と連携し、給食に関する情報提供や試食会等を通じて、給食への理解と家庭における食育の推進を図ります。

3 地域における食育の展開と食文化の継承

保育園給食や学校給食への地場産物や郷土料理・行事食の導入拡大、また、各種媒体を通じた富士ブランド^{※23}品等の地場産物の消費の拡大を図ります。また、地域における食生活推進員などの育成とともに、郷土食・行事食などの食文化の継承を図ります。地域においては、子ども食堂や通いの場などの地域における共食の場の提供を推進します。

さらに、いつ発生するか分からない災害の発生に対応できるよう、食料備蓄等の普及啓発を行います。

4 健康と環境、安全に配慮した食育の推進

市民の生涯を通じた健康づくりと生活習慣病の予防につながるよう、正しい食生活についての情報提供や、食習慣の改善、歯と口の健康増進に向けた支援を行います。また、食品の安全性に関する情報提供や、生ごみの削減に向けた普及啓発を行います。さらに、職場における食育の推進に向けた取組を推進します。



※23 富士商工会議所による「富士市地域おこし特産品支援事業」のなかで、全国に誇ることのできる富士地域の素材・名勝・歴史を生かした、独自性のある商品・製品・サービスなどに与えられる称号。

第4節 施策体系

【基本理念】			
～食を通して、心身の健康と豊かな人間性を育む～ 「食で育む健全な 心とからだ」			
〔 ポイント 1 ライフステージに応じた取組の推進【ひとづくり】 ポイント 2 SDGs の視点を踏まえた食育の推進【まちづくり】 ポイント 3 食育推進における連携体制の強化【きずなづくり】 〕			
【基本方針】			
基本方針 1. 食を通して心身の健康を育む 基本方針 2. 食を通して豊かな人間性を育む 基本方針 3. 食への理解を深める			
【基本施策】			
(1) 望ましい食習慣の定着 (2) 栄養バランスの良い食生活の推進 (3) 食を通しての生活習慣病の予防・改善 (4) 食生活を維持するための歯と口の健康増進	(1) 家族や仲間と楽しく食べる習慣の定着 (2) 基本的な食事作法の定着の推進 (3) 食文化の伝承	(1) 環境への配慮 (2) 食の安全・安心確保 (3) 地産地消の推進 (4) 食育体験活動の推進	
【施策展開の視点】			
1 多様な家庭、ライフステージに対応した食育の推進	2 保育園・幼稚園・認定こども園・学校における食育の推進	3 地域における食育の展開と食文化の継承	4 健康と環境、安全に配慮した食育の推進
【具体的な取組内容】			
1. 食育に関する講座・教室・講演会等の開催 2. 食に関する体験活動の開催 3. イベント等における食育の普及・啓発 4. 妊産婦や乳幼児に関する栄養指導 5. 高齢者・障害者等を対象とした食に関する支援 6. 若い世代に対する食育の普及・啓発 7. 多様な家庭への食に関する支援 8. デジタル化に対応した食育の推進☆	1. 子どもの食生活等に関する実態調査 2. 教育課程の中での食育の推進 3. 園・学校での食育体験活動の実施 4. 食育に関わる職員等を対象とした研修の開催 5. 食育推進校の指定による食育の推進 6. 給食等を通じた食習慣等の定着 7. 保護者・地域への食育に関する情報提供	1. 給食等への地場産物や郷土料理等の導入 2. 地場産物の消費拡大 3. 地域等における食育活動への支援 4. 地域等との協働による食育体験講座・活動の推進 5. 地域での食育を担う人材の育成 6. 地域における共食の推進☆ 7. 災害時に備えた食育の推進☆	1. 健康診断結果等における生活習慣病予防及び改善のための食生活指導等の充実 2. 食物アレルギーへの対応と指導・相談の実施 3. 歯と口の健康増進のための指導・相談等の充実 4. 食育及び食の安全・安心に関する情報提供 5. 学校・家庭での生ごみ対策の推進 6. 食品ロス対策の推進 7. 職場における健康づくりを支援する食育の推進☆

☆：新規取組

第5節 第4次計画の成果指標・目標値

本計画に定める施策を推進するに当たり、成果や達成状況を客観的な指標により把握できるよう、令和10年度までに達成すべき目標値を以下のように設定します

※基準値は、第3次計画の達成状況における実績値。

※成果指標に「*」が付くものは、基準値を下回る目標設定をすべきもの。

成果指標		対象	基準値 (%)	目標値 (%)	実績値調査資料
共通	食育に関心を持っている市民の割合	18歳以上	70.3	90	第51回世論調査(R4)
□基本方針1 食を通して心身の健康を育む					
望ましい食習慣の定着	朝食をとっている市民の割合	保育園児	96.7	100	公立保育園朝食摂取状況調査(R4)
		幼稚園児	99.2	100	静岡県朝食摂取状況調査(R4)
		小学生	97.1	100	
		中学生	93.2	100	
		高校生	97.1	100	
		20代男性	53.3	60	第51回世論調査(R4)
		20代女性	69.0	75	
栄養バランスの良い食生活の推進	日本独自の食生活の実践や栄養バランスに気をつけている市民の割合	18歳以上	56.8	70	第51回世論調査(R4)
食を通しての生活習慣病の予防・改善	肥満傾向児の割合*	中学生	11.8	7	学校保健ふじ(R4)
	LDLコレステロールが高い生徒の割合*	中学1年生	10.2	5	学校保健ふじ(R4)
	肥満(BMI 25以上)の割合*	40歳以上男性	32.5	30.6	富士市国民健康保険特定健康診査(令和2年度法定報告)
		40歳以上女性	21.5	20.2	
食生活を維持するための歯と口の健康増進	むし歯罹患率*	小学生	35.0	30	学校保健ふじ(R4)
		中学生	23.1	20	
	定期的に歯科検診を行っている市民の割合	30~60歳代	36.5	40	第51回世論調査(R4)

成果指標	対象	基準値 (%)	目標値 (%)	実績値調査資料
□基本方針2 食を通して豊かな人間性を育む				
家族や仲間と楽し く食べる習慣の定 着	食を通じてコミュニケーションを充実させている市民の割合	18歳以上	58.8	65 第51回世論調査(R4)
基本的な食事作法 の習得の推進	食事に関する作法に気をつけている市民の割合	18歳以上	57.9	65 第51回世論調査(R4)
食文化の伝承	行事食を取り入れている市民の割合	18歳以上	62.2	65 第51回世論調査(R4)
□基本方針3 食への理解を深める				
環境への配慮	食べ残しや廃棄を減らすために気をつけている市民の割合	18歳以上	96.1	100 第51回世論調査(R4)
食の安全・安心確 保	食品の安全性に関する基礎的知識を持っている市民の割合	18歳以上	58.3	65 第51回世論調査(R4)
地産地消の推進	地産地消を意識している市民の割合	18歳以上	75.9	80 第51回世論調査(R4)
	学校給食に県内産物を使用する割合（品数換算）	小・中学校	42.8	46 地場農畜産物の使用状況調査(R4)
	保育園給食に県内産野菜を使用する割合（重量換算）	保育園	26.9	30 地域保健課調べ(R4)
食育体験活動の推進	過去3年間に農業体験をしたことのある市民の割合	18歳以上	47.7	50 第51回世論調査(R4)
	みずから調理に取り組んでいる市民の割合	18歳以上	58.8	65 第51回世論調査(R4)
	農林漁業体験学習に取り組んでいる園・小中学校の割合	保育園・幼稚園・認定こども園・小・中学校	97.2	100 農林漁業体験学習調査(R4)

第4章 具体的な施策の展開

第1節 多様な家庭、ライフステージに対応した食育の推進

現状と課題

- 本市では、まちづくりセンター講座等で、食に関する体験活動や講座等を実施しているほか、各種イベント等において、食事バランス・望ましい食習慣・適切な栄養・地産地消等について普及啓発を行っています。
- コロナ禍で調理実習等の体験活動は制限されることもありましたが、新しい生活様式を取り入れて可能な範囲で実施しています。
- 男女共同参画に関連したテーマに基づいた講座を開催しています。
- 妊産婦や乳幼児に対しては、妊産婦・母子相談や乳幼児健康診査等の際に、望ましい食生活の実現のため栄養指導を行っています。
- 高齢者は、身体活動の低下、偏った食生活、口腔機能の低下により低栄養状態^{※24}に陥りやすく、個々の状態に合わせた支援が求められるほか、他の世代との交流を含めた地域ぐるみの様々な取組も必要とされています。
- 若い世代が食育に関心を持ち、自ら食生活の改善等に取り組んでいくよう、若い世代にとって効果的な情報提供を行うことや地域等での食育を推進することが求められています。
- 「子供の貧困対策に関する大綱」（平成26年8月29日閣議決定）に基づき、子どもの成長に必要な食事や栄養の確保、食育の推進に関する支援を行うことも重要な課題となっています。
- オンライン教室やインターネットによるイベントの開催や動画配信など、デジタル化に対応する食育の推進も「新たな日常」の一つになっています。



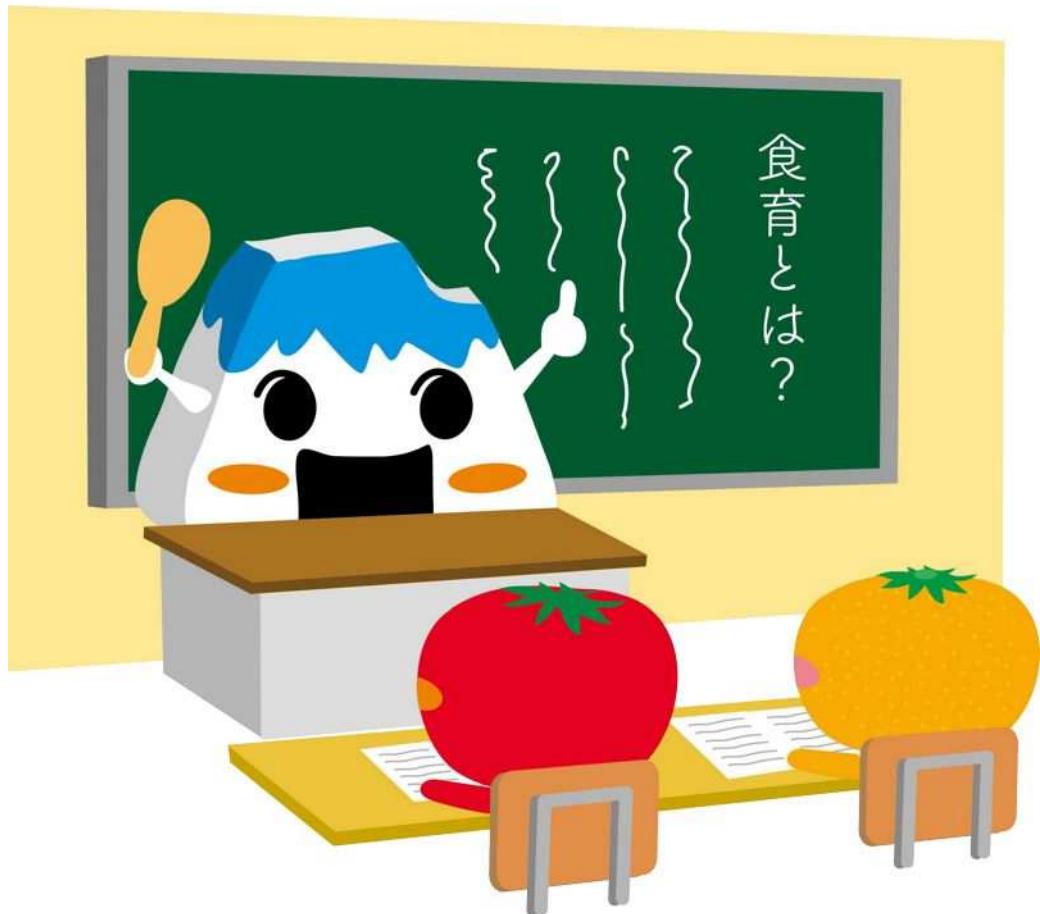
※24 食欲の低下や食事が食べにくいなどの理由から徐々に食事量が減り、慢性的に体の栄養が足りなくなつた状態。

1. 食育に関する講座・教室・講演会等の開催

- 市民の食や食育に関する知識を深めることができるように、食生活、食習慣、食文化の伝承等をテーマとした講座・講演会等を開催します。

関連事業

事業名	事業内容	担当課
(1) 食育講演会	・食育に関する講演会を開催する。	地域保健課
(2) まちづくりセンタ ー講座	・少年教育講座や一般講座等で食育に関する講座等を実施する。また、食事バランスガイドの普及啓発を行う。	社会教育課
(3) 市政いきいき講座	・市政いきいき講座において、地場産物や食育に関する講座を設定し、市民の食や食育に関する知識を深める。	社会教育課



2. 食に関する体験活動の開催

- 食への理解や感謝の気持ちの醸成などを目的に、食に関する体験活動を実施します。

関連事業

事業名	事業内容	担当課
(1) 男女共同参画の視点からのクッキング講座	・夫婦共働き世帯が増える中、男性の家事・子育てスキルの向上を図るため、主に父親を対象とした食に関する講座を開催する。	市民活躍・男女共同参画課
(2) 健康クッキング	・地区まちづくりセンター等で、様々な年代を対象に食生活改善のための講話と調理実習を行う。	地域保健課

3. イベント等における食育の普及・啓発

- 食育に関するイベント等を通じて、食育の普及啓発を行います。

関連事業

事業名	事業内容	担当課
(1) 食育普及啓発事業	・イベント等において、食事バランス、望ましい食習慣、適切な栄養、地産地消等について普及啓発を行う。	地域保健課
(2) 富士のお茶グランプリ ^{※25}	・小学4年生から6年生までを対象に、富士のお茶グランプリを開催し、お茶に関するクイズ、種類当て、飲み比べ等を行う。	農政課

※25 お茶の歴史や文化を理解してもらうため、小学校4～6年生までを対象として、お茶の〇×筆記クイズ、お茶の種類当て競技、お茶の飲み比べ競技の3種類の競技を実施し、その総合得点で優秀者を決めるイベント。

4. 妊産婦や乳幼児に関する栄養指導

- 妊産婦や乳幼児等、年齢に応じ、望ましい食習慣等についての指導を行います。

関連事業

事業名	事業内容	担当課
(1) お母さんお父さん教室	・妊娠中と産後の正しい栄養知識を普及し、妊産婦自身の健康管理が適切に行えるようにするとともに、家族で健康的な生活習慣が送れるように支援する。	地域保健課
(2) 幼児健康診査・6か月児すくすく赤ちゃん講座	・健康診査及び赤ちゃん講座で栄養相談を行い健康の保持増進を図るとともに、乳幼児の適切な食生活のための支援を行う。	地域保健課
(3) 離乳食講習会	・乳児の発育及び発達状況に応じた離乳食の正しい知識を普及するとともに、一人一人の子どもの「食べる力」を育むための支援を行う。	地域保健課



5. 高齢者・障害者等を対象とした食に関する支援

- 高齢者や障害のある人を対象に、配食サービスなどにより食の自立を支援し、栄養改善を図ります。

関連事業

事業名	事業内容	担当課
(1) 栄養改善指導事業 (訪問型)	・管理栄養士 ^{※26} が、栄養改善が必要な人の自宅に訪問し、個々の身体状況や生活状況に合った栄養指導を月1～2回程度で概ね4～6回実施する。	高齢者支援課
(2) 富士市食の自立支援事業	・在宅の高齢者を対象に、栄養バランスの取れた食事を配達し、栄養改善を図る。また、配達時に安否確認を行う。	高齢者支援課
(3) 富士市障害者配食サービス事業	・栄養バランスの取れた食事を提供するとともに、当該対象者の安否を確認し、必要に応じて関係機関等への連絡などを行う。	障害福祉課
(4) ご近所さんの運動教室活動支援事業 ☆新規	・ご近所さんの運動教室参加者に対し、栄養士 ^{※27} からアドバイスをすることで、効果的なフレイル予防を目指す。	地域保健課
(5) 高齢者教養講座	・地区まちづくりセンターで実施している高齢者対象の講座の中で、食に関する普及啓発を行う。	社会教育課



※26 厚生労働大臣の免許を受けた国家資格で、病気を患っている人や高齢で食事がとりづらくなっている人などに対して専門的な知識と技術を持って栄養指導や給食管理、栄養管理を行う。

※27 都道府県知事の免許を受けた資格で、主に健康な人を対象にして栄養指導や給食の運営を行う。

6. 若い世代に対する食育の普及・啓発

- 若い世代が食育に関心を持ち、自ら食生活の改善等に取り組んでいくよう、食に関する情報提供に努めます。

関連事業

事業名	事業内容	担当課
(1)富士市の食育「ふじ食」プロジェクト	・食育キャラクター「むすびん」や富士つけナポリタンキャラクター「ナポリン」を用いて、富士つけナポリタン大志館との協働により作成した、食育4コマまんが等を活用し、食育の普及啓発を行う。	地域保健課
(2) むすびんフェイスブックページ	・フェイスブックページを活用し、食育に関する情報を発信する。	地域保健課

7. 多様な家庭への食に関する支援

- 多様な家庭の状況に応じ、子どもの居場所づくり、健康的な食生活を送るための情報提供等を行います。

関連事業

事業名	事業内容	担当課
(1) 生活困窮世帯学習支援事業	・食生活が不規則になりがちな生活困窮世帯に対して、学習支援事業で開催するイベント等において、食事の大切さについて周知啓発していく。	生活支援課

「みんなでたべると おいしいよ！」の巻



8. デジタル化に対応した食育の推進 ☆新規

- オンライン教室の開催や動画配信を行い、非接触型の食育を展開します。

関連事業

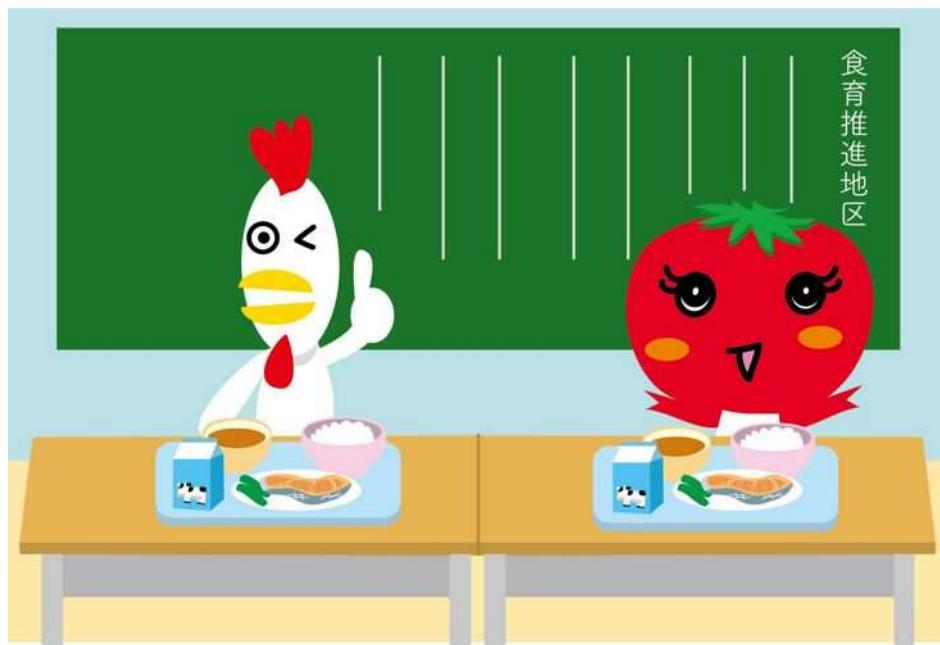
事業名	事業内容	担当課
(1) オンライン離乳食講習会 ☆新規	・会場で行う講話及び個別相談の離乳食講習会をオンラインで配信し、家庭でリラックスして参加できる環境を作る。	地域保健課



第2節 保育園・幼稚園・認定こども園・学校における食育の推進

現状と課題

- ・保育園、幼稚園、認定こども園の園児を対象とした朝食調査で、主食のみを食べている園児が増え、バランス良く食べている園児が減っています。小中学生で朝食を食べてから登校する子どもは、小学生 97.2%、中学生で 93.9% となっています。
- ・保育園、幼稚園、認定こども園等の食事場面では、子どもの咀嚼力の弱さが課題となっています。
- ・家庭で和食を食べ慣れていない子どもが増え、おいしくて体に良い和食に親しみ、学校給食での残食を減らすためにも和食の定着を図っていく必要があります。
- ・小中学校では、食に関する年間指導計画に基づいた食育活動を実施しています。
- ・小学校の全校、中学校では一部の学校で、授業の一環として野菜の栽培等の農業体験活動を行っていますが、中学校での実施の拡大を図っていく必要があります。
- ・学校職員への研修会はコロナ禍で実施回数は減少しましたが、各学校では少人数で行う研修会も定着しています。
- ・平成 28 年度から、中学校区単位で食育推進地区を選定し、地区内の小中学校を食育推進校として、学校と地区が連携して食育事業を実施しています。
- ・保育園、幼稚園、認定こども園では、連絡帳アプリ等のなどオンラインを活用して保護者に情報提供しています。
- ・小中学校では、保護者を対象とした給食試食会を開催しています。
- ・高校の家庭科では、夏課題として「スポーツと栄養」「1人で気軽に作れる昼食」「防災食の点検」等をテーマに「ホームプロジェクト」を実施しています。



1. 子どもの食生活等に関する実態調査

- 子どもの食生活等に関する実態を把握するとともに、朝食を食べることの必要性や食生活改善について啓発します。

関連事業

事業名	事業内容	担当課
(1) 朝食調査	・公立幼稚園、保育園、認定こども園で実態調査を行い、朝食を食べることの大切さを伝える。	保育幼稚園課
(2) 食生活に関する調査 ☆新規	・食生活に関する調査を行い食生活リズムや喫食状況を把握し、給食に反映させる。また、調査結果をもとに規則正しい食生活について啓発する。	こども発達センター
(3) 小中学生栄養調査	・食育推進校において、日頃の食事内容に関する調査を行い、児童生徒の食生活や栄養状態を把握し、調査結果をもとに食生活改善について啓発する。	地域保健課
(4) 朝食調査	・全小中学校で実態調査を行い、朝食を食べるとの必要性を啓発する。	学務課



2. 教育課程の中での食育の推進

- 保育計画、幼稚園指導計画、食に関する年間指導計画を通じ、園や学校において計画的に食育を推進します。

関連事業

事業名	事業内容	担当課
(1) 食育計画（保育園・幼稚園）	・園児が食べることに興味を持って楽しく参加できるよう、各園での食育を充実させる。	保育幼稚園課
(2) 教科の中での食育指導（小中学校）	・家庭科、生活科、保健体育、総合学習などの授業において食育指導を行う。また、栄養教諭により栄養士未配置校で授業を実施する。	学校教育課
(3) 緑茶の入れ方・静岡茶に関する学習	・小学校家庭科の学習において、お茶に関する食育の機会を確保する。（静岡茶愛飲促進条例に基づく。）	学校教育課
(4) 小児生活習慣病予防検診	・中学生を対象に実施している小児生活習慣病検診の事後教育として、栄養士や養護教諭等による生活指導を行う。	学務課
(5) 教科の中での食育指導（市立高校）	・食に興味関心を持ち、バランスの良い食生活を送れるよう、家庭科、保健体育などの授業において食育指導を行う。	富士市立高等学校



3. 園・学校での食育体験活動の実施

- 園・学校での食育体験活動を通じて、正しい食習慣の形成、食に対する感謝の気持ちを育みます。

関連事業

事業名	事業内容	担当課
(1) クッキング保育	・公立幼稚園、保育園、認定こども園でクッキング計画を作成し、年齢に合ったクッキングを実施する。	保育幼稚園課
(2) 野菜栽培と収穫の体験活動	・公立幼稚園、保育園、認定こども園で、栽培収穫の体験を通して、喜びや野菜に興味を持つことができるよう活動を充実させる。	保育幼稚園課
(3) クッキング保育	・料理を行う課程を通して、食事のおいしさや楽しさを感じることができる活動をする。	こども発達センター
(4) 野菜の栽培と収穫の体験活動	・小中学校での授業の一環として、野菜の栽培等の農業体験活動を行う。	学校教育課

4. 食育に関わる職員等を対象とした研修の開催

- 園・学校の教職員を対象に、食育に対する知識の向上を図るために研修を充実します。

関連事業

事業名	事業内容	担当課
(1) 職員への研修	・公立幼稚園、保育園、認定こども園の職員を対象に、情報交換や研修会に食育の内容を盛り込み、職員の食育に対する知識を深める。	保育幼稚園課
(2) 職員への研修	・学校給食従事職員実技研修、栄養教諭・学校栄養職員研修会、調理員研修会において、学校給食の充実につながるような研修を行う。	学務課

5. 食育推進校の指定による食育の推進

- 食育推進校を指定して、食育を計画的・重点的に推進します。

関連事業

事業名	事業内容	担当課
(1) 食育推進校事業	・食育推進校を指定し、食育推進事業を実施して、児童、生徒及び保護者の食育の実践度を上げるための取組を実施する。また、食育推進地区と連携した取組を推進する。	地域保健課

6. 給食等を通じた食習慣等の定着

- 望ましい食習慣やマナーが身に付くよう指導を行うとともに、教材に適した給食内容の提供に努めます。

関連事業

事業名	事業内容	担当課
(1) 保育園給食	・提供する給食が、乳幼児の食事の手本となるようする。また、給食を通じて望ましい食習慣と正しいマナーを楽しく伝えていく。	保育幼稚園課
(2) 学校給食を通じた食育指導	・食に関する指導の全体計画・年間計画に沿って指導を行い、毎日の給食を通して望ましい食習慣と正しいマナーを身につけるように指導を行う。	学務課



7. 保護者・地域への食育に関する情報提供

- 園だより・給食だよりの発行、給食試食会などを通じて、給食への理解の促進と食に関する知識の普及を図ります。

関連事業

事業名	事業内容	担当課
(1) 家庭への情報提供	・食に関するおたより等を作成し、保護者や地域への情報提供をする。	保育幼稚園課
(2) たよりでの情報提供	・献立だよりと、栄養と健康情報を関連付けた食育だよりを発行する。	こども発達センター
(3) 給食試食会	・保護者対象の給食試食会で、献立、食形態、偏食対応などの説明や簡単な調理方法を紹介し、家庭でも実践できる内容を啓発する。	こども発達センター
(4) たよりや献立表での情報提供	・給食だよりや献立表を発行し、保護者や地域に対し、給食への理解の促進と食に関する知識を普及させる。	学務課
(5) 給食試食会等における食育講座	・給食試食会、家庭教育委員会、学校保健委員会等における食育講座を開催する。	学務課



第3節 地域における食育の展開と食文化の継承

現状と課題

- ・静岡県教育委員会では6月と11月の第3週を「ふるさと給食週間」とし、「ふるさと給食の日」を毎月1回以上設けて郷土料理を取り入れています。
- ・国では、国産農林水産物の消費拡大に向けた国民運動「フード・アクション・ニッポン」を展開し、地元でとれる食材の食事への活用を促しています。
- ・富士商工会議所の「富士市地域おこし・特産品振興事業」の中で、優れた地域産品を「富士ブランド」認定品としてPRしています。
- ・ふるさと納税制度の返礼品として富士ブランド認定品を送付しています。
- ・食育推進地区では、野菜作りや和菓子作り体験などの食育体験活動を行っています。
- ・富士市ファミリー農園では、市民の方々に農業に対する理解を深めていただくことを目的に、自然にふれ合う機会を提供するための畑の貸し出しを行っています。
- ・富士市食生活推進員会は、食育の推進を目的に、食生活普及啓発事業を行います。
- ・今後も75歳以上の後期高齢者の増加が続くことが見込まれ、高齢者にフレイル等、心身の多様な課題に対応したきめ細やかな支援が必要です。そのため、地域の通いの場で活動する介護要望サポーターの養成を行っています。
- ・コロナ禍を境に、地域において楽しみながら共食する機会が減っています。
- ・食育推進地区で実施する防災訓練において、家庭用備蓄の啓発やパッククッキングの実習を行っています。

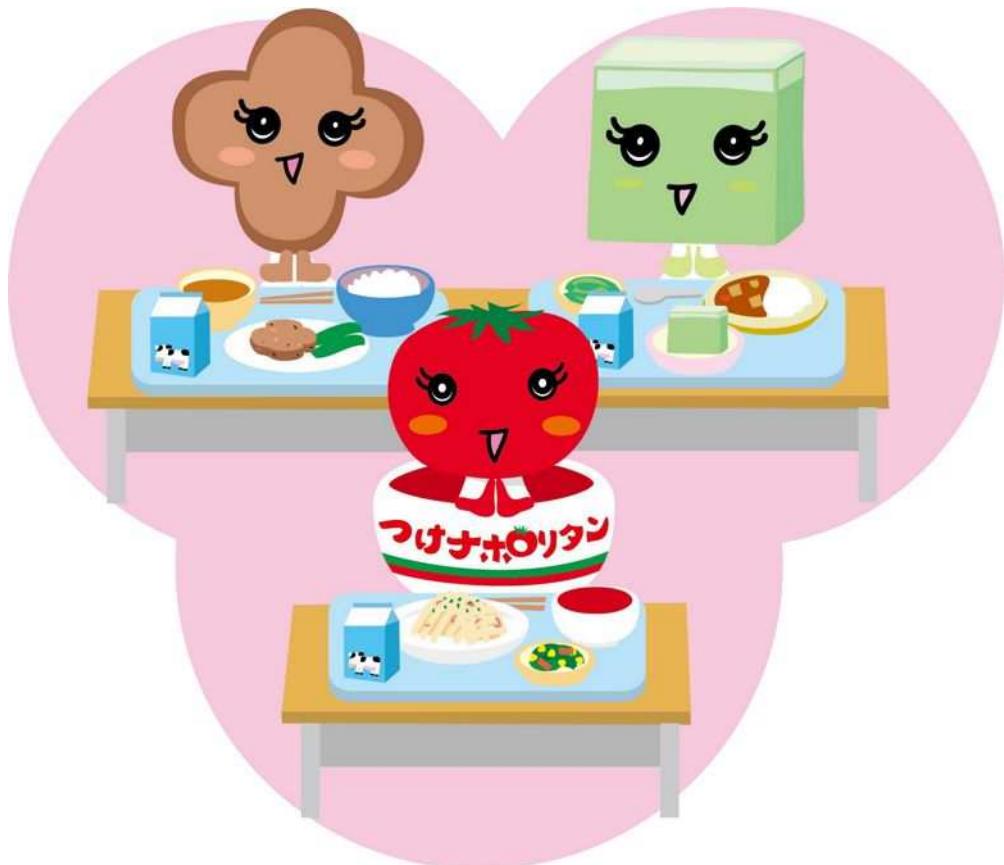


1. 給食等への地場産物や郷土料理等の導入

- 保育園給食や学校給食への地場産物や郷土料理・行事食の導入を図ります。

関連事業

事業名	事業内容	担当課
(1) 保育園給食（郷土食・行事食）	・季節の行事食を保育園給食に取り入れる。	保育幼稚園課
(2) 保育園給食への地場産物導入	・保育園給食への地場産物の導入を図るため、富士市学校給食等地場産品導入協議会から得た情報を各園と共有する。	保育幼稚園課
(3) 学校給食（郷土食・行事食）	・年間計画に基づき、郷土料理・行事食を継続して学校給食に取り入れる。また、「ふるさと給食の日」を毎月1回以上取り入れるよう指導する。	学務課
(4) 学校給食への地場産物導入	・学校給食への地場産物の導入拡大を図るため、富士市学校給食等地場産品導入協議会において、関係機関や生産者、納入業者との連絡調整を行う。	学務課



2. 地場産物の消費拡大

- 富士ブランド認定品のPRや、地場産品マップや産直市マップ等を通じて地場産物の消費の拡大を図ります。

関連事業

事業名	事業内容	担当課
(1) 富士ブランド事業の促進	・富士商工会議所の富士ブランド認定品をPRするなどの事業を支援し、地場産品の消費の拡大を図る。	産業政策課
(2) 地場農産物直売所PR事業	・地産地消を推進するため、産直市マップやリーフレット等を配布し、広報、啓発を行う。	農政課
(3) 富士のお茶PR事業	・小中学校、地区まちづくりセンター等で実施する「お茶に関する講座」や市内外で開催されるイベント内でのお茶の試飲や体験等を通して、認知度向上、消費拡大につなげる。	農政課



3. 地域等における食育活動への支援

- 食育推進地区を指定し、重点的に食育を推進するとともに、食育に関する資料・情報提供等により市民の食育活動を支援します。

関連事業

事業名	事業内容	担当課
(1) 市民食育活動への支援	・食育に関する資料提供、情報提供等を行い、市民の食育活動を支援する。	地域保健課
(2) 食育講座	・地域等で開催する食育講座に講師を派遣し、地域における食育活動を支援する。	地域保健課
(3) 食育推進地区事業	・食育推進地区を指定し、小中学校等と連携しながら、地区における食育を推進する取組を行う。	地域保健課

4. 地域等との協働による食育体験講座・活動の推進

- 体験講座・活動を通じて、地域の食文化や農業に対する市民の理解を深めます。

関連事業

事業名	事業内容	担当課
(1) 市民農園	・農作業体験をする機会を提供及び促進し、農作物の栽培、収穫体験を通じ農作物に対する理解を深める。	農政課



5. 地域での食育を担う人材の育成

- 食生活推進員をはじめ、地域において食育を推進する人材の育成を図ります。

関連事業

事業名	事業内容	担当課
(1) 食生活推進員活動支援事業	・富士市食生活推進員 ^{※28} に研修会等を実施し、地域での食生活改善並びに食育に関する普及啓発活動を支援する。	地域保健課
(2) 介護予防サポートー（料理）事業 ☆新規	・高齢者の通いの場で料理教室を開催できる介護予防サポートー（料理）を養成し育成する。	地域保健課

6. 地域における共食の推進 ☆新規

- 子ども食堂や高齢者の通いの場など、地域での様々な共食の場づくりを支援します。

関連事業

事業名	事業内容	担当課
(1) 子ども食堂への支援	・子どもの孤食を防ぎ、仲間と楽しく食事をする居場所づくりの役割を担う「子ども食堂」の支援を行う。	こども家庭課
(2) ご近所さんの料理教室活動支援 ☆新規	・高齢者が社会参加する通いの場で、介護予防サポートーが中心になり、食事作りや共食を行なう教室の活動支援を行う。	地域保健課

※28 自主的に食生活改善並びに食育に関する普及啓発活動を行っているボランティア。富士市食生活推進員会に属し、市が行う研修会を受講している。

7. 災害時に備えた食育の推進 ☆新規

- 災害時に備え食料備蓄や非常食に関する市民の意識の向上を図ります。

関連事業

事業名	事業内容	担当課
(1) 災害時の食に関する普及啓発 ☆新規	・地区が実施する防災訓練等において、災害時に備えた食育について啓発する。	地域保健課



第4節 健康と環境、安全に配慮した食育の推進

現状と課題

- ・世界糖尿病デー及び世界腎臓デー※29 と合わせて、糖尿病及び腎臓病の普及啓発活動を実施しています。
- ・富士市国民健康保険の特定健康診査受診率は、県内市町を下回っていますが、特定健康診査を受診することによって、メタボリックシンドロームの早期発見や自身の健康状態を把握する機会となるよう、特定健康診査の受診率を向上させる必要があります。
- また、特定保健指導により、特定健康診査結果から生活習慣病のリスクに応じて、対象者が生活習慣と健診結果の関係性を理解し、自ら生活習慣を改善できるよう、支援を行っています。
- ・生活習慣病未治療で、特定健康診査結果に受診勧奨値がある人がいて、糖尿病や高血圧などの重症化予防事業を推進することが課題となっています。
- ・学校給食・保育園給食におけるアレルギー対応については、マニュアルを作成し、統一した対応を行っています。
- ・生涯を通じ、自分の歯で食事ができるよう「8020（ハチマル・ニイマル）運動」や「噛みング30（カミングサンマル）」の推進など、歯科保健分野から食育を推進する必要があります。
- ・市ウェブサイト等により、食育及び食品の安全・安心に関する情報提供を行っています。
- ・学校給食の1人1日当たりの残食量は増加傾向にあり、小中学校の平均は、令和3年度は15.6gとなっていますが、学校給食施設から排出される全ての生ごみは、業務委託により大型プラントでのリサイクル処理を行っています。
- ・ごみの出前講座は、小学校に加えて、中学校で試行しています。
- ・まだ食べられるのに捨てられてしまう食品である「食品ロス」は、国内で年間522万トンとされており、そのうち、家庭からは247万トンが捨てられています（令和2年の推計値）。家庭から出る食品ロスとして、「食べ残し」「過剰除去」「直接廃棄」があり、このような食品ロス対策が重要な課題となっています。
- ・勤労者への健康づくりを支援するため、ふじ職域健康リーダー設置事務所で健康に関する講座や健康チェックを行っています。



※29 国際糖尿病連合とWHOは、毎年11月14日を「世界糖尿病デー」に指定し、世界各地で糖尿病の予防、治療、療養について啓発活動を推進している。また、国際腎臓学会と腎臓財団国際連合は毎年3月第2木曜日を「世界腎臓デー」と指定し、腎臓病の予防・治療、症状管理を改善し、患者の意識を高める啓発活動を推進している。

1. 健康診断結果等における生活習慣病予防及び改善のための食生活指導等の充実

- 生活習慣病の予防及び改善、メタボリックシンドローム改善等に向けた食生活の実践に関する講座や教室、個別指導等を実施します。

関連事業

事業名	事業内容	担当課
(1) 運動講座	・生活習慣病や肥満の改善のための運動講座の中で食生活の改善について講話を行う。	健康政策課
(2) 市民栄養相談	・離乳食、幼児や学童思春期の食生活、生活習慣病などの食事についての相談を行う。	健康政策課
(3) 重症化予防事業	・糖尿病、高血圧、慢性腎臓病（CKD）※30などの重症化予防、心血管疾患の予防のために特定健診などの結果から受診勧奨を行い、医師から依頼のあった人に対して食生活改善指導を行う。	健康政策課
(4) 糖尿病予防講座	・糖尿病予防に関する食事や運動のポイントについて講話、実技などを含めた講座を行う。	健康政策課
(5) 高校生の健康づくり支援事業	・高校生を対象に講座や普及啓発活動を行い、家庭で生活習慣病予防のための食生活を実践できるようにする。	地域保健課
(6) 国保特定健康診査・特定保健指導	・40歳～74歳の富士市国民健康保険被保険者に対し、特定健康診査を実施し、受診者全員に情報提供を行う。階層化により抽出された保健指導対象者に特定保健指導を実施する。	国保年金課
(7) 個別栄養指導	・正しい食事療法の習得、疾病の治療及び悪化、再発の防止を目的として、個々の病態に応じた栄養指導を実施する。	富士市立中央病院



※30 腎臓の障害と機能の低下が慢性的に続いている状態のこと。

2. 食物アレルギーへの対応と指導・相談の実施

- 家庭、保育園、学校、医療機関、行政が連携し、食物アレルギーの知識を深め、適切な対応を行うことができるよう指導、相談を実施します。

関連事業

事業名	事業内容	担当課
(1) 保育園給食のアレルギー対応	・公立幼稚園、保育園、認定こども園において、食物アレルギーを持つ園児に適切に対応するための取組を行う。	保育幼稚園課
(2) みはら園給食のアレルギー対応 ☆新規	・食物アレルギーを持つ園児に対し、食物アレルギー対応マニュアルに沿って、適切な対応を行い、安全、安心な給食を提供する。	こども発達センター
(3) 食物アレルギー栄養相談	・食物アレルギーの対応が必要な乳幼児に対し栄養相談を行う。	地域保健課
(4) 病院給食における食物アレルギー対応	・アレルギーを有する患者に対して、アレルギー除去食の個別対応を実施し、医師が必要と判断した患者に対して、食物アレルギーに関する個別栄養指導を実施する。	富士市立中央病院
(5) 学校給食の除去食対応	・富士市学校生活アレルギー対応マニュアルを活用し、食物アレルギーによる事故を防止する。	学務課



3. 歯と口の健康増進のための指導・相談等の充実

- 口腔機能の保持・増進を図るための相談や、幼児や高齢者を対象としたブラッシング指導、節目検診の実施等により歯と口の健康増進を図ります。

関連事業

事業名	事業内容	担当課
(1) 口腔機能向上事業 (訪問型)	・歯科衛生士が、口腔状態の改善が必要な人の自宅に訪問し、口腔機能・口腔衛生について月1～2回程度で概ね4～6回指導を実施する。	高齢者支援課
(2) 歯科検診	・むし歯罹患率0%を目指し、園児、職員、保護者を対象に歯と食生活に関する指導を行う。	保育幼稚園課
(3) 歯周病検診	・健康増進法に基づく節目年齢の人を対象に、歯科医師による口腔内の検査と判定区分に基づく指導を行う。	健康政策課
(4) 母子歯科保健事業	・妊娠中の歯科健診、1歳6ヶ月児健診及び3歳児健診での歯科健診とフッ化物塗布、4・5歳児へのフッ化物利用推進講座、集団フッ化物洗口、親子歯みがき教室でのフッ化物利用の勧めやブラッシング指導を行う。	地域保健課
(5) 学校歯科検診	・歯磨きやうがいの重要性について啓発し、歯磨きの指導を行う。	学務課
(6) 家庭教育講座	・未就園児が対象の親子学級等で、パンフレットの配布など歯の健康に関する啓発等を行う。	社会教育課
(7) 高齢者教養講座	・地区まちづくりセンターで実施している高齢者対象の講座の中で、パンフレットの配布など歯の健康に関する啓発等を行う。	社会教育課



4. 食育及び食の安全・安心に関する情報提供

- 食育及び食の安全性に関する情報提供を行います。

関連事業

事業名	事業内容	担当課
(1) 広報ふじ・食育ウェブページ等による情報提供	・広報ふじや食育ウェブページ等により、食育及び食の安全・安心に関する情報提供を行う。	地域保健課

【富士市の食育に関するウェブページ】

The screenshot shows the official website of Fuji City (富士市). The top navigation bar includes links for '音声読み上げ' (Text-to-speech), 'Foreign language', '携帯サイト' (Mobile site), '使い方ガイド' (Usage guide), and 'サイトマップ' (Site map). It also features a search bar with options for '文字サイズ' (Text size: 小, 中, 大) and 'Google 提供' (Google provided).

The main menu at the top has categories: 防災・安全安心, 暮らし・手続, 健康・福祉・子育て, まちづくり, 教育・文化・スポーツ, 産業・事業者, and 市政情報.

The breadcrumb navigation indicates the current page is 'トップページ > 健康・福祉・子育て > 食育'.

The left sidebar under '健康・医療' lists various topics such as お知らせなど, 食育, 健康づくり, etc.

The central content area is titled '食育' (Food Education) and contains a list of links:

- 富士市の食育
- 富士市食育推進計画「富士山おむすび計画」
- 富士市食育推進会議
- 富士市食育推進事業実行委員会
- 富士市食育キャラクター「むすびん」のページ
- 富士市食生活推進員会
- 富士市食育応援団マップ

Below this is a '募集情報' (Recruitment Information) section with links:

- 富士市食育ソーターの募集(随時)
- 食生活推進員養成講座
- ふじタウンマップ「富士市食育応援団マップ」事業者募集

At the bottom is a '食育弁当コンテスト' (Food Education Bento Contest) section.

5. 学校・家庭での生ごみ対策の推進

- 学校や家庭での生ごみの減量と再利用化に向けた取組を推進します。

関連事業

事業名	事業内容	担当課
(1) 給食残食調査 ☆新規	・園児それぞれの適量把握や偏食支援を行うことで、残食が減り、ごみの削減につなげる。また、残食調査は、毎日行う。	こども発達センター
(2) ごみの出前講座	・富士市のごみ処理の現状を紹介し、ごみ減量意識の向上や普段の生活の中でできる減量に向けた取組の実践を啓発する。また、全小・中学校を対象にごみの出前講座を実施する。	廃棄物対策課
(3) 生ごみ処理推進事業	・「EMIぼかし」を利用した生ごみのリサイクル（堆肥化）を推進する。	廃棄物対策課
(4) 学校給食生ごみリサイクル事業	・小・中学校における給食の生ごみを堆肥化によりリサイクルする。	教育総務課
(5) 給食残量調査	・給食の食べ残しを減らすため、給食指導、放送での児童生徒への呼びかけや、入学説明会、給食試食会での保護者への呼びかけを行うとともに、各学校における残量調査（毎日）と、調理中の廃棄物も対象とした残量調査（11月・1月）を実施する。	学務課

6. 食品ロス対策の推進

- 食品ロス削減に向け、食品ロス削減に関する講座や啓発活動を実施します。

関連事業

事業名	事業内容	担当課
(1) 食品廃棄物削減事業	・講座等を開催し、食品ロスの現状について紹介し、食材を無駄にしない調理の仕方、余りがちな食材の調理の仕方、食品廃棄物を少なくする冷蔵庫の使い方及び買い物の仕方などの啓発を行う。	廃棄物対策課

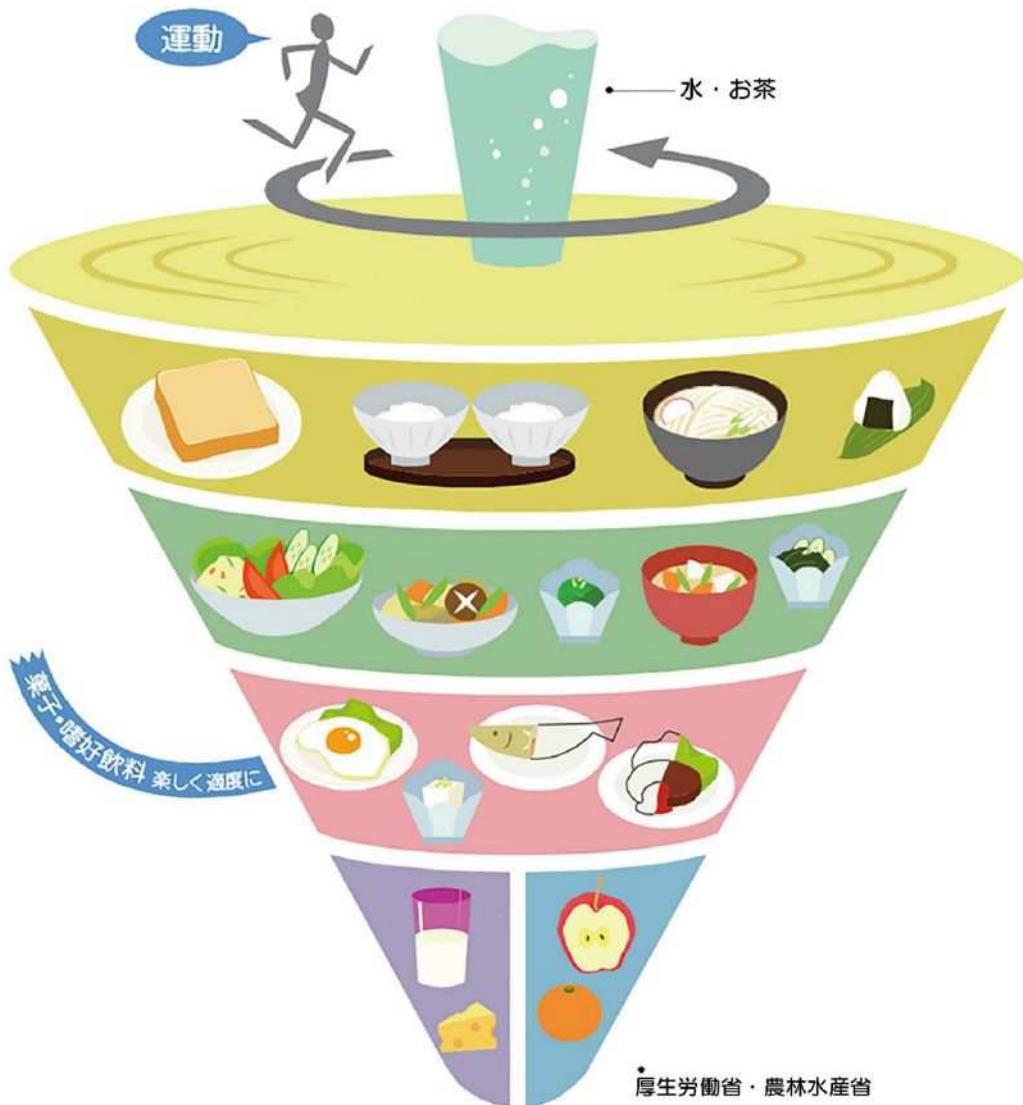
7. 職場における健康づくりを支援する食育の推進 ☆新規

- 職場における従業員等の健康に配慮した食育の推進を図ります。

関連事業

事業名	事業内容	担当課
(1) 事業所での健康講座・相談 ☆新規	・ふじ職域健康リーダー設置事業所において、勤労者への健康づくりを支援するため健康講座や健康相談、健康チェックを行う。	地域保健課

食事バランスガイド



第5章 計画の推進策

第1節 第4次計画で踏まえるポイント

ポイント1

ライフステージに応じた取組の推進【ひとづくり】

食育に関する現状や課題は、子どもから高齢者まで、世代によって様々です。それぞれのライフステージやライフスタイル、多様な暮らしに応じた「生涯を通じた切れ目のない食育」を推進します。

本計画では、妊娠期・乳幼児期・学齢期・青年期・壮中年期・高齢期・全世代共通の取組に分け、展開しています。

(1) 妊娠期

事業名	ページ	担当課
お母さんお父さん教室	69	地域保健課

(2) 乳幼児期

事業名	ページ	担当課
幼児健康診査・6か月児すくすく赤ちゃん講座	69	地域保健課
離乳食講習会	69	地域保健課
オンライン離乳食講習会	72	地域保健課
朝食調査	74	保育幼稚園課
食生活に関する調査	74	こども発達センター
食育計画（保育園・幼稚園）	75	保育幼稚園課
クッキング保育	76	保育幼稚園課
野菜栽培と収穫の体験活動	76	保育幼稚園課
クッキング保育	76	こども発達センター
職員への研修	76	保育幼稚園課
保育園給食	77	保育幼稚園課
家庭への情報提供	78	保育幼稚園課
たよりでの情報提供	78	こども発達センター
給食試食会	78	こども発達センター
保育園給食（郷土食・行事食）	80	保育幼稚園課

保育園給食への地場産物導入	80	保育幼稚園課
保育園給食のアレルギー対応	87	保育幼稚園課
みはら園給食のアレルギー対応	87	こども発達センター
食物アレルギー栄養相談	87	地域保健課
歯科検診	88	保育幼稚園課
母子歯科保健事業	88	地域保健課
家庭教育講座	88	社会教育課
給食残食調査	90	こども発達センター

(3) 学齢期

事業名	ページ	担当課
健康クッキング	68	地域保健課
富士のお茶グランプリ	68	農政課
生活困窮世帯学習支援事業	71	生活支援課
小中学生栄養調査	74	地域保健課
朝食調査	74	学務課
教科の中での食育指導（小・中学校）	75	学校教育課
緑茶の入れ方・静岡茶に関する学習	75	学校教育課
小児生活習慣病予防検診	75	学務課
野菜の栽培と収穫の体験活動	76	学校教育課
職員への研修	76	学務課
食育推進校事業	77	地域保健課
学校給食を通じた食育指導	77	学務課
たよりや献立表での情報提供	78	学務課
給食試食会等における食育講座	78	学務課
学校給食（郷土食・行事食）	80	学務課
学校給食への地場産物導入	80	学務課
子ども食堂への支援	83	こども家庭課
学校給食の除去食対応	87	学務課
学校歯科検診	88	学務課
ごみの出前講座	90	廃棄物対策課
学校給食生ごみリサイクル事業	90	教育総務課
給食残量調査	90	学務課

(4) 青年期

事業名	ページ	担当課
教科の中での食育指導（市立高校）	75	富士市立高等学校
高校生の健康づくり支援事業	86	地域保健課

(5) 壮中年期

事業名	ページ	担当課
富士市障害者配食サービス事業	70	障害福祉課
富士ブランド事業の促進	81	産業政策課
市民農園	82	農政課
食生活推進員活動支援事業	83	地域保健課
運動講座	86	健康政策課
重症化予防事業	86	健康政策課
糖尿病予防講座	86	健康政策課
国保特定健康診査・特定保健指導	86	国保年金課
歯周病検診	88	健康政策課
生ごみ処理推進事業	90	廃棄物対策課
食品廃棄物削減事業	90	廃棄物対策課
事業所での健康講座・相談	91	地域保健課



(6) 高齢期

事業名	ページ	担当課
栄養改善指導事業（訪問型）	70	高齢者支援課
富士市食の自立支援事業	70	高齢者支援課
ご近所さんの運動教室活動支援事業	70	地域保健課
高齢者教養講座	70	社会教育課
介護予防サポート（料理）事業	83	地域保健課
ご近所さんの料理教室活動支援	83	地域保健課
口腔機能向上事業（訪問型）	88	高齢者支援課
高齢者教養講座	88	社会教育課



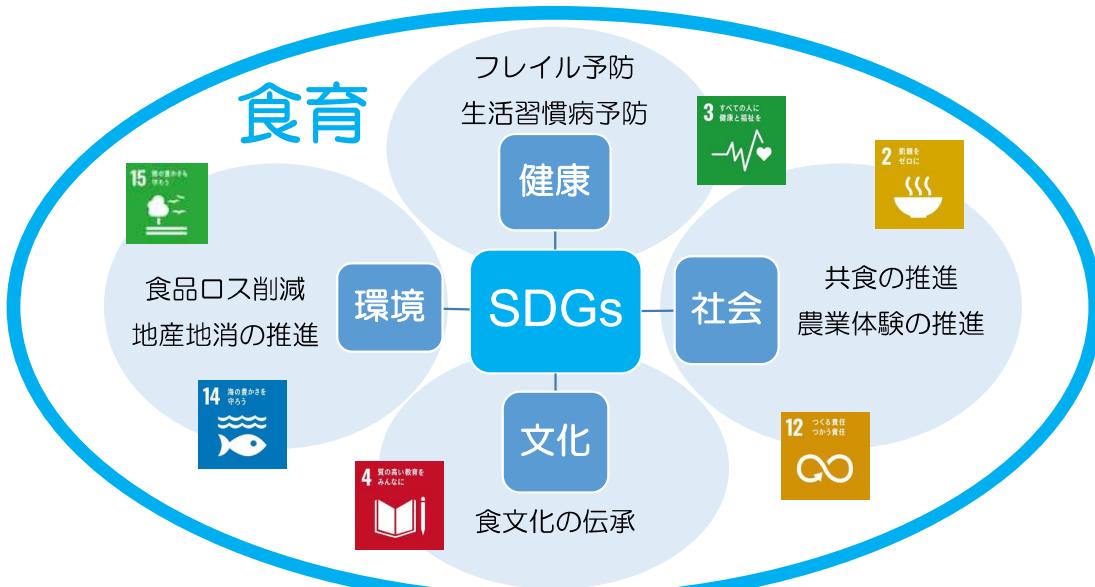
(7) 全世代共通

事業名	ページ	担当課
食育講演会	67	地域保健課
まちづくりセンター講座	67	社会教育課
市政いきいき講座	67	社会教育課
男女共同参画の視点からのクッキング講座	68	市民活躍・男女共同参画課
食育普及啓発事業	68	地域保健課
富士市の食育「ふじ食」プロジェクト	71	地域保健課
むすびんフェイスブックページ	71	地域保健課
地場農産物直売所 PR 事業	81	農政課
富士のお茶 PR 事業	81	農政課
市民食育活動への支援	82	地域保健課
食育講座	82	地域保健課
食育推進地区事業	82	地域保健課
災害時の食に関する普及啓発	84	地域保健課
市民栄養相談	86	健康政策課
個別栄養指導	86	富士市立中央病院
病院給食における食物アレルギー対応	87	富士市立中央病院
広報ふじ・食育ウェブページ等による情報提供	89	地域保健課

SDGsの視点を踏まえた食育の推進【まちづくり】

ポイント2

豊かで健全な食生活を送るためには、食を支える持続可能な環境の維持が不可欠です。地産地消の推進や、農作業などの農業体験による関心・理解の促進、食品ロス削減など、食育の推進はSDGsとも関連が深いことから、SDGsの視点を踏まえた食育を推進します。



富士市は令和2年7月に「SDGs未来都市」に認定されました。富士山の恵みを次代に引き継ぐとともに、地域をリードする中核的な都市として、様々な社会課題の解決に向けた新たな成長力を生み出し、経済・社会・環境の3つの側面が調和した持続可能な開発を実現するため、「富士市第2期SDGs未来都市計画（2023～2025）」を策定しました。

富士山おむすび計画は、多様な主体と連携・協働し、SDGs未来都市計画を踏まえたまちづくりを推進します。

■国際連合の「SDGs」ロゴ及びアイコン

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



■「SDGs未来都市富士市」ロゴマーク



富士山とともに 輝く未来を拓くまち
SDGs 未来都市 富士市

【企業や団体等とのパートナーシップによるまちづくり】

行政と企業の協働により地域課題を解決することを目的に、本市は、様々な企業と連携協定を締結しています。「第4次富士山おむすび計画」においても、協定を締結する企業とさらなる連携を強化し、それぞれの事業活動において協働していくことを推進します。

また、本計画の計画目標や個別の取組について、「SDGs共想・共創プラットフォーム」に行政課題として公表し、その解決に向けて、様々な企業や団体から広く提案を受け付けるとともに、官民連携によるプロジェクト創出拡大を図り、SDGsの視点を踏まえた食育を推進します。

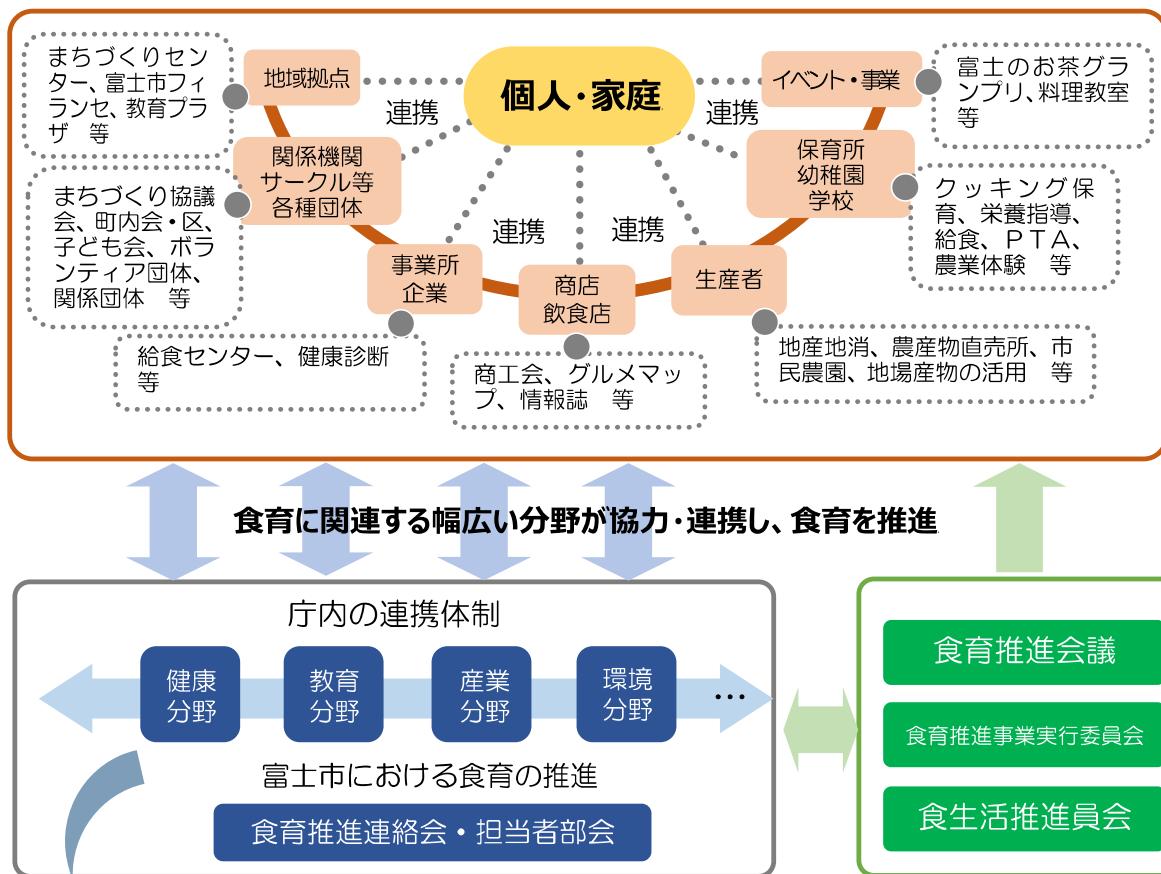


ポイント3

食育推進における連携体制の強化【きずなづくり】

食育の推進には、保健、教育、福祉、環境、文化、産業など、様々な分野が連携し、相互作用による取組の充実を図ることが求められます。さらなる食育の推進に向けて、府内各課をはじめ、団体・関係機関の有機的な連携を図ります。

■各種資源の連携イメージ



食育推進における各分野の連携イメージ

健康: 各種保健事業等の機会を通じ、個々の体に合った栄養バランスの認識を向上させ、実践を働きかける

教育: 給食や授業を通じた食育により、子どもの豊かな心や生活力を育むとともに、保護者の認識も向上させる

産業: 地元農林水産物を活用し、地域の魅力を高める

環境: フードロスの削減や環境に配慮した食生活について啓発する

など

第2節 施策の推進に当たっての役割分担

本計画の推進に当たって、各主体に期待する役割は以下のとおりです。

1 市民の役割

食育の主役は市民です。市民一人一人が食に対する関心を深め、食についての正しい知識を身につけ、生涯にわたり健全な食生活の実践を心がけることが望まれます。

2 家庭の役割

家庭においては、望ましい食習慣の形成、食に関する知識の習得、食を通じたコミュニケーションの場として、食育を意識した日常生活を営むことが望されます。

3 保育園・幼稚園・認定こども園・学校の役割

生涯を通じた食行動の基礎をつくる重要な時期を支えるため、保育園、幼稚園、認定こども園、学校などの関係者は、食育を行うための資質向上に努めるとともに、家庭、地域、行政、給食関係者、農産物等の生産者、流通・加工業者などと連携し、様々な機会をとらえ、食育を総合的に推進することが望れます。

4 地域の役割

地域においては、まちづくり協議会、町内会・区、子ども会、ボランティア団体、関係団体等により、様々な機会を利用して、積極的に食育に取り組むことが望されます。

5 農林漁業者の役割

農林漁業者及び関係団体は、市民への安全で安心な農産物等の提供をはじめ、様々な体験活動の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と生産活動の重要性について市民の理解が深まるよう努め、教育関係者や関係機関等と連携して食育の推進に取り組むことが望されます。

6 食品関連事業者の役割

食品関連事業者は、安全安心な食品の製造、加工、流通、販売及び食事の提供や正しい情報の発信に努め、自主的かつ積極的に食育を進めるとともに、市が実施する食育の推進に関する施策やその他の食育の推進に関する活動に協力することが望されます。

7 保健医療関係者の役割

保健医療関係者は、乳幼児から高齢者までのライフステージに合わせた栄養指導をはじめ、生活習慣病と食の関わりなど正しい健康情報の提供に努めることが望まれます。

8 行政（市）の役割

行政（市）は、本計画に基づき、食育を市民活動として推進するために必要な施策を展開するとともに、円滑な施策の推進を図るため、食育担当部署を中心に府内及び国・県や様々な食育分野の関係者との連携を密にしながら、総合的かつ効果的な食育の推進に努めます。

第3節 計画の進行管理と評価

本計画に実効性を持たせ、計画的・効果的に推進するため、毎年、各事業の具体的な内容を示す実施計画を策定し、1年ごとに達成状況を把握します。

また、本計画の成果指標の目標値については、関連する計画における評価指標や市民に対するアンケート調査等で現状の把握を行います。

さらに、富士市食育推進会議及び食育推進連絡会において、定期的に検証、評価を行った上で、その結果に基づきより適切な食育の推進を図ります。

なお、国や県の計画の見直しに対応し、本計画の期間中であっても、計画内容の見直しが必要となった場合には隨時見直しを行います。



資料編

1 食育基本法

(平成十七年六月十七日法律第六十三号)

最終改正：平成二七年九月一一日法律第六六号

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようになるとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようになることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、德育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の瘦身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることから、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

(食に関する感謝の念と理解)

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

(食育推進運動の展開)

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

第五条 食育は、父母その他の保護者にあっては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあっては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配意及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配意し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

(食品の安全性の確保等における食育の役割)

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

(国の責務)

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

第十一條 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体（以下「教育関係者等」という。）は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体（以下「農林漁業者等」という。）は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

(食品関連事業者等の責務)

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体（以下「食品関連事業者等」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置

その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進について講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 食育推進基本計画等

(食育推進基本計画)

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

- 2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針
 - 二 食育の推進の目標に関する事項
 - 三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを農林水産大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県食育推進計画)

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

- 2 都道府県（都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議）は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

第十八条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

- 2 市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議）は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第三章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域における食生活の改善のための取組の推進)

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進運動の展開)

第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び

国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

第二十五条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第二十六条 農林水産省に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会長)

第二十八条 会長は、農林水産大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 農林水産大臣以外の国務大臣のうちから、農林水産大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者

二 食育に関して十分な知識と経験を有する者の中から、農林水産大臣が任命する者
2 前項第二号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第三十条 前条第一項第二号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二一年六月五日法律第四九号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日から施行する。

附 則（平成二七年九月一日法律第六六号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(食育基本法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に第二十五条の規定による改正前の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれている食育推進会議は、第二十五条の規定による改正後の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれる食育推進会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。



2 富士市食育推進会議条例

平成 19 年 3 月 26 日

条例第 7 号

改正 平成 19 年 9 月 28 日条例第 26 号

令和 4 年 3 月 30 日条例第 6 号

(設置)

第1条 食育基本法（平成 17 年法律第 63 号。以下「法」という。）第 33 条第 1 項の規定に基づき、富士市食育推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 富士市食育推進計画（法第 18 条第 1 項の市町村食育推進計画をいう。）を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、本市における食育の推進に関して、重要事項を審議し、及びその施策の実施を推進すること。

(組織)

第3条 推進会議は、15 人以内の委員で組織する。

2 委員は、食育に関して十分な知識と経験を有する者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることがある。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 推進会議の会議は、半数以上の委員が出席しなければ、開くことができない。
- 3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、保健部で処理する。

(一部改正〔平成19年条例26号・令和4年6号〕)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年9月28日条例第26号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月30日条例第6号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。



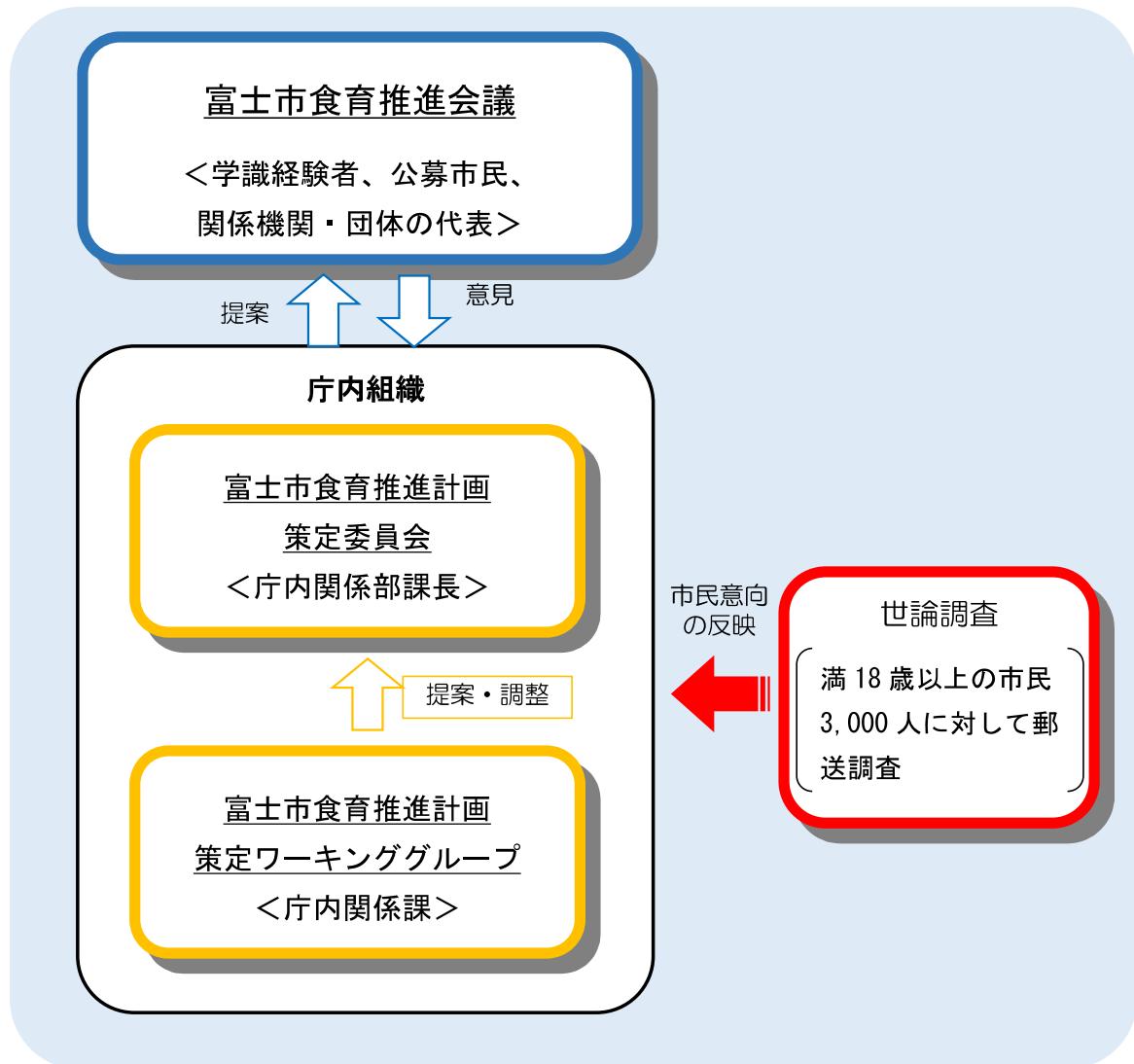
3 計画の策定体制

計画策定に当たっては、庁内関係部課長で構成する「富士市食育推進計画策定委員会」及びその下部組織である庁内関係課で構成する「富士市食育推進計画策定ワーキンググループ」において協議、検討しました。

また、庁内組織からの提案について、学識経験者、公募市民、関係機関・団体の代表などで構成する「富士市食育推進会議」において審議しました。

さらに、より多くの市民の意向を計画に反映するため、「世論調査」を実施しました。

【計画策定体制】



4 計画策定の経緯

年 月 日	実 施 事 項	内 容
令和4年 5月 25日	令和4年度第1回富士市食育推進会議	主旨説明・計画策定の方向性について
6月 13日 7月 4日	世論調査	満18歳以上の市民3,000人に対して郵送調査（回収率49.8%）
11月 9日	第1回第4次富士市食育推進計画策定委員会・策定ワーキンググループ合同会議	世論調査結果報告・計画案検討
12月 14日	令和4年度第2回富士市食育推進会議	世論調査結果報告・計画案検討
令和5年 1月 31日	第2回第4次富士市食育推進計画策定ワーキンググループ会議	計画案検討
2月 7日	第2回第4次富士市食育推進計画策定委員会会議	計画案検討
3月 22日	令和4年度第3回富士市食育推進会議	計画案検討
7月 12日	令和5年度第1回富士市食育推進会議	計画案検討
10月 17日	第3回第4次富士市食育推進計画策定委員会・策定ワーキンググループ合同会議	計画案検討
10月 25日	令和5年度第2回富士市食育推進会議	計画案検討
令和6年 12月 15日～ 1月 16日	パブリック・コメント実施	富士市ウェブサイトへの掲載、地域保健課、各まちづくりセンター、中央図書館での閲覧。
2月 28日	令和5年度第3回富士市食育推進会議	パブリック・コメントについての報告

5 富士市食育推進会議委員名簿

令和4年度 富士市食育推進会議委員名簿

役 職	氏 名	所属・役職等
会 長	渡辺 栄一	富士商工会議所 議員
副会長	市川 陽子	静岡県立大学 食品栄養科学部教授
委 員	日向 真一	富士市医師会 理事
委 員	秋元 隆宏	富士市歯科医師会
委 員	小野田 清美	富士市校長会 給食常任理事
委 員	黒崎 葉子	富士市学校栄養士会 栄養教諭
委 員	藤田 道信	富士地区私立幼稚園協会 藤田幼稚園園長
委 員	内藤 朝日	富士市民間保育園連盟 緑ヶ丘保育園園長
委 員	小林 辰明	富士伊豆農業協同組合 統括営農経済センター長
委 員	山田 裕之	マックスバリュ東海株式会社 営業本部 第三事業部 静岡中部運営部部長
委 員	保科 朗子	NPO 法人ふじのくに学校給食を考える会 副理事
委 員	齊藤 久江	国際ソロプロミスト富士 理事
委 員	稻葉 明美	公募市民
委 員	川上 安由	公募市民
委 員	島田 真吾	公募市民
アドバイザー	川田 典子	静岡県富士健康福祉センター 医療健康課長
アドバイザー	若松 雄二	静岡県富士健康福祉センター 衛生薬務課長
アドバイザー	中村 和彦	静岡県富士農林事務所 生産振興課長

令和5年度 富士市食育推進会議委員名簿

役 職	氏 名	所属・役職等
会 長	日向 真一	富士市医師会 理事
副会長	市川 陽子	静岡県立大学 食品栄養科学部教授
委 員	岸田 保世	富士市歯科医師会
委 員	荻原 義隆	静岡県富士見中学校・高等学校 校長
委 員	中村 弘	富士市地区福祉推進会連絡会 副会長
委 員	草分 寛也	富士地区私立幼稚園協会 認定こども園曙幼稚園園長
委 員	後藤 大周	富士市民間保育園連盟 岩松保育園園長
委 員	小林 辰明	富士伊豆農業協同組合 統括営農経済センター長
委 員	平山 健	マックスバリュ東海株式会社 営業本部 第三事業部 静岡中部運営部部長
委 員	鈴木 康弘	富士商工会議所 議員
委 員	保科 朗子	NPO 法人ふじのくに学校給食を考える会 副理事
委 員	大箸 ひろみ	国際ソロプチミスト富士 理事
委 員	勝又 妃花	公募市民
委 員	田中 香織	公募市民
委 員	鈴木 順一郎	公募市民
アドバイザー	若松 佳世	静岡県富士健康福祉センター 医療健康課長
アドバイザー	中川 秀和	静岡県富士健康福祉センター 衛生薬務課長
アドバイザー	中村 和彦	静岡県富士農林事務所 生産振興課長
アドバイザー	小野田 清美	富士市校長会 給食常任理事 富士市立富士第二小学校長

6 食育推進計画策定委員会構成

令和4年度

区分	所 属
委員長	保健部長
委 員	市民部 市民安全課長
委 員	福祉部 高齢者支援課長
委 員	こども未来部 こども未来課長
委 員	こども未来部 保育幼稚園課長
委 員	こども未来部 こども家庭課長
委 員	保健部 健康政策課長
委 員	保健部 地域保健課長
委 員	環境部 廃棄物対策課長
委 員	産業交流部 農政課長
委 員	教育委員会 学校教育課長
委 員	教育委員会 学務課長
委 員	教育委員会 社会教育課長

令和5年度

区分	所 属
委員長	保健部長
委 員	福祉部 高齢者支援課長
委 員	こども未来部 保育幼稚園課長
委 員	こども未来部 こども家庭課長
委 員	こども未来部 こども発達センター長
委 員	保健部 健康政策課長
委 員	保健部 地域保健課長
委 員	環境部 廃棄物対策課長
委 員	産業交流部 農政課長
委 員	教育委員会 学校教育課長
委 員	教育委員会 学務課長
委 員	教育委員会 社会教育課長

7 食育推進計画策定ワーキンググループ構成

令和4年度

所 属
市民部 市民安全課
福祉部 高齢者支援課
こども未来部 こども未来課
こども未来部 保育幼稚園課
こども未来部 田子浦幼稚園
こども未来部 柏原保育園
こども未来部 こども家庭課
保健部 健康政策課
環境部 廃棄物対策課
産業交流部 農政課
教育委員会 学校教育課
教育委員会 学務課
富士市立吉永第一小学校
富士市立富士中央小学校
教育委員会 社会教育課
富士市立高等学校

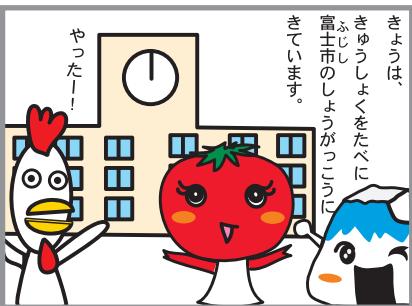
令和5年度

所 属
福祉部 高齢者支援課
こども未来部 保育幼稚園課
こども未来部 田子浦幼稚園
こども未来部 厚原保育園
こども未来部 こども家庭課
こども未来部 こども発達センター
保健部 健康政策課
環境部 廃棄物対策課
産業交流部 農政課
教育委員会 学校教育課
教育委員会 学務課
富士市立岩松小学校
富士市立吉永第一小学校
教育委員会 社会教育課
富士市立高等学校

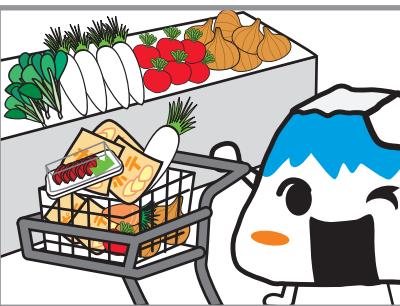


ふじ食4コマまんが!!

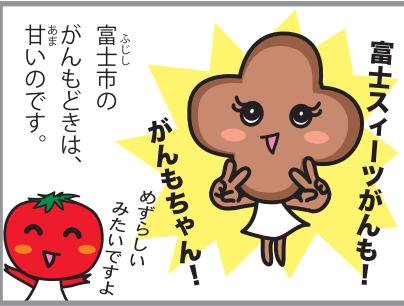
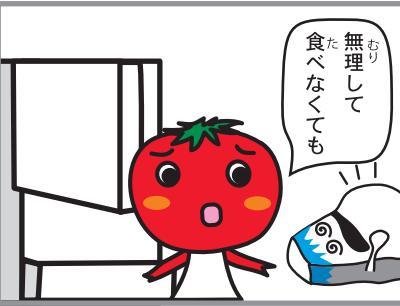
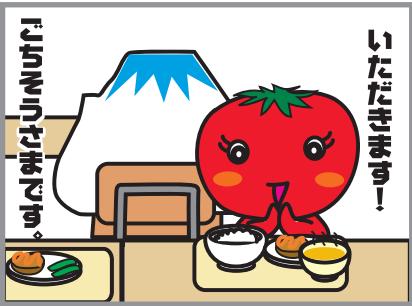
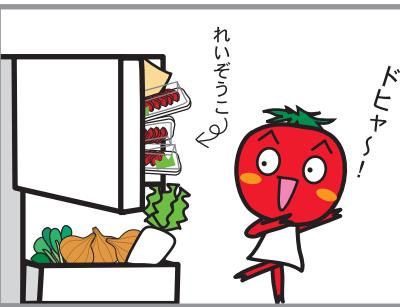
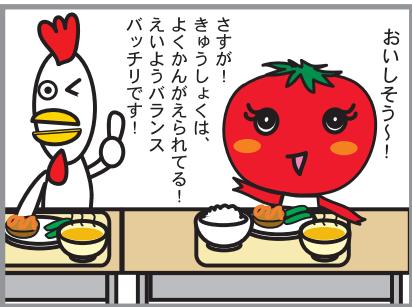
えいよう
「栄養バランス
バッカリ！学校給食」の巻



むだ
「無駄をなくそう！」の巻



あじつ
「味付けがんもどき？」の巻



【作者紹介】

あしざわまさひと

富士市在住の造形作家・イラストレーター。ふじつけナポリタン公式キャラクター「ナポリン」の産みの親。絵画造形教室アトリエパセリ代表として、子どもたちに絵や工作を教えている。



富士市行政資料登録番号

R5-54

富士市保健部地域保健課

住所:〒416-8558 静岡県富士市本市場432番地の1(富士市フィランセ内)

電話:0545-67-0201

FAX:0545-64-9030

メールアドレス:ho-chiiki@div.city.fuji.shizuoka.jp